

ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款（ワイド）

平成29年12月

北陸通信ネットワーク株式会社

目 次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 用語の定義	5
第2章 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分等	11
第4条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分	11
第5条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目等	11
第3章 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域	11
第6条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域	11
第4章 契約	12
第7条 契約の単位	12
第8条 共同契約	12
第9条 加入契約回線の終端	12
第10条 特定契約者回線の終端	12
第11条 収容区域及び加入区域	12
第12条 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法	12
第13条 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾	13
第14条 最低利用期間	13
第15条 品目等の変更	14
第16条 加入契約回線等の移転	14
第17条 加入契約回線の異経路	14
第18条 その他の契約内容の変更	14
第19条 利用の一時中断	14
第20条 利用権の譲渡の禁止	14
第21条 契約者が行うワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除	14
第22条 当社が行うワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除	14
第23条 その他の提供条件	15
第5章 契約者回線群の設定等	16
第24条 契約者回線群の設定	16
第25条 契約者回線群の変更等	16
第26条 契約者回線群の廃止	16
第6章 付加機能	17
第27条 付加機能の提供	17
第28条 付加機能の変更	17
第29条 付加機能の廃止	17
第7章 端末設備の提供等	17
第30条 端末設備の提供	17
第31条 端末設備の移転	17
第32条 端末設備の利用の一時中断	17

第 8 章	回線相互接続	18
第 33 条	当社又は他社の電気通信回線の接続	18
第 34 条	他社接続回線との相互接続	18
第 35 条	他社接続回線接続変更	18
第 36 条	接続休止	18
第 37 条	相互接続点の所在場所の掲示等	18
第 9 章	利用中止等	19
第 38 条	利用中止	19
第 39 条	利用停止	19
第 10 章	通信等	20
第 40 条	通信の条件	20
第 41 条	通信利用の制限等	20
第 42 条	協定事業者の契約約款等による制約	21
第 11 章	料金等	22
第 1 節	料金及び工事に関する費用	22
第 43 条	料金及び工事に関する費用	22
第 2 節	料金等の支払義務	22
第 44 条	料金の支払義務	22
第 45 条	工事費の支払義務	24
第 46 条	線路設置費の支払義務	24
第 47 条	設備費の支払義務	24
第 3 節	料金の計算等	25
第 48 条	料金の計算方法等	25
第 49 条	料金等支払いの連帯責任	25
第 4 節	割増金及び遅延損害金	25
第 50 条	割増金	25
第 51 条	遅延損害金	25
第 5 節	他社料金設定回線の料金の取扱い等	25
第 52 条	他社料金設定回線の料金の取扱い等	25
第 12 章	保守	26
第 53 条	契約者の維持責任	26
第 54 条	契約者の切分責任	26
第 55 条	修理又は復旧の順位	26
第 13 章	損害賠償	27
第 56 条	責任の制限	27
第 57 条	免責	27
第 14 章	雑則	28
第 58 条	承諾の限界	28
第 59 条	利用に係る契約者の義務	28
第 60 条	他人に使用させる場合の契約者の義務	28

第 61 条	契約者からの加入契約回線及び端末設備の設置場所の提供等	29
第 62 条	技術的事項及び技術資料の閲覧	29
第 63 条	契約者からの通知	29
第 64 条	契約者の氏名等の通知	29
第 65 条	協定事業者からの通知	29
第 66 条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	29
第 67 条	協定事業者によるワイドエリアバーチャルスイッチサービスに関する料金等の回収代行	29
第 68 条	法令に規定する事項	30
第 69 条	契約者情報の取扱い	30
第 70 条	閲覧	30
第 15 章	附帯サービス	30
第 71 条	附帯サービス	30
別記		31
1	ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域等	32
2	契約者の地位の承継	32
3	契約者の氏名等の変更	32
4	協定事業者	32
5	他社料金設定回線	33
6	他社料金設定回線の料金の取扱い等	33
7	契約者からの加入契約回線及び端末設備の設置場所の提供等	33
8	自営端末設備の接続	33
9	自営端末設備に異常がある場合等の検査	34
10	自営電気通信設備の接続	34
11	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	34
12	LTE回線又はハイブリッド回線に係る通信利用の制限	34
13	当社の維持責任	35
14	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	35
15	新聞社等の基準	35
16	技術資料の項目	35
17	セキュリティ監視サービス	35
18	カスタマーコントロール提供サービス	36
19	宅内配線接続等工事の施行	37
20	契約者の禁止行為	37
料金表		38
通則		40
第 1 表	ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金	42
第 2 表	工事に関する費用	134
料金表別表 1		
(1)	ATM方式の品目に係る伝送速度	140
(2)	イーサネット方式の品目に係る伝送速度	141
(3)	仮想チャネルの品目に係る伝送速度	142
(4)	インターネット接続機能Ⅲの品目に係る伝送速度	143
料金表別表 2	同一都県内に終始する契約者回線群に所属するアクセス回線の回線使用料の割引の適用	144

別表	145
基本的な技術的事項	146
附則	151

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりワイドエリアバーチャルスイッチサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 ワイドエリアバーチャルスイッチ網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス	ワイドエリアバーチャルスイッチ網を使用して行う電気通信サービス
5 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2	第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスであって、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2のもの
6 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3	第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスであって、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3のもの
7 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2	第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスであって、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2のもの
8 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3	第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスであって、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3のもの
9 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりワイドエリアバーチャルスイッチサービスを提供する当社の事業所
10 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所	ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに関する業務を行う当社の事務所
11 収容局設備	ワイドエリアバーチャルスイッチ網に所属するワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局に設置される電気通信設備
12 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約	当社からワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供を受けるための契約

13 契約者	当社とワイドエリアバーチャルスイッチ契約を締結している者
14 相互接続点	KDDI株式会社とKDDI株式会社が別に定める電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条の規定により届出をしたものをいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（KDDI株式会社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
15 協定事業者	KDDI株式会社又はKDDI株式会社とワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る相互接続協定を締結しているKDDI株式会社が別に定める電気通信事業者
16 他社接続回線	相互接続点において、KDDI株式会社の電気通信回線と相互に接続する電気通信回線であって、KDDI株式会社が別に定める電気通信事業者が設置するもの
17 接続契約回線	相互接続点を介して他社接続回線と収容局設備とを相互に接続するための電気通信設備
18 加入契約回線	KDDI株式会社がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置する電気通信回線
19 特定契約者回線	ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて収容局設備とその収容局設備が設置されているワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局内のKDDI株式会社が指定する場所との間に設置される電気通信回線または収容局設備とKDDI株式会社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
20 無線基地局設備	無線機器（アンテナ設備及び無線送受信装置を有する43に定める端末設備又は45に定める自営電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
21 WiMAX基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
22 LTE基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備
23 WiMAX2+基地局設備	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備
24 WiMAX機器	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器
25 LTE機器	LTE基地局設備と通信する機能を有する無線機器
26 ハイブリッド機器	LTE基地局設備及びWiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器
27 WiMAX回線	WiMAX基地局設備と契約者が指定するWiMAX機器との間にUQコミュニケーションズ株式会社により設定された電気通信回線
28 インターネット接続回線	相互接続点を介してインターネットと収容局設備とを相互に接続するための電気通信回線
29 LTE回線	LTE基地局設備と契約者が指定するLTE機器との間にKDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社により設定さ

	れる電気通信回線（KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社のau（LTE）通信サービス契約約款に定める契約者回線となるものを除きます。）								
30 WiMAX2+回線	WiMAX2+基地局設備と契約者が指定するハイブリッド機器との間にUQコミュニケーションズ株式会社により設定される電気通信回線								
31 ハイブリッド回線	LTE基地局設備及びWiMAX2+基地局設備と契約者が指定するハイブリッド機器との間にKDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社又はUQコミュニケーションズ株式会社（以下あわせて「KDDI等」といいます。）により設定される電気通信回線（KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社のau（LTE）通信サービス契約約款に定める契約者回線となるものを除きます。）								
32 モバイル回線	WiMAX回線、LTE回線又はハイブリッド回線								
33 その他回線	<p>料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）4-2（契約者回線群に係るもの）、4-3（L3仮想チャネル群に係るもの）又は4-4（契約者回線群又はL3仮想チャネル群に係るもの）に定める次の付加機能に係る次の電気通信回線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付加機能</th> <th>電気通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラットフォームゲートウェイ機能Ⅰ又はプラットフォームゲートウェイ機能Ⅱ</td> <td>特定設備（当社が別に定める約款又は規約により提供する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその最寄の收容局設備（最寄以外の收容局設備を用いるときはその最寄以外の收容局設備を含みます。以下同じとします。）との間の電気通信設備</td> </tr> <tr> <td>AWS設備接続機能Ⅰ（タイプ2のものに限ります。）</td> <td>AWS設備接続装置（AWS設備（KDDI株式会社の「AWS with KDDI」利用規約に定めるAWS社の設備をいいます。以下同じとします。）の終端と当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線設備の終端とを接続するために当社が設置する端末設備をいいます。以下同じとします。）とその最寄の收容局設備との間の電気通信回線（ワイドエリアバーチャルスイッチ網を構成するものに限ります。）</td> </tr> <tr> <td>AWS設備接続機能Ⅰ（タイ</td> <td>協定事業者の電気通信回線</td> </tr> </tbody> </table>	付加機能	電気通信回線	プラットフォームゲートウェイ機能Ⅰ又はプラットフォームゲートウェイ機能Ⅱ	特定設備（当社が別に定める約款又は規約により提供する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその最寄の收容局設備（最寄以外の收容局設備を用いるときはその最寄以外の收容局設備を含みます。以下同じとします。）との間の電気通信設備	AWS設備接続機能Ⅰ（タイプ2のものに限ります。）	AWS設備接続装置（AWS設備（KDDI株式会社の「AWS with KDDI」利用規約に定めるAWS社の設備をいいます。以下同じとします。）の終端と当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線設備の終端とを接続するために当社が設置する端末設備をいいます。以下同じとします。）とその最寄の收容局設備との間の電気通信回線（ワイドエリアバーチャルスイッチ網を構成するものに限ります。）	AWS設備接続機能Ⅰ（タイ	協定事業者の電気通信回線
付加機能	電気通信回線								
プラットフォームゲートウェイ機能Ⅰ又はプラットフォームゲートウェイ機能Ⅱ	特定設備（当社が別に定める約款又は規約により提供する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその最寄の收容局設備（最寄以外の收容局設備を用いるときはその最寄以外の收容局設備を含みます。以下同じとします。）との間の電気通信設備								
AWS設備接続機能Ⅰ（タイプ2のものに限ります。）	AWS設備接続装置（AWS設備（KDDI株式会社の「AWS with KDDI」利用規約に定めるAWS社の設備をいいます。以下同じとします。）の終端と当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線設備の終端とを接続するために当社が設置する端末設備をいいます。以下同じとします。）とその最寄の收容局設備との間の電気通信回線（ワイドエリアバーチャルスイッチ網を構成するものに限ります。）								
AWS設備接続機能Ⅰ（タイ	協定事業者の電気通信回線								

	<p>プ1のものに限ります。)</p> <p>設備（その終端において、AWS設備接続装置を介してAWS設備の終端と接続するものに限ります。）の一端（AWS設備接続装置を介してAWS設備と接続する終端を除きます。）とワイドエリアバーチャルスイッチ網との相互接続点とその最寄の収容局設備との間の電気通信回線</p>
	<p>クラウド設備接続機能</p> <p>クラウド設備（電気通信回線設備を利用して接続することができるサーバ（入力された要求に応じてコンピュータプログラムの実行、情報の保存等の機能を提供する電子計算機をいいます。）の集合体をいいます。以下同じとします。）とワイドエリアバーチャルスイッチ網の終端との接続点からその最寄の収容局設備までの間の電気通信回線</p>
34 IPsec通信路	インターネットセキュリティプロトコルを利用して設定された論理的通信路
35 アクセスポイント	<p>ア ワイドエリアバーチャルスイッチ契約約款に基づいて設置される電気通信回線と、ワイドエリアバーチャルスイッチ通信サービス以外のKDDI株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点</p> <p>イ 31 欄の表の右欄に定める電気通信回線の一端（相互接続点となるもの及び収容局設備と接続するものを除きます。）</p>
36 イーサネットアクセス回線	KDDI株式会社のイーサネット通信サービス契約約款に基づき、アクセスポイントと契約の申込者が指定する場所との間に設置する電気通信設備
37 加入契約回線等	接続契約回線、加入契約回線、特定契約者回線、イーサネット契約回線又はモバイル回線
38 アクセス回線	ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて収容局設備と契約の申込者及び当社が指定する場所との間に設置される電気通信設備
39 契約者回線群	ワイドエリアバーチャルスイッチ網を使用して相互に通信を行うことのできるアクセス回線により構成される回線群
40 L2 契約者回線群	その契約者回線群を構成する加入契約回線等がワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るものであるもの
41 L3 契約者回線群	その契約者回線群を構成する加入契約回線等がワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るものであるもの
42 契約者回線群所属回	契約者回線群に所属する加入契約回線等及びその契約者回線群

線	に係る付加機能（31 欄に定めるものに限り。）におけるその他回線
43 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
44 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
45 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
46 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の接続の技術的条件
47 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
48 トラフィックフリー機能	次のいずれかのもの。 （1）契約者が当社所定の方法によりあらかじめ指定した加入契約回線等（料金表に定めるクラス 1－2 又はクラス 2－2 のイーサネット方式のもの（その品目がバーストタイプ（1Mb/s（バーストタイプ）及び10Mb/s（バーストタイプ））のものをいいます。以下同じとします。）に係るものを除きます。）に限り。以下「プラットフォーム回線」といいます。）と他の加入契約者回線等との間の通信について、当該他の加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える符号伝送速度（プラットフォーム回線の品目に係る符号伝送速度以下のものに限り。）による通信を可能とする取扱い （2）料金表第 1 表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）4－2（契約者回線群に係るもの）（6）に規定するプラットフォームゲートウェイ機能 I により行われる通信（加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。以下この欄において同じとします。）から特定設備宛に行うもの）に限り。以下この欄において同じとします。）から特定設備宛に行うもの）について、その加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える当社が別に定める符号伝送速度による通信を可能にする取扱い （3）料金表第 1 表 4 の 4－2（7）に規定する AWS 設備接続機能 I により行われる通信（加入契約回線等と AWS 設備接続装置（同（7）に規定するタイプ 1 にあっては、相互接続点）との間の通信に限り。）について、その加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える当社が別に定める符号伝送速度による通信を可能とする取扱い （4）料金表第 1 表 4 の 4－4（1）に規定するクラウド設備接続機能により行われる通信（加入契約回線等（特定利用契約回線を含みます。）又は L 3 仮想チャネルとクラウド設備との間の通信に限り。）について、その加入契約回線等の品目に係る伝

	送速度を超える当社が別に定める符号伝送速度による通信を可能とする取扱い
--	-------------------------------------

第2章 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分等

(ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分)

第4条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスには、次の区分があります。

区 分	内 容
第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス	第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス以外のワイドエリアバーチャルスイッチサービス
第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス	料金表第1表(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金)4(付加機能利用料)に定める仮想チャネル提供機能又はインターネット接続機能Ⅲを利用することのできるワイドエリアバーチャルスイッチサービス

2 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス及び第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスには、それぞれ次の区分があります。

区 分	内 容
ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2	イーサネットフレームにより符号伝送交換を行うワイドエリアバーチャルスイッチサービス
ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3	インターネットプロトコルにより符号伝送交換を行うワイドエリアバーチャルスイッチサービス

(ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目等)

第5条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

第3章 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域

(ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域)

第6条 当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第7条 当社は、アクセス回線1回線ごとに1のワイドエリアバーチャルスイッチ契約を締結します。

(共同契約)

第8条 当社は、1のアクセス回線について、契約者が2人以上となるワイドエリアバーチャルスイッチ契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします

(加入契約回線の終端)

第9条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを加入契約回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(特定契約者回線の終端)

第10条 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局内の堅固に施設できる地点に配線盤等を設置し、これを特定契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

第11条 当社は、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法)

第12条 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) エクステンダーサネット方式（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）1（適用）（3）に定めるものをいいます。以下同じとします。）以外のワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、所属する契約者回線群
- (3) 加入契約回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、通信又は保守の態様による細目、区間及び協定事業者の氏名又は名称
- (4) 当社契約者回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、当社契約者回線の終端の設置場所
- (5) 利用契約回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、アクセスポイントを介して接続する当社の電気通信回線に係る区間、サービスの品目等
- (6) モバイル回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、モバイル回線の種別（WiMAX回線、LTE回線又はハイブリッド回線の別をいいます。以下同じとします。）
- (7) 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをする場合であつて、その料金を設定する電気通信事業者として、その他社接続回

線に係る協定事業者を指定するときは、その協定事業者

- (8) 仮想チャネル専用方式（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）1（適用）（3）の2に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定める仮想チャネル提供機能の提供の請求
- (9) その他ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの内容を特定するために必要な事項

（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）

第13条 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合（エクステンディーサネット方式に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては（6）から（8）を除きます。）には、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 加入契約回線、特定契約者回線若しくはイーサネットアクセス回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをした者がワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをした者が第39条（利用停止）の規定によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用を停止されているとき。又は当社が行うワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
- (5) 第59条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込時に指定する契約者回線群が存在しないとき。
- (7) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込時に指定する契約者回線群について、第24条（契約者回線群の設定）に規定する回線群代表者の承諾が得られないとき。
- (8) 申込みをしたワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分が、所属する契約者回線群を構成する加入契約者回線等に係るワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分と異なるとき。
- (9) 当社の電気通信サービスに係る電気通信回線と接続するワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (10) 他社接続回線と接続するワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをした者が、他社接続回線について協定事業者と契約をしている者とならないとき、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき。
- (11) その申込みを承諾することにより、この約款の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (12) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第14条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法）第3号に基づき、その加入契約回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金を設定する電気通信事業車としてその他社接続回線に係る協定事業車の指定があつたワイドエリアバーチャルスイッチサービス（以下「特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービス」といいます。）を除きます。）については、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の最低利用期間内にワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に規定する額を支払っていただきます。

（品目等の変更）

第15条 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目及び通信又は保守の態様による細目並びに料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるプランの変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）の規定および別に定めるものに準じて取り扱います。

（加入契約回線等の移転）

第16条 契約者は、加入契約回線等の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）の規定および別に定めるものに準じて取り扱います。

（加入契約回線の異経路）

第17条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その加入契約回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

（その他の契約内容の変更）

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法）第5号又は第6号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）の規定および別に定めるものに準じて取り扱います。

3 特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスから特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービス以外のワイドエリアバーチャルスイッチサービスへの変更又は特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービス以外のワイドエリアバーチャルスイッチサービスから特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスへの変更は行うことができません。

（利用の一時中断）

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用の一時中断（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用権の譲渡の禁止）

第20条 利用権（契約者がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいてワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することができません。

（契約者が行うワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除）

第21条 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に書面により通知して頂きます。

（当社が行うワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除）

第22条 当社は、次の場合には、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約を解除することがあります。

（1）第39条（利用停止）の規定によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用停止をさ

れた契約者がなおその事実を解消しないとき。

- (2) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断又は第35条（他社接続回線接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。
 - (3) そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る契約者回線群について、第26条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第25条（契約者回線群の変更等）第1項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。
- 2 当社は、契約者が第39条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用停止をしないでそのワイドエリアバーチャルスイッチ契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第23条 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に関するその他の提供条件については、別に定めるもの、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定)

- 第24条 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをする者は、所属する契約者回線群を指定していただきます。
- 2 前項の場合において、当社は、その契約者回線群に所属するアクセス回線に係る契約者の承諾が得られない場合を除いて、契約者回線群を設定します。
 - 3 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に届け出ていただきます。
 - 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
 - 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者回線群の変更等)

- 第25条 契約者（回線群代表者を除きます。）は、現に所属する契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第24条（契約者回線群の設定）の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
 - 3 契約者は、回線群代表者をその契約者回線群に所属する契約者の承認が得られない場合を除いて、同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(契約者回線群の廃止)

- 第26条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。
- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の請求があったとき。
 - (2) 回線群代表者に係るアクセス回線について、契約の解除があった場合であって、第24条（契約者回線群の変更等）第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
 - (3) その契約者回線群に所属するアクセス回線がなくなったとき。

第6章 付加機能

（付加機能の提供）

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約について、次の場合を除き、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- （1）付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （2）付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等イーサネット網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

（付加機能の変更）

第28条 契約者は、付加機能の品目及び設備の態様による細目の変更の請求をすることができます。
2 前項の請求があったときは、当社は、第27条（付加機能の提供）の規定に準じて取り扱います。

（付加機能の廃止）

第29条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- （1）その付加機能の提供を受けている契約者から、イーサネット網契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- （2）当社は、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に別の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第7章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第30条 当社は、契約者から請求があったときは、その加入契約回線について料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（端末設備の移転）

第31条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の利用の一時中断）

第32条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第8章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第33条 契約者は、その加入契約回線若しくは特定契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線又は特定契約者回線と当社又は当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社が別に定める電気通信事業者の契約約款及び料金表等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線との相互接続)

第34条 当社は、他社接続回線と接続するワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線接続変更)

第35条 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第36条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る当社が別に定める電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できなくなったときは、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて接続休止（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

(相互接続点の所在場所の掲示等)

第37条 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に掲示するものとします。

2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第9章 利用中止等

(利用中止)

第38条 当社は、次の場合には、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第41条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第37条（相互接続点の所在場所の揭示等）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第39条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第59条（利用に係る契約者の義務）又は第60条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、加入契約回線又は特定契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 加入契約回線又は特定契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を加入契約回線又は特定契約者回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第 10 章 通信等

(通信の条件)

- 第 40 条 通信（モバイル回線を使用して行うものに限ります。以下この条において同じとします。）はそのモバイル機器が当社の指定するホームページ上に掲載されているサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただしその区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところによる通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）となる場合があります。
- 2 KDDI 株式会社及び UQ コミュニケーションズ株式会社は、技術上その他やむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
 - 3 通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
 - 4 モバイル回線を使用して行う通信に係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
 - 5 KDDI 株式会社は 1 のモバイル機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、またはその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。
 - 6 電波状況等により、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（モバイル回線を使用して行うものに限ります。）を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限等)

- 第 41 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認められたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、アクセス回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されているアクセス回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 15 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 前項の規定による場合のほか、KDDI株式会社はモバイル回線に関して、次の通信利用の制限を行うことがあります。
- (1) 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間又は特定地域のモバイル回線への通信の利用を制限すること。
 - (2) モバイル回線をKDDI株式会社が別に定める一定時間以上継続して保留しKDDI株式会社等の電気通信設備を占有する等、その通信がKDDI株式会社の電気通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあるとKDDI株式会社が認めた場合に、その通信を切断すること。
 - (3) KDDI株式会社等の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、そのモバイル回線を用いて行われた通信がKDDI株式会社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又はKDDI株式会社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたとKDDI株式会社が認めた場合に、そのモバイル回線に係る通信の帯域を制限すること。
- 3 前項の規定による場合のほか、当社及びKDDI株式会社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。
- 4 前2項に定めるほか、当社はLTE回線及びハイブリッド回線において、別記12に定める通信利用の制限を行います。
- 5 前2項、3項及び4項の規定のほか、KDDI株式会社が窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し、又は代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されないと判断して、KDDI株式会社等の電気通信設備に所定の登録を行った端末設備がモバイル回線に接続された場合、そのモバイル回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。
- 6 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との通信を制限することがあります。

(協定事業者の契約約款等による制約)

第42条 契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款(料金表を含みます。)等の規定により、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る他社接続回線その他その協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る通信を行うことはできません。

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第43条 当社が提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金は、料金表第1表(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービスの態様に応じて、回線使用料及び加算額を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第44条 契約者は、次表に定める課金開始日(以下「課金開始日」といいます。)から起算して次表に定める課金終了日(以下「課金終了日」といいます。)までの期間(課金開始日と課金終了日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金)に規定する料金を支払いを要します。

区 分	内 容
課金開始日	そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて当社がワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供を開始した日(付加機能または端末設備の提供についてはその提供を開始した日)
課金終了日	ア イ以外の場合 契約の解除があった日(付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日) イ カスタマーコントロール提供サービスにより付加機能又は端末設備の廃止について指定する場合 付加機能又は端末設備の廃止があった日

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

ウ サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知したとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態と	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス(そのワイドエリアバーチャルスイッチサービス

なる場合を含みます。)が生じた場合(2欄から4欄までに該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間(通信又は保守の態様による細目について、料金表第1表(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金)に別段の定めがある場合はその時間とします。)以上その状態が連続したとき。	の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス(そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
3 加入契約回線等の移転若しくは端末設備の移転、他社接続回線接続変更、相互接続点又はアクセスポイントの所在地の変更に伴って、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス(そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
4 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス(そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金

3 第1項の期間において、契約者がワイドエリアバーチャルスイッチサービスと相互に接続する他社接続回線又はイーサネットアクセス回線(「他社接続回線等」といいます。以下この項において同じとします。)を利用することができない状態が生じたときのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金の支払いは、次によります。

- (1) 他社接続回線等の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他社接続回線等に係る契約者に帰する事由により、他社接続回線等を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、他社接続回線等と相互に接続するワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについての料金

生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	
2 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと相互に接続する他社接続回線等に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失によりそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還しません。
- 5 他社料金設定回線に係る料金の支払義務については、前4項の規定にかかわらず、第6-5節（他社料金設定回線の料金の取扱い等）に規定するところによります。

（工事費の支払義務）

- 第45条 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

- 第46条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。
- ただし、アクセス回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。
- （1）アクセス回線の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となるワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- （2）アクセス回線の終端が区域外にあるアクセス回線について、その品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- （3）移転後のアクセス回線の終端が区域外となる加入契約回線等の移転（移転後のアクセス回線の終端が移転前のアクセス回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外におけるアクセス回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

- 第47条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申

込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、アクセス回線の設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算方法等）

第48条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第49条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

（割増金）

第50条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（遅延損害金）

第51条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 他社料金設定回線の料金の取扱い等

（他社料金設定回線の料金の取扱い等）

第52条 アクセス回線のうち別記5に定めるものについては、他社料金設定回線とし、その契約者は、相互接続協定に基づき料金設定事業者（協定事業者のうち、当社の役務提供区間と協定事業者の役務提供区間を合わせて料金を設定する協定事業者をいいます。以下同じとします。）の契約約款及び料金表等に定めるところにより、その料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、料金設定事業者及びその料金に関する具体的な取扱いは、相互接続協定に基づき別記6に定めるところによります。

第 12 章 保守

(契約者の維持責任)

第 53 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 54 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が加入契約回線又は特定契約者回線に接続されている場合であって、加入契約回線又は特定契約者回線を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 55 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 41 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 14 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第 13 章 損害賠償

(責任の制限)

第 56 条 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 44 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第 44 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限ります。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（注）本条第 2 項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第 57 条 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に加入契約回線又は特定契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第14章 雑則

(承諾の限界)

第58条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第59条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用しないこと。
- 2 当社は、契約者の行為が別記20に規定する禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第5号の義務に違反したものとみなします。
- 3 契約者は前2項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は棄損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 4 契約者は、第1項各号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- (注1) そのモバイル回線について、KDDI株式会社又はUQコミュニケーションズ株式会社が通信の輻輳を生じさせるおそれがある等として禁止する態様で利用されていると認められたときは、本条第1項第2号の規定に違反したものと取り扱います。
- (注2) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備に係るソフトウェアについて、その消去、改変等を行ったときは、本条第1項第1号又は第4号の規定に違反したものと取り扱います。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第60条 契約者は、当社がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、当社がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。
- (2) 契約者は、当社がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その加入契約回線又は特定契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その加入契約回線を使用する者の設置に係るも

のについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第53条（契約者の維持責任）
- イ 第54条（契約者の切分責任）
- ウ 別記8（自営端末設備の接続）
- エ 別記9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記10（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記11（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（契約者からの加入契約回線及び端末設備の設置場所の提供等）

第61条 契約者からの加入契約回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記7に定めるところによります。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第62条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

（契約者からの通知）

第63条 当社は、他社接続回線について、第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法）に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について契約者から速やかにワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に通知していただきます。

（契約者の氏名等の通知）

第64条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者へ通知することがあります。

（協定事業者からの通知）

第65条 当社は、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を当社が受けることについて、契約者に同意していただきます。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第66条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約約款及び料金表等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- （1）その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- （2）その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- （3）その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

（協定事業者によるワイドエリアバーチャルスイッチサービスに関する料金等の回収代行）

第67条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定にその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者

(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第 68 条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記 8 から 13 に定めるところによります。

(契約者情報の取扱い)

第 69 条 当社は、契約者に係る情報について、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの付加機能を提供する場合に、契約者の利便性の向上を図ること、円滑な運営、保守を実施することを目的として、その目的達成に必要な範囲内で利用します。

(閲覧)

第 70 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第 15 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 71 条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記 14 及び 17 から 19 に定めるところによります。

別 記

別 記

1 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域等

- (1) 当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービスは、加入契約回線、特定契約者回線の終端相互間、加入契約回線又は特定契約者回線の終端とモバイル回線の終端、相互接続点又はアクセスポイントとの間、モバイル回線の終端相互間、モバイル回線の終端と相互接続点又はアクセスポイントとの間、相互接続点相互間、アクセスポイント相互間および相互接続点とアクセスポイントの間において提供します。
- (2) 1の契約者回線群を構成することが可能であるアクセス回線（料金表に定めるプラン2に係るものに限ります。）の終端の場所は、次表に定める地域の都道府県（第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）1（適用）（2）のウに定める2Gb/sから1Gb/sごとに10Gb/sまでの品目については、関東、中部及び関西の一部に限ります。）の区域内に限ります。

地 域	都道府県の区域
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
関 東	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 静岡県（富士川以東）
中 部	愛知県、三重県、岐阜県、長野県、静岡県（富士川以西）
北 陸	石川県、富山県、福井県（一部を除く）
関 西	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部
中 国	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県
四 国	香川県、徳島県、高知県、愛媛県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えてワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 協定事業者

北海道総合通信網株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 KDDI株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社ケイ・オプティコム 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
--

株式会社STNet
株式会社QNet
沖縄通信ネットワーク株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
当社

5 他社料金設定回線

当社は、当社が別に定める協定事業者の契約に基づき設置される電気通信設備と接続するアクセス回線について、他社料金設定回線として取り扱います。

6 他社料金設定回線の料金の取扱い等

(1) 他社料金設定回線に係る料金は、その他社料金設定回線とその他社料金設定回線と接続される他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線（その他社接続回線が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社が別に定める協定事業者とします。以下この別記6において同じとします。）に係る協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。

(2) (1)の規定により、他社接続回線に係る協定事業者が定める料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。

7 契約者からの加入契約回線及び端末設備の設置場所の提供等

(1) 加入契約回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が加入契約回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3) 契約者は、加入契約回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

8 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その加入契約回線又は特定契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線又は特定契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。
 - (7) 契約者は、その加入契約回線又は特定契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、加入契約回線又は特定契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等の規定等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を加入契約回線又は特定契約者回線から取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その加入契約回線又は特定契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線又は特定契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その加入契約回線又は特定契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

加入契約回線又は特定契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

12 LTE回線又はハイブリッド回線に係る通信利用の制限

当社は、LTE回線又はハイブリッド回線に係る通信について、データ通信総量速度規制（そのLTE回線又はハイブリッド回線に係る通信の1月間の総情報量が次表に定める総量速度規制データ

量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む月の末日までの間、そのLTE回線又はハイブリッド回線との間のデータ通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限することをいいます。)を行います。

総量速度規制データ量
7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

14 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスに係る事項について、手続きの代行を行います。

15 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （１）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （２）発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（ 1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

16 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 （１）物理的条件 （２）電気的条件及び光学的条件 （３）論理的条件
--

(注)品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

17 セキュリティ監視サービス

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、セキュリティ監視サービス（アプライアンス設備（料金表第 1 表 4 に定めるインターネットファイアウォール機能、IDS/I PS 機能、メールアンチウィルス機能、Web アンチウィルス機能、URL フィルタリング機能、UTM 機能、NAT 機能等の付加機能の提供のため、当社がワイドエリアバーチャルスイッチ網の一部として設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を使用して行う通信について、インターネットファイアウォール機能及びIDS/I PS 機能、又はUTM 機能によって検知された情報セキュリティ上の危険な兆候（以下「セキュリティインシデント」といいます。）を、その検知の都度通知し、及び月ごとに集計したセキュリティインシデントの情報を報告するサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。

(2) 契約者は、前号の請求をし、そのセキュリティ監視サービスの提供を受けたときは、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金等）に定めるセキュリティ監視サービスに係る料金（以下

「セキュリティ監視サービス利用料」といいます。)を支払っていただきます。

(3) 当社は、セキュリティ監視サービスの内容及び実施結果について、何ら保証等しないものとし、セキュリティ監視サービスの利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。

(4) セキュリティ監視サービスに係る提供条件は、この約款に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

18 カスタマコントロール提供サービス

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者の設備を使用して次表左欄に定めるものについて、次表右欄に定める設定等（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができるサービス（以下「カスタマコントロール提供サービス」といいます。）を提供します。

ただし、アクセス制御機能、DHCPリレー機能又はダイナミックルーティング機能の利用に係る契約者（仮想チャンネル選択方式に係る者に限ります。）については、この限りではありません。

ア 加入契約回線等（仮想チャンネル専用方式のものに限ります。）	品目の変更
イ 仮想チャンネル提供機能（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。）	仮想チャンネル（ワイドエリアバーチャルスイッチ網内において、契約者が指定した料金表別表1（3）に定める品目に係る伝送速度を利用して行う通信（イーサネットフレーム又はインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものに限ります。）の通信帯域をいいます。以下同じとします。）に関する設定
ウ アクセス制御機能（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。）	アクセス制御機能を用いて通信を制限することとなる発信元又は着信先のIPアドレス、制限する通信の種類を特定するための情報等
エ アプライアンス機能（アプライアンス設備を用いて提供する付加機能をいいます。以下同じとします。）	アプライアンス機能に関する設定
オ DHCPリレー機能（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。）	ブロードキャスト信号（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるものをいいます。）を送信する宛先のIPアドレス
カ ダイナミックルーティング機能（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。）	ダイナミックルーティング機能を用いて符号の伝送交換の経路を自動的に決定するために必要となる仮想チャンネル群の特定に供する情報

(2) カスタマコントロール提供サービスを利用した設定等は、実施までに時間を要することがあります。

(3) 上記のほか、カスタマコントロール提供サービスの細目事項等は、当社が別に定めるところによります。

19 宅内配線接続等工事の施工

- (1) 当社は、契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線等が料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定める総合オープン通信網サービスを利用する方式（タイプ2のものに限ります。）、IPアクセスサービスを利用する方式、モバイル回線を利用する方式に係る者に限ります。以下この19において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者が指定する宅内配線接続等工事を施工します。
- (2) 契約者は、前号の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する工事に関する費用の支払いを要します。
ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下（3）までにおいて「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- (3) 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

20 契約者の禁止行為

契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) ワイドエリアバーチャルスイッチサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすましてワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 自己以外の者が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は自己以外の者に不利益を与える行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為
- (16) (1) から (15) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

料 金 表

目次	
通則	40
第1表	42
1	42
2	56
2-1	56
2-2	68
2-3	81
3	108
4	110
第2表	134
第1	134
1	134
2	137
第2	138
1	138
2	138
第3	138
1	138
2	138
第3表	138
料金表別表1	140
(1)	141
(2)	142
(3)	142
(4)	143
料金表別表2	
同一都県内に終始する契約者回線群に所属するアクセス回線の回線使用料の割引の適用	144

通 則

(料金の設定)

- 1 他社接続回線（当社が別に定める協定事業者に係るものに限り、又はイーサネットアクセス回線と接続して提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と当社が別に定める協定事業者の提供区間とを併せて当社が設定します。）
- 2 他社接続回線（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係るものに限り、又はイーサネットアクセス回線と接続して提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス（高速デジタル伝送方式のものに限ります。）に係る料金に関する費用については、当社の提供区間と東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供区間とを併せて当社が設定します。）

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がそのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし料金表第3表（付帯サービスに関する料金等）2（料金額又は工事に関する費用の額）に定めるセキュリティ監視サービスに係る料金については、当社の帰責事由に基づき次の場合が生じたときを除いて、この限りではありません。

 - (1) 暦月の初日以外の日によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供の開始（端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日によりワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日にワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供の開始（端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にそのワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 5 4の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

この場合において、カスタマコントロールによる変更等を行ったことにより、その変更日において異なる料金額が適用されるべき時間帯が生じたときは、その日の料金額は、その最も高額の時間帯に係るものを適用します。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、

2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

11 第44条(料金の支払義務)から第47条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この料金表に表示する額は税抜額を表します。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のワイドエリアパーチャルスイッチサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金

1 適用

区 分	内 容																						
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局にアクセス回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでワイドエリアバーチャルスイッチサービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p> <p>ウ 契約者は、当社契約者回線の終端が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの加入区域外にある場合に、(13)に定める加算額の支払いを要します。</p>																						
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>ア 高速デジタル伝送方式のもの（他社接続回線が当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表等に規定する高速デジタル伝送サービス（Yインタフェースのもの及び多重アクセスを利用するもの以外のものとしします。）であるとき、又は加入契約回線が別表の1に規定するユーザ・網インタフェースに係るものであるとき）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>128kb/s</td> <td>128kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>512kb/s</td> <td>512kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 高速デジタル伝送方式のものについては、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。</p> <p>イ ATM方式のもの（他社接続回線が当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表等に規定するATM専用サービス（エコノミークラスのものであって、端末回線多重を利用するもの及び回線内速度設定を利用するもの以外のものに限ります。）若しくは、加入契約回線が別表の2に規定するユーザ・網インタフェースに係るものであるとき）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3Mb/s から 1Mb/s ごとに 120Mb/s までの品目</td> <td>料金表別表1の(1)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ATM方式のものについては、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。</p> <p>ウ イーサネット方式のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5Mb/s</td> <td>0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s から 1Mb/s ごとに 10Mb/s までの品目</td> <td>料金表別表1の(2)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s から 10Mb/s ごとに 100Mb/s までの品目</td> <td>料金表別表1の(2)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s から 100Mb/s ごとに 900Mb/s までの品目</td> <td>料金表別表1の(2)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なもの	512kb/s	512kbit/s の符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	3Mb/s から 1Mb/s ごとに 120Mb/s までの品目	料金表別表1の(1)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Mb/s から 1Mb/s ごとに 10Mb/s までの品目	料金表別表1の(2)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s から 10Mb/s ごとに 100Mb/s までの品目	料金表別表1の(2)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの	200Mb/s から 100Mb/s ごとに 900Mb/s までの品目	料金表別表1の(2)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																						
128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なもの																						
512kb/s	512kbit/s の符号伝送が可能なもの																						
1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの																						
品 目	内 容																						
3Mb/s から 1Mb/s ごとに 120Mb/s までの品目	料金表別表1の(1)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの																						
品 目	内 容																						
0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの																						
1Mb/s から 1Mb/s ごとに 10Mb/s までの品目	料金表別表1の(2)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの																						
20Mb/s から 10Mb/s ごとに 100Mb/s までの品目	料金表別表1の(2)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの																						
200Mb/s から 100Mb/s ごとに 900Mb/s までの品目	料金表別表1の(2)に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの																						

1Gb/s	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの																		
2Gb/s から 1Gb/s ごとに 10Gb/s までの品目	料金表別表 1 の (2) に規定する伝送速度 (その品目に応じて定まるものに限ります。) での符号伝送が可能なもの																		
1Mb/s (バーストタイプ)	1Mb/s の符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大 10Mb/s までの符号伝送が可能なもの																		
10Mb/s (バーストタイプ)	10Mb/s の符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大 100Mb/s までの符号伝送が可能なもの																		
10Mb/s (ベストエフォート)	ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大 10Mb/s までの符号伝送が可能なもの																		
100Mb/s (ベストエフォート)	ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大 100Mb/s までの符号伝送が可能なもの																		
<p>備考</p> <p>1 プラットフォーム回線は、イーサネット方式のもの (1Mb/s (バーストタイプ) 又は 10Mb/s (バーストタイプ) 以外のものに限ります。) に限り、提供します。</p> <p>2 2Gb/s から 1Gb/s ごとに 10Gb/s までの品目については、第 1 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 2 に限り提供します。</p>																			
<p>エ 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベストエフォート</td> <td>符号伝送速度を規定しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>備考</p> <p>総合オープン通信網サービスを利用する方式のものについては、第 44 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と読み替えて適用するものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>オ IP アクセスサービスを利用する方式のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベストエフォート</td> <td>符号伝送速度を規定しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>備考</p> <p>IP アクセスサービスを利用する方式のものについては、第 44 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と読み替えて適用するものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>カ インターネットを利用する方式のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベストエフォート</td> <td>符号伝送速度を規定しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>備考</p> <p>インターネットを利用する方式のものについては、第 44 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と、「2 欄から 4 欄までに該当する場合」とあるのは「2 欄から 4 欄までに該当する場合又はインターネット接続回線の終端 (取扱所交換設備との接続に係るものを除きます。) よりインターネット側における障害である場合」と読み替えて適用するものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>キ モバイル回線を利用する方式のもの</p>		品目	内容	ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの	<p>備考</p> <p>総合オープン通信網サービスを利用する方式のものについては、第 44 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と読み替えて適用するものとします。</p>		品目	内容	ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの	<p>備考</p> <p>IP アクセスサービスを利用する方式のものについては、第 44 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と読み替えて適用するものとします。</p>		品目	内容	ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの	<p>備考</p> <p>インターネットを利用する方式のものについては、第 44 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と、「2 欄から 4 欄までに該当する場合」とあるのは「2 欄から 4 欄までに該当する場合又はインターネット接続回線の終端 (取扱所交換設備との接続に係るものを除きます。) よりインターネット側における障害である場合」と読み替えて適用するものとします。</p>	
品目	内容																		
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの																		
<p>備考</p> <p>総合オープン通信網サービスを利用する方式のものについては、第 44 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と読み替えて適用するものとします。</p>																			
品目	内容																		
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの																		
<p>備考</p> <p>IP アクセスサービスを利用する方式のものについては、第 44 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と読み替えて適用するものとします。</p>																			
品目	内容																		
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの																		
<p>備考</p> <p>インターネットを利用する方式のものについては、第 44 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と、「2 欄から 4 欄までに該当する場合」とあるのは「2 欄から 4 欄までに該当する場合又はインターネット接続回線の終端 (取扱所交換設備との接続に係るものを除きます。) よりインターネット側における障害である場合」と読み替えて適用するものとします。</p>																			

	品 目	内 容						
	ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの						
	<p>備考</p> <p>1 モバイル回線を利用する方式のもの（WiMAX回線に係るものに限ります。以下「WiMAX回線を利用する方式のもの」といいます。）については、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。</p> <p>2 モバイル回線を利用する方式のものについては、第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「24時間」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>ク 第15条（品目等の変更）の規定にかかわらず、方式の変更を伴う品目の変更は行えません。</p>							
<p>(3) 通信方式に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（イーサネット方式のもの、総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、IPアクセスサービスを利用する方式のもの、インターネットを利用する方式のもの及びモバイル回線を利用する方式のものに限ります。）の料金額を適用するにあたって、次に規定するとおり通信方式を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="493 875 1465 1379"> <thead> <tr> <th data-bbox="493 875 778 913">区 分</th> <th data-bbox="778 875 1465 913">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="493 913 778 1301"> <p>1 仮想チャンネル選択方式のもの</p> </td> <td data-bbox="778 913 1465 1301"> <p>ア イ以外の場合</p> <p>1の加入契約回線等を単位として通信することができるもの</p> <p>イ その加入契約回線等において、4（付加機能利用料）4-1（加入契約回線等に係るもの）に定める仮想チャンネル提供機能を利用して仮想チャンネルを設定した場合</p> <p>1の加入契約回線等及びその加入契約回線等に係るそれぞれの仮想チャンネルを単位として通信することができるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="493 1301 778 1379"> <p>2 仮想チャンネル専用方式のもの</p> </td> <td data-bbox="778 1301 1465 1379"> <p>それぞれの仮想チャンネルを単位として通信することができるもの</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 仮想チャンネル専用方式のものについてはL3契約者回線に係るものに限って提供します。</p> <p>2 仮想チャンネル選択方式のもの（この表の第1欄のイのものに限ります。）については、仮想チャンネルを利用して行う通信は、仮想チャンネルを利用しないで行う通信による通信帯域がその加入契約回線等に係る通信帯域の全部を占有していない場合に限り行うことができます。この場合において、当社は、仮想チャンネルを利用して行う通信のための通信帯域として、その仮想チャンネルを利用しないで行う通信による通信帯域以外の通信帯域をその全ての仮想チャンネルに均等に割り当てます。</p> <p>3 仮想チャンネル選択方式のもの（この表の第1欄のイのものに限ります。）及び仮想チャンネル専用方式のものについては、料金表別表2に定める品目を提供します。</p> <p>4 その加入契約回線等に設定される全ての仮想チャンネルに係る符号伝送速度の合計が、その加入契約回線等に係る符号伝送速度を超えた場</p>		区 分	内 容	<p>1 仮想チャンネル選択方式のもの</p>	<p>ア イ以外の場合</p> <p>1の加入契約回線等を単位として通信することができるもの</p> <p>イ その加入契約回線等において、4（付加機能利用料）4-1（加入契約回線等に係るもの）に定める仮想チャンネル提供機能を利用して仮想チャンネルを設定した場合</p> <p>1の加入契約回線等及びその加入契約回線等に係るそれぞれの仮想チャンネルを単位として通信することができるもの</p>	<p>2 仮想チャンネル専用方式のもの</p>	<p>それぞれの仮想チャンネルを単位として通信することができるもの</p>
区 分	内 容							
<p>1 仮想チャンネル選択方式のもの</p>	<p>ア イ以外の場合</p> <p>1の加入契約回線等を単位として通信することができるもの</p> <p>イ その加入契約回線等において、4（付加機能利用料）4-1（加入契約回線等に係るもの）に定める仮想チャンネル提供機能を利用して仮想チャンネルを設定した場合</p> <p>1の加入契約回線等及びその加入契約回線等に係るそれぞれの仮想チャンネルを単位として通信することができるもの</p>							
<p>2 仮想チャンネル専用方式のもの</p>	<p>それぞれの仮想チャンネルを単位として通信することができるもの</p>							

	<p>合、第4（付加機能利用料）4-1（加入契約回線等に係るもの） (11) 欄の規定にかかわらず、それぞれの仮想チャネルに係る品目に 応じて定める通信速度による通信ができないことがあります。</p>																								
<p>(4) 細目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 高速デジタル伝送方式のものに係るアクセス回線には、次の保守の態様による細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="497 526 1474 685"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常クラス</td> <td>エコノミークラス以外のもの</td> </tr> <tr> <td>エコノミークラス</td> <td>アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 エコノミークラスは、128kb/s、1.5Mb/s の品目に限り提供します。 2 エコノミークラスのものについては、第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「12時間」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>イ ATM方式のものに係るアクセス回線には、次の通信の態様による細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="497 958 1474 1077"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 芯式</td> <td>アクセス回線が1 芯式のもの</td> </tr> <tr> <td>2 芯式</td> <td>アクセス回線が2 芯式のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 45Mb/s から 120Mb/s までの品目にあつては2 芯式、その他の品目にあつては1 芯式又は2 芯式のものがあります。</p> <p>ウ イーサネット方式のものに係る加入契約回線等には、次の細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="497 1272 1474 2007"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ク ラ ス 1</td> <td>クラス 1-1</td> <td>加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、クラス1-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>クラス 1-2</td> <td>加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の終端（相互接続点となるものを除きます。）又は当社契約者回線の終端（収容局設備との接続点となるものを除きます。）が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局又は当社が別に定める場所であるもの</td> </tr> <tr> <td>クラス 1-3</td> <td>当社契約者回線（その一部にNTTコミュニケーションズ株式会社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるUniversal Oneサービスを利用して設定する区間を含むものに限ります。以下「特定当社契約者回線」といいます。）によって提供するもの</td> </tr> <tr> <td>ク ラ ス 2</td> <td>クラス 2-1</td> <td>利用契約回線（イーサネット通信サービス契約約款に規定する加入契約回線と相互に接続するものに限ります。以下この表のクラス2-2欄までにおいて同じとします。）を利用するものであって、クラス2-2以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	通常クラス	エコノミークラス以外のもの	エコノミークラス	アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの	区 別	内 容	1 芯式	アクセス回線が1 芯式のもの	2 芯式	アクセス回線が2 芯式のもの	区 分	内 容	ク ラ ス 1	クラス 1-1	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、クラス1-2以外のもの	クラス 1-2	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の終端（相互接続点となるものを除きます。）又は当社契約者回線の終端（収容局設備との接続点となるものを除きます。）が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局又は当社が別に定める場所であるもの	クラス 1-3	当社契約者回線（その一部にNTTコミュニケーションズ株式会社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるUniversal Oneサービスを利用して設定する区間を含むものに限ります。以下「特定当社契約者回線」といいます。）によって提供するもの	ク ラ ス 2	クラス 2-1	利用契約回線（イーサネット通信サービス契約約款に規定する加入契約回線と相互に接続するものに限ります。以下この表のクラス2-2欄までにおいて同じとします。）を利用するものであって、クラス2-2以外のもの
区 別	内 容																								
通常クラス	エコノミークラス以外のもの																								
エコノミークラス	アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの																								
区 別	内 容																								
1 芯式	アクセス回線が1 芯式のもの																								
2 芯式	アクセス回線が2 芯式のもの																								
区 分	内 容																								
ク ラ ス 1	クラス 1-1	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、クラス1-2以外のもの																							
	クラス 1-2	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の終端（相互接続点となるものを除きます。）又は当社契約者回線の終端（収容局設備との接続点となるものを除きます。）が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局又は当社が別に定める場所であるもの																							
	クラス 1-3	当社契約者回線（その一部にNTTコミュニケーションズ株式会社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるUniversal Oneサービスを利用して設定する区間を含むものに限ります。以下「特定当社契約者回線」といいます。）によって提供するもの																							
ク ラ ス 2	クラス 2-1	利用契約回線（イーサネット通信サービス契約約款に規定する加入契約回線と相互に接続するものに限ります。以下この表のクラス2-2欄までにおいて同じとします。）を利用するものであって、クラス2-2以外のもの																							

	クラス 2-2	利用契約回線を利用するものであって、利用契約回線との接続に係るイーサネット通信サービス契約約款に定める他社接続回線の終端（相互接続点となるものを除きます。）が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局又は当社が別に定める場所であるもの										
備考 1 クラス2については、第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「12時間」と読み替えて適用するものとします。 2 クラス1-2のものについては、その通信方式が仮想チャネル専用方式の場合は提供しません。 3 クラス1-3のものについては、1Mbps / 2Mbps / 3Mbps / 5Mbps / 7Mbps / 10Mbps / 20Mbps / 30Mbps / 50Mbps / 70Mbps / 100Mbpsの品目に限り提供します。												
エ 総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係る利用契約回線には、その利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線のタイプによる細目があります。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 869 667 913">区 分</th> <th data-bbox="667 869 1460 913">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 913 667 1025">クラス1</td> <td data-bbox="667 913 1460 1025">利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅡ、タイプⅤ又はタイプⅦに係るものであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1025 667 1144">クラス2</td> <td data-bbox="667 1025 1460 1144">利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅣに係るものであるもの</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	内 容	クラス1	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅡ、タイプⅤ又はタイプⅦに係るものであるもの	クラス2	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅣに係るものであるもの				
区 分	内 容											
クラス1	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅡ、タイプⅤ又はタイプⅦに係るものであるもの											
クラス2	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプⅣに係るものであるもの											
オ IPアクセスサービスを利用する方式のものに係る利用契約回線には、その利用契約回線と相互に接続する別記3に定める電気通信回線に応じて定まる次表に定める区分があります。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1256 667 1301">区 分</th> <th data-bbox="667 1256 1460 1301">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1301 667 1413">クラス1</td> <td data-bbox="667 1301 1460 1413">利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定めるIPアクセスサービスのクラス1に係るものであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1413 667 1525">クラス2</td> <td data-bbox="667 1413 1460 1525">利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定めるIPアクセスサービスのクラス2に係るものであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1525 667 1637">クラス3</td> <td data-bbox="667 1525 1460 1637">利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定める旧IPアクセスサービスの旧クラス1に係るものであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1637 667 1771">クラス4</td> <td data-bbox="667 1637 1460 1771">利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定める旧IPアクセスサービスの旧クラス2に係るものであるもの</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	内 容	クラス1	利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定めるIPアクセスサービスのクラス1に係るものであるもの	クラス2	利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定めるIPアクセスサービスのクラス2に係るものであるもの	クラス3	利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定める旧IPアクセスサービスの旧クラス1に係るものであるもの	クラス4	利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定める旧IPアクセスサービスの旧クラス2に係るものであるもの
区 分	内 容											
クラス1	利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定めるIPアクセスサービスのクラス1に係るものであるもの											
クラス2	利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定めるIPアクセスサービスのクラス2に係るものであるもの											
クラス3	利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定める旧IPアクセスサービスの旧クラス1に係るものであるもの											
クラス4	利用契約回線と相互に接続するIPアクセス回線が、当社のIPアクセスサービス契約約款に定める旧IPアクセスサービスの旧クラス2に係るものであるもの											
カ インターネットを利用する方式のものには、通信方法の違いによる細目があります。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1850 938 1895">区 分</th> <th data-bbox="938 1850 1460 1895">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1895 938 1962">クラス1</td> <td data-bbox="938 1895 1460 1962">当社が提供する回線接続装置を利用して提供するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1962 938 2004">クラス2</td> <td data-bbox="938 1962 1460 2004">クラス1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	内 容	クラス1	当社が提供する回線接続装置を利用して提供するもの	クラス2	クラス1以外のもの				
区 分	内 容											
クラス1	当社が提供する回線接続装置を利用して提供するもの											
クラス2	クラス1以外のもの											

	<p>(商品名：IPsec方式)</p> <p>備考</p> <p>1 クラス2のものについては、第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に限り提供します。</p> <p>2 クラス2のものについては、仮想チャネル専用方式は提供しません。</p>																										
<p>(5) タイプに係る料金の適用</p>	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりタイプを定めます。</p> <p>ア イーサネット方式のもの</p> <table border="1" data-bbox="491 566 1461 801"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス回線タイプ</td> <td>加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス</td> </tr> <tr> <td>プラットフォーム回線タイプ</td> <td>プラットフォーム回線により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 アクセス回線タイプの加入契約回線等については、次の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="507 920 1445 1227"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラフィックフリー許容型</td> <td>その加入契約回線等において、TF指定登録（ワイドエリアバーチャルスイッチ網において行う、トラフィックフリー機能の利用を可能にするための登録をいいます。以下同じとします。）を行うことによりトラフィックフリー機能が利用できるもの</td> </tr> <tr> <td>トラフィックフリー非許容型</td> <td>その加入契約回線等においてトラフィックフリー機能が利用できないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 そのアクセス回線タイプの加入契約回線等（トラフィックフリー許容型のものに限り、）とプラットフォーム回線又はその他回線との間の通信については、そのアクセス回線タイプの加入契約回線等の品目に係る符号伝送速度を超えて次表に定める符号伝送速度（そのプラットフォーム回線又はその他回線の品目に係る符号伝送速度が次表に定めるもの以下である場合は、そのプラットフォーム回線又はその他回線の品目に係る符号伝送速度）を上限とする通信を可能とします。</p> <table border="1" data-bbox="592 1581 1425 1778"> <thead> <tr> <th colspan="2">アクセス回線タイプの加入契約回線等の品目</th> <th>符号伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">0.5Mb/sから9Mb/s</td> <td>10Mb/s</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10Mb/sから90Mb/s</td> <td>100Mb/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100Mb/s</td> <td>ア イ以外のもの</td> <td>100Mb/s</td> </tr> <tr> <td>イ 仮想チャネル専用方式のもの</td> <td>300Mb/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 トラフィックフリー非許容型（第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る加入契約回線等により提供するもの（バーストタイプのを除きます。）に限り、）については、クラス1-3のものに限り提供します。</p> <p>3 トラフィックフリー許容型（第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る加入契約回線等により提供するものに限り、</p>	区 分	内 容	アクセス回線タイプ	加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス	プラットフォーム回線タイプ	プラットフォーム回線により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス	区 分	内 容	トラフィックフリー許容型	その加入契約回線等において、TF指定登録（ワイドエリアバーチャルスイッチ網において行う、トラフィックフリー機能の利用を可能にするための登録をいいます。以下同じとします。）を行うことによりトラフィックフリー機能が利用できるもの	トラフィックフリー非許容型	その加入契約回線等においてトラフィックフリー機能が利用できないもの	アクセス回線タイプの加入契約回線等の品目		符号伝送速度	0.5Mb/sから9Mb/s		10Mb/s	10Mb/sから90Mb/s		100Mb/s	100Mb/s	ア イ以外のもの	100Mb/s	イ 仮想チャネル専用方式のもの	300Mb/s
区 分	内 容																										
アクセス回線タイプ	加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス																										
プラットフォーム回線タイプ	プラットフォーム回線により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス																										
区 分	内 容																										
トラフィックフリー許容型	その加入契約回線等において、TF指定登録（ワイドエリアバーチャルスイッチ網において行う、トラフィックフリー機能の利用を可能にするための登録をいいます。以下同じとします。）を行うことによりトラフィックフリー機能が利用できるもの																										
トラフィックフリー非許容型	その加入契約回線等においてトラフィックフリー機能が利用できないもの																										
アクセス回線タイプの加入契約回線等の品目		符号伝送速度																									
0.5Mb/sから9Mb/s		10Mb/s																									
10Mb/sから90Mb/s		100Mb/s																									
100Mb/s	ア イ以外のもの	100Mb/s																									
	イ 仮想チャネル専用方式のもの	300Mb/s																									

す。)については、クラス1-3のものには、提供しません。

4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るアクセス回線タイプの加入契約回線等(トラフィックフリー非許容型(仮想チャネル専用方式のものに限ります。))により提供するものに限ります。以下、「エクステンドイーサネット方式」といいます。)については、0.5Mb/s、1Mb/s、2Mb/s、5Mb/s、10Mb/s、20Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、1Mb/s(バーストタイプ)又は10Mb/s(バーストタイプ)の品目に限り提供します。

5 エクステンドイーサネット方式に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みに際して契約者からその加入契約回線等に係る品目の指定がなされなかったときは、当社がその加入契約回線等の利用を可能にした日から起算して1ヶ月が経過することとなる日までに、その加入契約回線等に係る品目の指定を行っていただきます。

6 第44条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約(エクステンドイーサネット方式に係るものに限ります。)に基づいて当社がワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供を開始した日が属する料金月において、その加入契約回線等に係る品目の指定が無い場合、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約者は当該料金月において提供するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る回線使用料の支払いを要しません。

7 当社は、3に定める1ヶ月が経過することとなる日までに、その加入契約回線等に係る品目の指定がなされなかったときは、その1ヶ月が経過することとなる日をもってその加入契約回線等に0.5Mb/sの品目を設定する指定があったとみなして取り扱います。

ただし、当社は、その加入契約回線等の利用を可能にした日から起算して1ヶ月が経過することとなる日までの期間において、その品目の指定を困難にする特段の事情(契約者の責めに帰すべきものを除きます。)が生じたときは、これを斟酌するものとします。

8 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るアクセス回線タイプの加入契約回線等(トラフィックフリー許容型(仮想チャネル専用方式のものに限ります。))により提供するものに限ります。以下、「通常イーサ方式Ⅱ」といいます。)については、L3契約者回線に係るものに限って提供します。

9 通常イーサ方式Ⅱに係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みに際して契約者からその加入契約回線等に係る品目の指定がなされなかったときは、その加入契約回線等のインターフェースに応じて、次に定める品目を設定する指定があったとみなして取り扱います。

インターフェース	符号伝送速度
100Mインターフェースのもの	0.5Mb/s
1Gインターフェースのもの	100Mb/s

10 トラフィックフリー許容型については、1Mb/s(バーストタイプ)及び10Mb/s(バーストタイプ)のものは提供しません。

2 当社が別に定める条件に適合しない利用又は設定が行われた場合、契

	<p>約者に利用又は設定の変更措置を依頼させていただく場合があります。当社からの変更依頼に対して変更措置を実施いただけない場合、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用停止措置を行う場合があります。</p> <p>3 当社の業務の遂行上支障があるときは、アクセス回線タイプ（TF指定登録を行ったものに限ります。以下「TF登録型」といいます。）に係る加入契約回線等の提供を行わないことがあります。</p> <p>4 通常イーサ方式Ⅰ（アクセス回線タイプの加入契約回線等（トラフィックフリー許容型のもの（通常イーサ方式Ⅱのものを除きます。）に限ります。）により提供するものをいいます。以下同じとします。）に係る加入契約回線等については、トラフィックフリー機能（その加入契約回線等からプラットフォーム回線宛の通信に係るものに限ります。）を利用した通信（インターネットプロトコルバージョン6によるものに限ります。）を行うことができません。</p> <p>イ 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの</p> <table border="1" data-bbox="491 792 1461 1108"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>タイプ2以外のも</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるモバイルバックアップ機能の提供を受けられるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 タイプ1については、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ インターネットを利用する方式のもの（クラス2のものに限ります。）</p> <table border="1" data-bbox="491 1144 1461 1664"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>IPsec通信路を最大10まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>IPsec通信路を最大20まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>IPsec通信路を最大30まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ4</td> <td>IPsec通信路を最大40まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>IPsec通信路を最大50まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ6</td> <td>IPsec通信路を最大60まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ7</td> <td>IPsec通信路を最大70まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ8</td> <td>IPsec通信路を最大80まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ9</td> <td>IPsec通信路を最大90まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ10</td> <td>IPsec通信路を最大100まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 クラス1のものについては、タイプを定めません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 第15条（品目等の変更）の規定にかかわらず、タイプ（総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの又はインターネットを利用する方式のもの（クラス2のものに限ります。）に係るものに限ります。）の変更は行えません。</p>	区 別	内 容	タイプ1	タイプ2以外のも	タイプ2	料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるモバイルバックアップ機能の提供を受けられるもの	備考 タイプ1については、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。		区 別	内 容	タイプ1	IPsec通信路を最大10まで接続することが可能なもの	タイプ2	IPsec通信路を最大20まで接続することが可能なもの	タイプ3	IPsec通信路を最大30まで接続することが可能なもの	タイプ4	IPsec通信路を最大40まで接続することが可能なもの	タイプ5	IPsec通信路を最大50まで接続することが可能なもの	タイプ6	IPsec通信路を最大60まで接続することが可能なもの	タイプ7	IPsec通信路を最大70まで接続することが可能なもの	タイプ8	IPsec通信路を最大80まで接続することが可能なもの	タイプ9	IPsec通信路を最大90まで接続することが可能なもの	タイプ10	IPsec通信路を最大100まで接続することが可能なもの	備考 クラス1のものについては、タイプを定めません。	
区 別	内 容																																
タイプ1	タイプ2以外のも																																
タイプ2	料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるモバイルバックアップ機能の提供を受けられるもの																																
備考 タイプ1については、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。																																	
区 別	内 容																																
タイプ1	IPsec通信路を最大10まで接続することが可能なもの																																
タイプ2	IPsec通信路を最大20まで接続することが可能なもの																																
タイプ3	IPsec通信路を最大30まで接続することが可能なもの																																
タイプ4	IPsec通信路を最大40まで接続することが可能なもの																																
タイプ5	IPsec通信路を最大50まで接続することが可能なもの																																
タイプ6	IPsec通信路を最大60まで接続することが可能なもの																																
タイプ7	IPsec通信路を最大70まで接続することが可能なもの																																
タイプ8	IPsec通信路を最大80まで接続することが可能なもの																																
タイプ9	IPsec通信路を最大90まで接続することが可能なもの																																
タイプ10	IPsec通信路を最大100まで接続することが可能なもの																																
備考 クラス1のものについては、タイプを定めません。																																	
(6) プランに係る料金の適用	<p>当社は、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="491 1899 1461 2011"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>契約者回線群に所属するアクセス回線の終端が全て同一の都道府県内にあるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	プラン1	契約者回線群に所属するアクセス回線の終端が全て同一の都道府県内にあるもの																												
区 別	内 容																																
プラン1	契約者回線群に所属するアクセス回線の終端が全て同一の都道府県内にあるもの																																

	<table border="1"> <tr> <td>プラン2</td> <td>契約者回線群に所属するアクセス回線の終端が全て同一の別記1に定める地域内にあるものであって、プラン1以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>プラン1又はプラン2以外のもの</td> </tr> </table>	プラン2	契約者回線群に所属するアクセス回線の終端が全て同一の別記1に定める地域内にあるものであって、プラン1以外のもの	プラン3	プラン1又はプラン2以外のもの																				
プラン2	契約者回線群に所属するアクセス回線の終端が全て同一の別記1に定める地域内にあるものであって、プラン1以外のもの																								
プラン3	プラン1又はプラン2以外のもの																								
(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア ワイドエリアバーチャルスイッチサービスには、最低利用期間があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>最低利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速デジタル伝送方式のもの、ATM方式のもの及びイーサネット方式のもの</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>IPアクセスサービスを利用する方式のもの</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>インターネットを利用する方式のもの（クラス1のものに限ります。）</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>モバイル回線を利用する方式のもの</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約者は、最低利用期間内にワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約の解除があった場合は、第44条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ) 以外のもの</td> <td>残余の期間に対応する回線使用料に相当する額に消費税相当額を加算した額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(イ) イーサネット方式のもの（仮想チャネル専用方式のものに限ります。）</td> <td>① エクステンドイーサネット方式のもの</td> <td>0.5Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 通常イーサ方式Ⅱのもの</td> <td>100M インターフェースのもの</td> <td>0.5Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>1Gインターフェースのもの</td> <td>100Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	品目	最低利用期間	高速デジタル伝送方式のもの、ATM方式のもの及びイーサネット方式のもの	1年	総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの	1月	IPアクセスサービスを利用する方式のもの	1年	インターネットを利用する方式のもの（クラス1のものに限ります。）	1月	モバイル回線を利用する方式のもの	—	区別	内容	(ア) (イ) 以外のもの	残余の期間に対応する回線使用料に相当する額に消費税相当額を加算した額	(イ) イーサネット方式のもの（仮想チャネル専用方式のものに限ります。）	① エクステンドイーサネット方式のもの	0.5Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額	② 通常イーサ方式Ⅱのもの	100M インターフェースのもの	0.5Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額	1Gインターフェースのもの	100Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額
品目	最低利用期間																								
高速デジタル伝送方式のもの、ATM方式のもの及びイーサネット方式のもの	1年																								
総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの	1月																								
IPアクセスサービスを利用する方式のもの	1年																								
インターネットを利用する方式のもの（クラス1のものに限ります。）	1月																								
モバイル回線を利用する方式のもの	—																								
区別	内容																								
(ア) (イ) 以外のもの	残余の期間に対応する回線使用料に相当する額に消費税相当額を加算した額																								
(イ) イーサネット方式のもの（仮想チャネル専用方式のものに限ります。）	① エクステンドイーサネット方式のもの	0.5Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額																							
	② 通常イーサ方式Ⅱのもの	100M インターフェースのもの	0.5Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額																						
		1Gインターフェースのもの	100Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額																						
(8) 同一都県内に終始する契約者回線群に所属するアクセス回線の回線使用料の割引の適用	<p>当社は、料金表別表2に規定するところにより同一都県内に終始する契約者回線群に所属するアクセス回線の回線使用料の割引を適用します。</p>																								
(9) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区域において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1のワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局の一端から送信されたIPパケットのそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が35ミリ秒を越えた場合は、1の料金月におけるワイドエリアバーチャルスイッチサービスの回線使用料から他社接続回線基本料と他社接続回線通信料を除いた額（以下「返還基準額」といいます。なお、当該回線使用料、回線基本料及</p>																								

	<p>び回線通信料は、この表の(1)欄から(9)欄までの適用又は料金表通則の4の規定(第44条(料金の支払義務)第2項第2号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適用した後の額とします。)に1/30を乗じて得た額(以下「遅延時間返還額」といいます。)をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定、(11)欄の規定若しくは(12)欄の規定による料金の返還又は約款第44条(料金の支払義務)第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを1の料金月に同時に複数行う場合の遅延時間返還額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。</p>												
<p>(10) 網稼働率に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した稼働率(契約者の責めによらない理由により、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合の時間(そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。)を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月(30日を基準とします)における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下同じとします。)について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、返還基準額に下表の料金返還率を乗じて得た額(以下「網稼働率返還額」といいます。)をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスが高速デジタル伝送方式のもの(エコノミークラスのもの除きます)、ATM方式のもの、又はイーサネット方式のもの</p> <table border="1" data-bbox="469 1256 1474 1496"> <thead> <tr> <th>網稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.80%以上 99.99%未満</td> <td>1/90</td> </tr> <tr> <td>98.00%以上 99.80%未満</td> <td>1/30</td> </tr> <tr> <td>95.00%以上 98.00%未満</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>90.00%以上 95.00%未満</td> <td>1/5</td> </tr> <tr> <td>90.00%未満のとき</td> <td>1/1</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定、(9)欄の規定、(11)欄の規定若しくは(12)欄の規定による料金の返還又は約款第44条(料金の支払義務)第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを1の料金月に同時に複数行う場合の遅延時間返還額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。</p>	網稼働率	料金返還率	99.80%以上 99.99%未満	1/90	98.00%以上 99.80%未満	1/30	95.00%以上 98.00%未満	1/10	90.00%以上 95.00%未満	1/5	90.00%未満のとき	1/1
網稼働率	料金返還率												
99.80%以上 99.99%未満	1/90												
98.00%以上 99.80%未満	1/30												
95.00%以上 98.00%未満	1/10												
90.00%以上 95.00%未満	1/5												
90.00%未満のとき	1/1												
<p>(11) 回線稼働率に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の提供区間において、当社が別に定める方法により測定した稼働率(契約者の責めによらない理由により、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合の時間(そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。)を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その料金月(30日を基準とします)における利用</p>												

日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下同じとします。)について、その稼働率が99.9%を下回った場合は、返還基準額に下表の料金返還率を乗じて得た額(以下「回線稼働率返還額」といいます。)をその契約者に返還します。

ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。

- ① そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスが高速デジタル伝送方式のもの(エコノミークラスのものは除きます)、ATM方式のもの、又はイーサネット方式のもの(イーサネットアクセス回線を使用して行うものを除きます)

網稼働率	料金返還率
99.80%以上 99.99%未満	1/90
98.00%以上 99.80%未満	1/30
95.00%以上 98.00%未満	1/10
90.00%以上 95.00%未満	1/5
90.00%未満のとき	1/1

- ② そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスがイーサネットアクセス回線を使用して行うもの

網稼働率	料金返還率
99.8%以上 99.9%未満	1/90
98.0%以上 99.8%未満	1/30
95.0%以上 98.0%未満	1/20
95.0%未満のとき	1/10

イ この欄の規定、(9)欄の規定、(10)欄の規定若しくは(12)欄の規定による料金の返還又は約款第44条(料金の支払義務)第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを1の料金月に同時に複数行う場合の遅延時間返還額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。

(12) サービス品質
(故障回復時間)
に係る料金の適用

ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、契約者の責めによらない理由により、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。)が1時間以上連続したときに限り、返還基準額に下表の料金返還率を乗じて得た額(以下「故障回復時間返還額」といいます。)をその契約者に返還します。

ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。

- ① そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスが高速デジタル伝送方式のもの(エコノミークラスのものは除きます)、ATM方式のもの、又はイーサネット方式のもの(イーサネットアクセス回線を使用して行うものを除きます)

上記の状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上 2時間未満	10%
2時間以上 4時間未満	20%
4時間以上 6時間未満	30%

	<table border="1"> <tr> <td>6時間以上 8時間未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>8時間以上 4 8時間未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>4 8時間以上</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>② そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスがイーサネットアクセス回線（クラス2のものに限ります。）を使用して行うもの</p> <table border="1"> <tr> <td>上記の状態が連続した時間</td> <td>料金返還率</td> </tr> <tr> <td>1時間以上</td> <td>10%</td> </tr> </table> <p>イ アの場合において、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が複数回発生した場合、それぞれの故障回復時間返還額の合計額を返還します。</p> <p>ウ アの規定により故障回復時間返還額を返還する場合は、約款第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定は適用しません。ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスがイーサネットアクセス回線を使用して行うものであって、約款第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定により支払いを要しないとされる料金がアの規定により返還する料金を超える場合、約款第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定を適用し、この欄の規定は適用しません。</p> <p>エ この欄の規定、(9)欄の規定、(10)欄の規定若しくは(11)欄の規定による料金の返還又は約款第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを1の料金月に同時に複数行う場合は、当社は、遅延時間返還額、網稼働率返還額、回線稼働率返還額、故障回復時間返還額、及び約款第44条（料金の支払義務）第2項第2号の規定又は同条第3項第2号の規定により支払いを要しない料金の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額がその契約者に係る1の料金月におけるワイドエリアバーチャルスイッチサービスの返還基準額を超える場合は、当社は、その返還基準額を返還します。</p>	6時間以上 8時間未満	40%	8時間以上 4 8時間未満	50%	4 8時間以上	100%	上記の状態が連続した時間	料金返還率	1時間以上	10%
6時間以上 8時間未満	40%										
8時間以上 4 8時間未満	50%										
4 8時間以上	100%										
上記の状態が連続した時間	料金返還率										
1時間以上	10%										
(13) アクセス回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	<p>ア そのアクセス回線が収容されているワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の変更、加入契約回線等の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ そのアクセス回線が異経路（(14)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>										
(14) 異経路によるアクセス回線の加算額の適用	<p>ア アクセス回線の終端が直接収容されているワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>										
(15) 特別電気通信設備の加算額の適用	<p>アクセス回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。</p>										
(16) 回線接続装置	<p>当社及び当社が別に定める協定事業者が回線接続装置等を提供した場合に、回線</p>										

等の加算額の適用	接続装置等の加算額を適用します。					
(17) 配線設備の加算額の適用	<p>当社及び当社が別に定める協定事業者が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。</p> <p>ア アクセス回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、自営端末設備、回線接続装置又は回線終端装置（イーサネット方式のものに係るものに限ります。）とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p>					
(18) 復旧等に伴いアクセス回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失したアクセス回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、そのアクセス回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。					
(19) 付加機能に係る料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）の4（付加機能利用料）に定める額を適用します。					
(20) 付加機能に係る料金の特別適用	<p>アプライアンス機能に係る付加機能利用料は、現在締結しているワイドエリアバーチャルスイッチ契約（以下この欄において「現契約」といいます。）において、そのアプライアンス機能の提供を初めて受ける場合、そのアプライアンス機能の提供開始日を含む料金月及びその翌料金月については、その支払いを要しません。</p> <p>この場合において、現契約の締結と同時に解除した他のワイドエリアバーチャルスイッチ契約（以下この欄において「前契約」といいます。）があるときは、前契約において利用したことのあるアプライアンス機能は、現契約において利用したことのあるアプライアンス機能とみなすものとし、前契約以前のワイドエリアバーチャルスイッチ契約の締結と同時に解除した他のワイドエリアバーチャルスイッチ契約があるときも同様とします。</p>					
(21) リモートアクセス着信機能1に係る料金の適用	回線群代表者は、KDDI株式会社のリモートアクセスサービス契約約款（以下「リモートアクセスサービス契約約款」といいます。）に定める利用契約回線（タイプⅡ（エコノミークラスⅤ）、タイプⅦ又はタイプⅧのものに限ります。）と接続して、4-2（契約者回線群に係るもの）（3）（リモートアクセス着信機能1）を利用する場合は、第44条（料金の支払義務）及び（19）欄の規定に関わらず、その付加機能利用料の支払いを要しません。					
(22) バックアップ機能1に係る料金の適用	回線群代表者は、4-2（契約者回線群に係るもの）（4）（バックアップ機能1）に規定する予備の電気通信回線に係る品目が100Mb/sベストエフォートのものであるとき又はバックアップ機能1の適用を受けるリモートアクセス着信サービス1に係る電気通信回線がリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅦのものに限ります。）と接続するものであるときは、第44条（料金の支払義務）及び（19）欄の規定に関わらず、その予備の電気通信回線に係る付加機能利用料の支払いを要しません。					
(23) 最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合の料金の適用	<p>ア 付加機能には、下表の最低利用期間があります。</p> <table border="1" data-bbox="470 1765 1465 1921"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>最低利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リモートアクセス着信機能1（リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅧのものに限ります。）と接続するものを除きます。）</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、第44条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する</p>		品目	最低利用期間	リモートアクセス着信機能1（リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅧのものに限ります。）と接続するものを除きます。）	1年
品目	最低利用期間					
リモートアクセス着信機能1（リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅧのものに限ります。）と接続するものを除きます。）	1年					

	付加機能利用料に相当する額に消費税相当額を加算した額を一括して支払っていただきます。
(24) クラス2のもの（タイプ1に限ります。）に係る料金の特別取扱い	<p>ア 契約者は、第44条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、1の契約者回線群ごとにあらかじめ契約者が指定した1のインターネット接続回線（その契約者回線群に属するものに限ります。）に係る回線使用料について、その支払いを要しません。</p> <p>イ アに定めるインターネット接続回線に係る指定は、そのインターネット接続回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みを行うときに限って、これを行うことができます。</p> <p>ウ アに定めるインターネット接続回線に係る指定は、変更することができません。</p>

2 回線使用料

2-1 プラン1に係るもの

2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの

(1) 高速デジタル伝送方式のもの

ア 通常クラスのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
128kb/s のもの	78,000 円	82,000 円
512kb/s のもの	112,000 円	118,000 円
1.5Mb/s のもの	360,000 円	380,000 円

[2-1 プラン1に係るもの]

[2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) 高速デジタル伝送方式のもの]

イ エコノミークラスのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
128kb/s のもの	44,000 円	46,000 円
1.5Mb/s のもの	198,000 円	208,000 円

[2-1 プラン1に係るもの]

[2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

(2) ATM方式のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
3Mb/s のもの	294,000 円	309,000 円
4Mb/s のもの	371,000 円	390,000 円
5Mb/s のもの	406,000 円	427,000 円
6Mb/s のもの	421,000 円	443,000 円
7Mb/s のもの	484,000 円	509,000 円
8Mb/s のもの	524,000 円	551,000 円
9Mb/s のもの	561,000 円	590,000 円
10Mb/s のもの	598,000 円	629,000 円
11Mb/s のもの	620,000 円	652,000 円
12Mb/s のもの	639,000 円	672,000 円
13Mb/s のもの	658,000 円	692,000 円
14Mb/s のもの	677,000 円	712,000 円
15Mb/s のもの	696,000 円	732,000 円
16Mb/s のもの	715,000 円	752,000 円
17Mb/s のもの	734,000 円	772,000 円

18Mb/s のもの	753,000 円	792,000 円
19Mb/s のもの	772,000 円	812,000 円
20Mb/s のもの	787,000 円	828,000 円
21Mb/s のもの	804,000 円	846,000 円
22Mb/s のもの	821,000 円	864,000 円
23Mb/s のもの	838,000 円	882,000 円
24Mb/s のもの	855,000 円	900,000 円
25Mb/s のもの	872,000 円	918,000 円
26Mb/s のもの	889,000 円	936,000 円
27Mb/s のもの	906,000 円	954,000 円
28Mb/s のもの	923,000 円	972,000 円
29Mb/s のもの	940,000 円	990,000 円
30Mb/s のもの	951,000 円	1,001,000 円
31Mb/s のもの	967,000 円	1,018,000 円
32Mb/s のもの	983,000 円	1,035,000 円
33Mb/s のもの	999,000 円	1,052,000 円
34Mb/s のもの	1,015,000 円	1,069,000 円
35Mb/s のもの	1,031,000 円	1,086,000 円
36Mb/s のもの	1,047,000 円	1,103,000 円
37Mb/s のもの	1,063,000 円	1,120,000 円
38Mb/s のもの	1,079,000 円	1,137,000 円
39Mb/s のもの	1,095,000 円	1,154,000 円
40Mb/s のもの	1,108,000 円	1,166,000 円
41Mb/s のもの	1,128,000 円	1,187,000 円
42Mb/s のもの	1,148,000 円	1,208,000 円
43Mb/s のもの	1,168,000 円	1,229,000 円
44Mb/s のもの	1,188,000 円	1,250,000 円
45Mb/s のもの	1,208,000 円	1,271,000 円
46Mb/s のもの	1,228,000 円	1,292,000 円
47Mb/s のもの	1,248,000 円	1,313,000 円
48Mb/s のもの	1,268,000 円	1,334,000 円
49Mb/s のもの	1,288,000 円	1,355,000 円
50Mb/s のもの	1,307,000 円	1,375,000 円
51Mb/s のもの	1,319,000 円	1,388,000 円
52Mb/s のもの	1,331,000 円	1,401,000 円
53Mb/s のもの	1,343,000 円	1,414,000 円
54Mb/s のもの	1,355,000 円	1,427,000 円
55Mb/s のもの	1,367,000 円	1,440,000 円
56Mb/s のもの	1,379,000 円	1,453,000 円
57Mb/s のもの	1,391,000 円	1,466,000 円
58Mb/s のもの	1,403,000 円	1,479,000 円
59Mb/s のもの	1,415,000 円	1,492,000 円
60Mb/s のもの	1,425,000 円	1,500,000 円
61Mb/s のもの	1,434,000 円	1,510,000 円
62Mb/s のもの	1,443,000 円	1,520,000 円
63Mb/s のもの	1,452,000 円	1,530,000 円
64Mb/s のもの	1,461,000 円	1,540,000 円

65Mb/s のもの	1,470,000 円	1,550,000 円
66Mb/s のもの	1,479,000 円	1,560,000 円
67Mb/s のもの	1,488,000 円	1,570,000 円
68Mb/s のもの	1,497,000 円	1,580,000 円
69Mb/s のもの	1,506,000 円	1,590,000 円
70Mb/s のもの	1,515,000 円	1,600,000 円
71Mb/s のもの	1,524,000 円	1,610,000 円
72Mb/s のもの	1,533,000 円	1,620,000 円
73Mb/s のもの	1,542,000 円	1,630,000 円
74Mb/s のもの	1,551,000 円	1,640,000 円
75Mb/s のもの	1,560,000 円	1,650,000 円
76Mb/s のもの	1,569,000 円	1,660,000 円
77Mb/s のもの	1,578,000 円	1,670,000 円
78Mb/s のもの	1,587,000 円	1,680,000 円
79Mb/s のもの	1,596,000 円	1,690,000 円
80Mb/s のもの	1,605,000 円	1,700,000 円
81Mb/s のもの	1,614,000 円	1,710,000 円
82Mb/s のもの	1,623,000 円	1,720,000 円
83Mb/s のもの	1,632,000 円	1,730,000 円
84Mb/s のもの	1,641,000 円	1,740,000 円
85Mb/s のもの	1,650,000 円	1,750,000 円
86Mb/s のもの	1,659,000 円	1,760,000 円
87Mb/s のもの	1,668,000 円	1,770,000 円
88Mb/s のもの	1,677,000 円	1,780,000 円
89Mb/s のもの	1,686,000 円	1,790,000 円
90Mb/s のもの	1,695,000 円	1,800,000 円
91Mb/s のもの	1,704,000 円	1,810,000 円
92Mb/s のもの	1,713,000 円	1,820,000 円
93Mb/s のもの	1,722,000 円	1,830,000 円
94Mb/s のもの	1,731,000 円	1,840,000 円
95Mb/s のもの	1,740,000 円	1,850,000 円
96Mb/s のもの	1,749,000 円	1,860,000 円
97Mb/s のもの	1,758,000 円	1,870,000 円
98Mb/s のもの	1,767,000 円	1,880,000 円
99Mb/s のもの	1,776,000 円	1,890,000 円
100Mb/s のもの	1,785,000 円	1,900,000 円
101Mb/s のもの	1,794,000 円	1,909,000 円
102Mb/s のもの	1,803,000 円	1,918,000 円
103Mb/s のもの	1,812,000 円	1,927,000 円
104Mb/s のもの	1,821,000 円	1,936,000 円
105Mb/s のもの	1,830,000 円	1,945,000 円
106Mb/s のもの	1,839,000 円	1,954,000 円
107Mb/s のもの	1,848,000 円	1,963,000 円
108Mb/s のもの	1,857,000 円	1,972,000 円
109Mb/s のもの	1,866,000 円	1,981,000 円
110Mb/s のもの	1,875,000 円	1,990,000 円
111Mb/s のもの	1,884,000 円	1,999,000 円

112Mb/s のもの	1,893,000 円	2,008,000 円
113Mb/s のもの	1,902,000 円	2,017,000 円
114Mb/s のもの	1,911,000 円	2,026,000 円
115Mb/s のもの	1,920,000 円	2,035,000 円
116Mb/s のもの	1,929,000 円	2,044,000 円
117Mb/s のもの	1,938,000 円	2,053,000 円
118Mb/s のもの	1,947,000 円	2,062,000 円
119Mb/s のもの	1,956,000 円	2,071,000 円
120Mb/s のもの	1,965,000 円	2,080,000 円
備考		
1 (適用) (3)に定める通信の態様による細目が1芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額に 2,000 円を減額するものとします。		
2 (適用) (3)に定める通信の態様による細目が2芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額に 64,000 円を加算するものとします。		

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

(3) イーサネット方式のもの

ア クラス1-1のもの

① アクセス回線タイプのもの

- i TF非登録型（トラフィックフリー許容型のものであって、TF指定登録を行っていないものをいいます。以下同じとします。）のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s のもの	66,000 円	67,000 円
1Mb/s のもの	76,000 円	89,000 円
2Mb/s のもの	113,000 円	133,000 円
3Mb/s のもの	138,000 円	168,000 円
4Mb/s のもの	160,000 円	203,000 円
5Mb/s のもの	181,000 円	236,000 円
6Mb/s のもの	185,000 円	244,000 円
7Mb/s のもの	189,000 円	265,000 円
8Mb/s のもの	193,000 円	285,000 円
9Mb/s のもの	197,000 円	306,000 円
10Mb/s のもの	200,000 円	327,000 円
20Mb/s のもの	220,000 円	392,000 円
30Mb/s のもの	240,000 円	457,000 円
40Mb/s のもの	259,000 円	521,000 円
50Mb/s のもの	279,000 円	586,000 円
60Mb/s のもの	299,000 円	651,000 円
70Mb/s のもの	319,000 円	716,000 円
80Mb/s のもの	338,000 円	780,000 円
90Mb/s のもの	358,000 円	845,000 円
100Mb/s のもの	378,000 円	910,000 円
200Mb/s のもの	1,000,000 円	1,800,000 円

300Mb/s のもの	1,063,000 円	2,4750,00 円
400Mb/s のもの	1,126,000 円	3,1500,00 円
500Mb/s のもの	1,189,000 円	3,8250,00 円
600Mb/s のもの	1,252,000 円	4,500,000 円
700Mb/s のもの	1,315,000 円	5,1750,00 円
800Mb/s のもの	1,378,000 円	5,8500,00 円
900Mb/s のもの	1,441,000 円	6,5250,00 円
1Gb/s のもの	1,500,000 円	7,2000,00 円
2Gb/s のもの	3,975,000 円	—
3Gb/s のもの	4,214,000 円	—
4Gb/s のもの	4,467,000 円	—
5Gb/s のもの	4,735,000 円	—
6Gb/s のもの	4,972,000 円	—
7Gb/s のもの	5,221,000 円	—
8Gb/s のもの	5,482,000 円	—
9Gb/s のもの	5,756,000 円	—
10Gb/s のもの	5,986,000 円	—

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔ア クラス1-1のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s のもの	66,000 円	67,000 円
1Mb/s のもの	76,000 円	89,000 円
2Mb/s のもの	113,000 円	133,000 円
3Mb/s のもの	138,000 円	168,000 円
4Mb/s のもの	160,000 円	203,000 円
5Mb/s のもの	181,000 円	236,000 円
6Mb/s のもの	185,000 円	244,000 円
7Mb/s のもの	189,000 円	265,000 円
8Mb/s のもの	193,000 円	285,000 円
9Mb/s のもの	197,000 円	306,000 円
10Mb/s のもの	210,000 円	360,000 円
20Mb/s のもの	220,000 円	392,000 円
30Mb/s のもの	240,000 円	457,000 円
40Mb/s のもの	259,000 円	521,000 円
50Mb/s のもの	279,000 円	586,000 円
60Mb/s のもの	299,000 円	651,000 円
70Mb/s のもの	319,000 円	716,000 円
80Mb/s のもの	338,000 円	780,000 円

90Mb/sのもの	358,000円	845,000円
-----------	----------	----------

[2-1 プラン1に係るもの]

[2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[ア クラス1-1のもの]

① アクセス回線タイプのもの]

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
1Mb/s (バーストタイプ)のもの	76,000円	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ)のもの	210,000円	360,000円

[2-1 プラン1に係るもの]

[2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

イ クラス1-2のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円	48,000円
1Mb/sのもの	46,000円	50,000円
2Mb/sのもの	50,000円	62,000円
3Mb/sのもの	58,000円	76,000円
4Mb/sのもの	66,000円	95,000円
5Mb/sのもの	74,000円	114,000円
6Mb/sのもの	80,000円	170,000円
7Mb/sのもの	85,000円	184,000円
8Mb/sのもの	90,000円	198,000円
9Mb/sのもの	95,000円	212,000円
10Mb/sのもの	100,000円	227,000円
20Mb/sのもの	106,000円	277,000円
30Mb/sのもの	112,000円	328,000円
40Mb/sのもの	117,000円	378,000円
50Mb/sのもの	123,000円	429,000円
60Mb/sのもの	128,000円	480,000円
70Mb/sのもの	134,000円	531,000円
80Mb/sのもの	139,000円	581,000円
90Mb/sのもの	145,000円	632,000円
100Mb/sのもの	150,000円	682,000円

200Mb/s のもの	160,000 円	770,000 円
300Mb/s のもの	250,000 円	1,200,000 円
400Mb/s のもの	350,000 円	1,700,000 円
500Mb/s のもの	440,000 円	2,200,000 円
600Mb/s のもの	540,000 円	2,700,000 円
700Mb/s のもの	630,000 円	3,200,000 円
800Mb/s のもの	730,000 円	3,700,000 円
900Mb/s のもの	830,000 円	4,200,000 円
1Gb/s のもの	930,000 円	4,600,000 円
2Gb/s のもの	995,000 円	—
3Gb/s のもの	1,552,000 円	—
4Gb/s のもの	2,173,000 円	—
5Gb/s のもの	2,738,000 円	—
6Gb/s のもの	3,368,000 円	—
7Gb/s のもの	3,941,000 円	—
8Gb/s のもの	4,572,000 円	—
9Gb/s のもの	5,212,000 円	—
10Gb/s のもの	5,837,000 円	—

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔イ クラス1-2のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s のもの	44,000 円	48,000 円
1Mb/s のもの	46,000 円	50,000 円
2Mb/s のもの	50,000 円	62,000 円
3Mb/s のもの	58,000 円	76,000 円
4Mb/s のもの	66,000 円	95,000 円
5Mb/s のもの	74,000 円	114,000 円
6Mb/s のもの	80,000 円	170,000 円
7Mb/s のもの	85,000 円	184,000 円
8Mb/s のもの	90,000 円	198,000 円
9Mb/s のもの	95,000 円	212,000 円
10Mb/s のもの	103,000 円	252,000 円
20Mb/s のもの	106,000 円	277,000 円
30Mb/s のもの	112,000 円	328,000 円
40Mb/s のもの	117,000 円	378,000 円
50Mb/s のもの	123,000 円	429,000 円
60Mb/s のもの	128,000 円	480,000 円
70Mb/s のもの	134,000 円	531,000 円

80Mb/s のもの	139,000 円	581,000 円
90Mb/s のもの	145,000 円	632,000 円

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔イ クラス1-2のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	76,000 円	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	210,000 円	360,000 円

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔イ クラス1-2のもの〕

② プラットフォーム回線タイプのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s のもの	63,000 円	69,000 円
1Mb/s のもの	66,000 円	72,000 円
2Mb/s のもの	72,000 円	90,000 円
3Mb/s のもの	84,000 円	111,000 円
4Mb/s のもの	96,000 円	140,000 円
5Mb/s のもの	108,000 円	168,000 円
6Mb/s のもの	117,000 円	252,000 円
7Mb/s のもの	125,000 円	273,000 円
8Mb/s のもの	132,000 円	294,000 円
9Mb/s のもの	140,000 円	315,000 円
10Mb/s のもの	147,000 円	338,000 円
20Mb/s のもの	156,000 円	413,000 円
30Mb/s のもの	165,000 円	489,000 円
40Mb/s のもの	173,000 円	564,000 円
50Mb/s のもの	182,000 円	641,000 円
60Mb/s のもの	189,000 円	717,000 円
70Mb/s のもの	198,000 円	794,000 円
80Mb/s のもの	206,000 円	869,000 円
90Mb/s のもの	215,000 円	945,000 円
100Mb/s のもの	222,000 円	1,020,000 円

200Mb/s のもの	240,000 円	1,155,000 円
300Mb/s のもの	375,000 円	1,800,000 円
400Mb/s のもの	525,000 円	2,550,000 円
500Mb/s のもの	660,000 円	3,300,000 円
600Mb/s のもの	810,000 円	4,050,000 円
700Mb/s のもの	945,000 円	4,800,000 円
800Mb/s のもの	1,095,000 円	5,550,000 円
900Mb/s のもの	1,245,000 円	6,300,000 円
1Gb/s のもの	1,395,000 円	6,900,000 円
2Gb/s のもの	1,507,000 円	—
3Gb/s のもの	2,351,000 円	—
4Gb/s のもの	3,291,000 円	—
5Gb/s のもの	4,147,000 円	—
6Gb/s のもの	5,101,000 円	—
7Gb/s のもの	5,968,000 円	—
8Gb/s のもの	6,923,000 円	—
9Gb/s のもの	7,892,000 円	—
10Gb/s のもの	8,839,000 円	—

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

ウ クラス1-3のもの（アクセス回線タイプ（トラフィックフリー非許容型のものに限ります。）のものに限ります。）

（商品名：イーサネット方式(UNO BEW)）

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
1Mb/s のもの	323,000 円
2Mb/s のもの	345,000 円
3Mb/s のもの	359,000 円
5Mb/s のもの	477,000 円
7Mb/s のもの	559,000 円
10Mb/s のもの	679,000 円
20Mb/s のもの	878,000 円
30Mb/s のもの	1,060,000 円
50Mb/s のもの	1,436,000 円
70Mb/s のもの	1,661,000 円
100Mb/s のもの	1,961,000 円

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

エ クラス2-1のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s のもの	66,000 円	67,000 円
1Mb/s のもの	76,000 円	89,000 円
2Mb/s のもの	113,000 円	133,000 円
3Mb/s のもの	138,000 円	168,000 円
4Mb/s のもの	160,000 円	203,000 円
5Mb/s のもの	181,000 円	236,000 円
6Mb/s のもの	185,000 円	244,000 円
7Mb/s のもの	189,000 円	265,000 円
8Mb/s のもの	193,000 円	285,000 円
9Mb/s のもの	197,000 円	306,000 円
10Mb/s のもの	200,000 円	327,000 円
20Mb/s のもの	220,000 円	392,000 円
30Mb/s のもの	240,000 円	457,000 円
40Mb/s のもの	259,000 円	521,000 円
50Mb/s のもの	279,000 円	586,000 円
60Mb/s のもの	299,000 円	651,000 円
70Mb/s のもの	319,000 円	716,000 円
80Mb/s のもの	338,000 円	780,000 円
90Mb/s のもの	358,000 円	845,000 円
100Mb/s のもの	378,000 円	910,000 円
100Mb/s を超えて 1Gb/s までのもの	別途算定する額	別途算定する額
1Gb/s を超えて 10Gb/s までのもの	別途算定する額	—

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔エ クラス2-1のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) ア (クラス1-1のもの) ① (アクセス回線タイプのもの) ii (TF登録型のもの) と同額

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔エ クラス2-1のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	76,000 円	89,000 円
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	210,000 円	360,000 円

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

オ クラス2-2のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-1-1（第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの）(3)（イーサネット方式のもの）エ（クラス2-1のもの）①（アクセス回線タイプのもの）i（TF非登録型のもの）と同額

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔オ クラス2-2のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-1-1（第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの）(3)（イーサネット方式のもの）エ（クラス2-1のもの）①（アクセス回線タイプのもの）ii（TF登録型のもの）と同額

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔オ クラス2-2のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-1-1（第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの）(3)（イーサネット方式のもの）エ（クラス2-1のもの）①（アクセス回線タイプのもの）iii（トラフィックフリー非許容型のもの）と同額

〔2-1 プラン1に係るもの〕

〔2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

[オ クラス2-2のもの]

- ② プラットフォーム回線タイプのもの
 (ア) (イ) 以外のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの)(3)(イーサネット方式のもの)イ(クラス1-2のもの)②(プラットフォーム回線タイプのもの)と同額 (イ) 100Mb/s を超えて 10Gb/s までのもの 別途算定する額

[2-1 プラン1に係るもの]

[2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

- (4) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの
 (商品名: ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)
 ア クラス1のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額
タイプ1	6,000円
タイプ2	7,000円

[2-1 プラン1に係るもの]

[2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

- [(4) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの]
 イ クラス2のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額
タイプ1	8,000円
タイプ2	9,000円

[2-1 プラン1に係るもの]

[2-1-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

- (5) IPアクセスサービスを利用する方式のもの
 (商品名: ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額
クラス1	12,500円
クラス2	15,500円
クラス3	12,500円
クラス4	15,500円

[2-1 プラン1に係るもの]

2-1-2 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの

区分	単位	料金額
高速デジタル伝送方式のもの	アクセス回線1回線ごとに月額	2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの)(1) (高速デジタル伝送方式のもの)と同額

ATM方式のもの	アクセス回線1回線ごとに月額	2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (2) (ATM方式のもの)と同額
イーサネット方式のもの	アクセス回線1回線ごとに月額	2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの)と同額
総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの (商品名:ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)	アクセス回線1回線ごとに月額	2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (4) (総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの)と同額
IPアクセスサービスを利用する方式のもの (商品名:ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)	アクセス回線1回線ごとに月額	2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの)と同額

[2-1 プラン1に係るもの]

2-1-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの

(1) IPアクセスサービスを利用する方式のもの

(商品名:ブロードバンドアクセス方式Ⅲ)

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額
クラス1	2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの) クラス1と同額
クラス2	2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの) クラス2と同額
クラス3	2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの) クラス3と同額
クラス4	2-1-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの) クラス4と同額

2-2 プラン2に係るもの

2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの

(1) 高速デジタル伝送方式のもの

ア 通常クラスのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
128kb/sのもの	78,000円	82,000円
512kb/sのもの	112,000円	118,000円
1.5Mb/sのもの	360,000円	380,000円

〔2-2 プラン2に係るもの〕

〔2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(1) 高速デジタル伝送方式のもの〕

イ エコノミークラスのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
128kb/sのもの	44,000円	46,000円
1.5Mb/sのもの	198,000円	208,000円

〔2-2 プラン2に係るもの〕

〔2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

(2) ATM方式のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
3Mb/sのもの	294,000円	309,000円
4Mb/sのもの	371,000円	390,000円
5Mb/sのもの	406,000円	427,000円
6Mb/sのもの	421,000円	443,000円
7Mb/sのもの	484,000円	509,000円
8Mb/sのもの	524,000円	551,000円
9Mb/sのもの	561,000円	590,000円
10Mb/sのもの	598,000円	629,000円
11Mb/sのもの	620,000円	652,000円
12Mb/sのもの	639,000円	672,000円
13Mb/sのもの	658,000円	692,000円
14Mb/sのもの	677,000円	712,000円
15Mb/sのもの	696,000円	732,000円
16Mb/sのもの	715,000円	752,000円
17Mb/sのもの	734,000円	772,000円
18Mb/sのもの	753,000円	792,000円
19Mb/sのもの	772,000円	812,000円
20Mb/sのもの	787,000円	828,000円
21Mb/sのもの	804,000円	846,000円
22Mb/sのもの	821,000円	864,000円
23Mb/sのもの	838,000円	882,000円
24Mb/sのもの	855,000円	900,000円
25Mb/sのもの	872,000円	918,000円
26Mb/sのもの	889,000円	936,000円
27Mb/sのもの	906,000円	954,000円
28Mb/sのもの	923,000円	972,000円
29Mb/sのもの	940,000円	990,000円
30Mb/sのもの	951,000円	1,001,000円
31Mb/sのもの	967,000円	1,018,000円

32Mb/s のもの	983,000 円	1,035,000 円
33Mb/s のもの	999,000 円	1,052,000 円
34Mb/s のもの	1,015,000 円	1,069,000 円
35Mb/s のもの	1,031,000 円	1,086,000 円
36Mb/s のもの	1,047,000 円	1,103,000 円
37Mb/s のもの	1,063,000 円	1,120,000 円
38Mb/s のもの	1,079,000 円	1,137,000 円
39Mb/s のもの	1,095,000 円	1,154,000 円
40Mb/s のもの	1,108,000 円	1,166,000 円
41Mb/s のもの	1,128,000 円	1,187,000 円
42Mb/s のもの	1,148,000 円	1,208,000 円
43Mb/s のもの	1,168,000 円	1,229,000 円
44Mb/s のもの	1,188,000 円	1,250,000 円
45Mb/s のもの	1,208,000 円	1,271,000 円
46Mb/s のもの	1,228,000 円	1,292,000 円
47Mb/s のもの	1,248,000 円	1,313,000 円
48Mb/s のもの	1,268,000 円	1,334,000 円
49Mb/s のもの	1,288,000 円	1,355,000 円
50Mb/s のもの	1,307,000 円	1,375,000 円
51Mb/s のもの	1,319,000 円	1,388,000 円
52Mb/s のもの	1,331,000 円	1,401,000 円
53Mb/s のもの	1,343,000 円	1,414,000 円
54Mb/s のもの	1,355,000 円	1,427,000 円
55Mb/s のもの	1,367,000 円	1,440,000 円
56Mb/s のもの	1,379,000 円	1,453,000 円
57Mb/s のもの	1,391,000 円	1,466,000 円
58Mb/s のもの	1,403,000 円	1,479,000 円
59Mb/s のもの	1,415,000 円	1,492,000 円
60Mb/s のもの	1,425,000 円	1,500,000 円
61Mb/s のもの	1,434,000 円	1,510,000 円
62Mb/s のもの	1,443,000 円	1,520,000 円
63Mb/s のもの	1,452,000 円	1,530,000 円
64Mb/s のもの	1,461,000 円	1,540,000 円
65Mb/s のもの	1,470,000 円	1,550,000 円
66Mb/s のもの	1,479,000 円	1,560,000 円
67Mb/s のもの	1,488,000 円	1,570,000 円
68Mb/s のもの	1,497,000 円	1,580,000 円
69Mb/s のもの	1,506,000 円	1,590,000 円
70Mb/s のもの	1,515,000 円	1,600,000 円
71Mb/s のもの	1,524,000 円	1,610,000 円
72Mb/s のもの	1,533,000 円	1,620,000 円
73Mb/s のもの	1,542,000 円	1,630,000 円
74Mb/s のもの	1,551,000 円	1,640,000 円
75Mb/s のもの	1,560,000 円	1,650,000 円
76Mb/s のもの	1,569,000 円	1,660,000 円
77Mb/s のもの	1,578,000 円	1,670,000 円
78Mb/s のもの	1,587,000 円	1,680,000 円

79Mb/s のもの	1,596,000 円	1,690,000 円
80Mb/s のもの	1,605,000 円	1,700,000 円
81Mb/s のもの	1,614,000 円	1,710,000 円
82Mb/s のもの	1,623,000 円	1,720,000 円
83Mb/s のもの	1,632,000 円	1,730,000 円
84Mb/s のもの	1,641,000 円	1,740,000 円
85Mb/s のもの	1,650,000 円	1,750,000 円
86Mb/s のもの	1,659,000 円	1,760,000 円
87Mb/s のもの	1,668,000 円	1,770,000 円
88Mb/s のもの	1,677,000 円	1,780,000 円
89Mb/s のもの	1,686,000 円	1,790,000 円
90Mb/s のもの	1,695,000 円	1,800,000 円
91Mb/s のもの	1,704,000 円	1,810,000 円
92Mb/s のもの	1,713,000 円	1,820,000 円
93Mb/s のもの	1,722,000 円	1,830,000 円
94Mb/s のもの	1,731,000 円	1,840,000 円
95Mb/s のもの	1,740,000 円	1,850,000 円
96Mb/s のもの	1,749,000 円	1,860,000 円
97Mb/s のもの	1,758,000 円	1,870,000 円
98Mb/s のもの	1,767,000 円	1,880,000 円
99Mb/s のもの	1,776,000 円	1,890,000 円
100Mb/s のもの	1,785,000 円	1,900,000 円
101Mb/s のもの	1,794,000 円	1,909,000 円
102Mb/s のもの	1,803,000 円	1,918,000 円
103Mb/s のもの	1,812,000 円	1,927,000 円
104Mb/s のもの	1,821,000 円	1,936,000 円
105Mb/s のもの	1,830,000 円	1,945,000 円
106Mb/s のもの	1,839,000 円	1,954,000 円
107Mb/s のもの	1,848,000 円	1,963,000 円
108Mb/s のもの	1,857,000 円	1,972,000 円
109Mb/s のもの	1,866,000 円	1,981,000 円
110Mb/s のもの	1,875,000 円	1,990,000 円
111Mb/s のもの	1,884,000 円	1,999,000 円
112Mb/s のもの	1,893,000 円	2,008,000 円
113Mb/s のもの	1,902,000 円	2,017,000 円
114Mb/s のもの	1,911,000 円	2,026,000 円
115Mb/s のもの	1,920,000 円	2,035,000 円
116Mb/s のもの	1,929,000 円	2,044,000 円
117Mb/s のもの	1,938,000 円	2,053,000 円
118Mb/s のもの	1,947,000 円	2,062,000 円
119Mb/s のもの	1,956,000 円	2,071,000 円
120Mb/s のもの	1,965,000 円	2,080,000 円
備考		
1 (適用) (3)に定める通信の態様による細目が1芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額に 2,000 円を減額するものとします。		
2 (適用) (3)に定める通信の態様による細目が2芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額に 64,000 円を加算するものとします。		

〔2-2 プラン2に係るもの〕

〔2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

(3) イーサネット方式のもの

ア クラス1-1のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円	67,000円
1Mb/sのもの	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	138,000円	168,000円
4Mb/sのもの	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの	197,000円	244,000円
7Mb/sのもの	214,000円	265,000円
8Mb/sのもの	230,000円	285,000円
9Mb/sのもの	247,000円	306,000円
10Mb/sのもの	263,000円	327,000円
20Mb/sのもの	289,000円	392,000円
30Mb/sのもの	315,000円	457,000円
40Mb/sのもの	341,000円	521,000円
50Mb/sのもの	367,000円	586,000円
60Mb/sのもの	394,000円	651,000円
70Mb/sのもの	420,000円	716,000円
80Mb/sのもの	446,000円	780,000円
90Mb/sのもの	472,000円	845,000円
100Mb/sのもの	498,000円	910,000円
200Mb/sのもの	1,420,000円	1,800,000円
300Mb/sのもの	1,680,000円	2,475,000円
400Mb/sのもの	1,940,000円	3,150,000円
500Mb/sのもの	2,200,000円	3,825,000円
600Mb/sのもの	2,460,000円	4,500,000円
700Mb/sのもの	2,720,000円	5,175,000円
800Mb/sのもの	2,980,000円	5,850,000円
900Mb/sのもの	3,240,000円	6,525,000円
1Gb/sのもの	3,500,000円	7,200,000円
2Gb/sのもの	9,975,000円	—
3Gb/sのもの	11,771,000円	—
4Gb/sのもの	13,537,000円	—
5Gb/sのもの	15,297,000円	—
6Gb/sのもの	17,133,000円	—
7Gb/sのもの	19,018,000円	—
8Gb/sのもの	20,920,000円	—

9Gb/s のもの	22,803,000 円	—
10Gb/s のもの	24,627,000 円	—

〔2-2 プラン2に係るもの〕

〔2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔ア クラス1-1のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s のもの	66,000 円	67,000 円
1Mb/s のもの	76,000 円	89,000 円
2Mb/s のもの	113,000 円	133,000 円
3Mb/s のもの	138,000 円	168,000 円
4Mb/s のもの	160,000 円	203,000 円
5Mb/s のもの	181,000 円	236,000 円
6Mb/s のもの	197,000 円	244,000 円
7Mb/s のもの	214,000 円	265,000 円
8Mb/s のもの	230,000 円	285,000 円
9Mb/s のもの	247,000 円	306,000 円
10Mb/s のもの	276,000 円	360,000 円
20Mb/s のもの	289,000 円	392,000 円
30Mb/s のもの	315,000 円	457,000 円
40Mb/s のもの	341,000 円	521,000 円
50Mb/s のもの	367,000 円	586,000 円
60Mb/s のもの	394,000 円	651,000 円
70Mb/s のもの	420,000 円	716,000 円
80Mb/s のもの	446,000 円	780,000 円
90Mb/s のもの	472,000 円	845,000 円

〔2-2 プラン2に係るもの〕

〔2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔ア クラス1-1のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	76,000 円	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	210,000 円	360,000 円

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

イ クラス1-2のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/sのもの	46,000円	48,000円
1Mb/sのもの	48,000円	50,000円
2Mb/sのもの	56,000円	62,000円
3Mb/sのもの	67,000円	76,000円
4Mb/sのもの	80,000円	95,000円
5Mb/sのもの	94,000円	114,000円
6Mb/sのもの	125,000円	170,000円
7Mb/sのもの	134,000円	184,000円
8Mb/sのもの	144,000円	198,000円
9Mb/sのもの	154,000円	212,000円
10Mb/sのもの	163,000円	227,000円
20Mb/sのもの	175,000円	277,000円
30Mb/sのもの	187,000円	328,000円
40Mb/sのもの	200,000円	378,000円
50Mb/sのもの	212,000円	429,000円
60Mb/sのもの	224,000円	480,000円
70Mb/sのもの	236,000円	531,000円
80Mb/sのもの	247,000円	581,000円
90Mb/sのもの	258,000円	632,000円
100Mb/sのもの	270,000円	682,000円
200Mb/sのもの	320,000円	770,000円
300Mb/sのもの	510,000円	1,200,000円
400Mb/sのもの	720,000円	1,700,000円
500Mb/sのもの	910,000円	2,200,000円
600Mb/sのもの	1,100,000円	2,700,000円
700Mb/sのもの	1,300,000円	3,200,000円
800Mb/sのもの	1,500,000円	3,700,000円
900Mb/sのもの	1,700,000円	4,200,000円
1Gb/sのもの	1,900,000円	4,600,000円
2Gb/sのもの	2,261,000円	—
3Gb/sのもの	3,595,000円	—
4Gb/sのもの	5,069,000円	—
5Gb/sのもの	6,387,000円	—
6Gb/sのもの	7,728,000円	—
7Gb/sのもの	9,119,000円	—
8Gb/sのもの	10,487,000円	—

9Gb/s のもの	11,850,000 円	—
10Gb/s のもの	13,272,000 円	—

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[イ クラス1-2のもの]

[① アクセス回線タイプのもの]

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s のもの	46,000 円	48,000 円
1Mb/s のもの	48,000 円	50,000 円
2Mb/s のもの	56,000 円	62,000 円
3Mb/s のもの	67,000 円	76,000 円
4Mb/s のもの	80,000 円	95,000 円
5Mb/s のもの	94,000 円	114,000 円
6Mb/s のもの	125,000 円	170,000 円
7Mb/s のもの	134,000 円	184,000 円
8Mb/s のもの	144,000 円	198,000 円
9Mb/s のもの	154,000 円	212,000 円
10Mb/s のもの	169,000 円	252,000 円
20Mb/s のもの	175,000 円	277,000 円
30Mb/s のもの	187,000 円	328,000 円
40Mb/s のもの	200,000 円	378,000 円
50Mb/s のもの	212,000 円	429,000 円
60Mb/s のもの	224,000 円	480,000 円
70Mb/s のもの	236,000 円	531,000 円
80Mb/s のもの	247,000 円	581,000 円
90Mb/s のもの	258,000 円	632,000 円

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[イ クラス1-2のもの]

[① アクセス回線タイプのもの]

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	76,000 円	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	210,000 円	360,000 円

〔2-2 プラン2に係るもの〕

〔2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔イ クラス1-2のもの〕

② プラットフォーム回線タイプのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円	69,000円
1Mb/sのもの	69,000円	72,000円
2Mb/sのもの	81,000円	90,000円
3Mb/sのもの	98,000円	111,000円
4Mb/sのもの	117,000円	140,000円
5Mb/sのもの	138,000円	168,000円
6Mb/sのもの	185,000円	252,000円
7Mb/sのもの	198,000円	273,000円
8Mb/sのもの	213,000円	294,000円
9Mb/sのもの	228,000円	315,000円
10Mb/sのもの	242,000円	338,000円
20Mb/sのもの	260,000円	413,000円
30Mb/sのもの	278,000円	489,000円
40Mb/sのもの	297,000円	564,000円
50Mb/sのもの	315,000円	641,000円
60Mb/sのもの	333,000円	717,000円
70Mb/sのもの	351,000円	794,000円
80Mb/sのもの	368,000円	869,000円
90Mb/sのもの	384,000円	945,000円
100Mb/sのもの	402,000円	1,020,000円
200Mb/sのもの	480,000円	1,155,000円
300Mb/sのもの	765,000円	1,800,000円
400Mb/sのもの	1,080,000円	2,550,000円
500Mb/sのもの	1,365,000円	3,300,000円
600Mb/sのもの	1,650,000円	4,050,000円
700Mb/sのもの	1,950,000円	4,800,000円
800Mb/sのもの	2,250,000円	5,550,000円
900Mb/sのもの	2,550,000円	6,300,000円
1Gb/sのもの	2,850,000円	6,900,000円
2Gb/sのもの	3,392,000円	—
3Gb/sのもの	5,393,000円	—
4Gb/sのもの	7,604,000円	—
5Gb/sのもの	9,581,000円	—
6Gb/sのもの	11,593,000円	—
7Gb/sのもの	13,680,000円	—
8Gb/sのもの	15,732,000円	—

9Gb/s のもの	17,777,000 円	—
10Gb/s のもの	19,910,000 円	—

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

ウ クラス1-3のもの(アクセス回線タイプ(トラフィックフリー非許容型のものに限ります。))のものに限ります。

(商品名:イーサネット方式(UNO BEW))

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
1Mb/s のもの	323,000 円
2Mb/s のもの	345,000 円
3Mb/s のもの	359,000 円
5Mb/s のもの	477,000 円
7Mb/s のもの	559,000 円
10Mb/s のもの	679,000 円
20Mb/s のもの	878,000 円
30Mb/s のもの	1,060,000 円
50Mb/s のもの	1,436,000 円
70Mb/s のもの	1,661,000 円
100Mb/s のもの	1,961,000 円

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

エ クラス2-1のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s のもの	66,000 円	67,000 円
1Mb/s のもの	76,000 円	89,000 円
2Mb/s のもの	113,000 円	133,000 円
3Mb/s のもの	138,000 円	168,000 円
4Mb/s のもの	160,000 円	203,000 円
5Mb/s のもの	181,000 円	236,000 円
6Mb/s のもの	197,000 円	244,000 円
7Mb/s のもの	214,000 円	265,000 円
8Mb/s のもの	230,000 円	285,000 円
9Mb/s のもの	247,000 円	306,000 円
10Mb/s のもの	263,000 円	327,000 円
20Mb/s のもの	289,000 円	392,000 円
30Mb/s のもの	315,000 円	457,000 円

40Mb/s のもの	341,000 円	521,000 円
50Mb/s のもの	367,000 円	586,000 円
60Mb/s のもの	394,000 円	651,000 円
70Mb/s のもの	420,000 円	716,000 円
80Mb/s のもの	446,000 円	780,000 円
90Mb/s のもの	472,000 円	845,000 円
100Mb/s のもの	498,000 円	910,000 円
100Mb/s を超えて 1Gb/s までのもの	別途算定する額	別途算定する額
1Gb/s を超えて 10Gb/s までのもの	別途算定する額	—

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[エ クラス2-1のもの]

[① アクセス回線タイプのもの]

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-2-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) ア (クラス1-1のもの) ① (アクセス回線タイプのもの) ii (TF登録型のもの) と同額

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[エ クラス2-1のもの]

[① アクセス回線タイプのもの]

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	アクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるもの	左欄以外のもの
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	76,000 円	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	210,000 円	360,000 円

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

オ クラス2-2のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額

2-2-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) エ (クラス2-1のもの) ① (アクセス回線タイプのもの) i (TF非登録型のもの) と同額
--

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[オ クラス2-2のもの]

[① アクセス回線タイプのもの]

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-2-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) エ (クラス2-1のもの) ① (アクセス回線タイプのもの) ii (TF登録型のもの) と同額

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[オ クラス2-2のもの]

[① アクセス回線タイプのもの]

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-2-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) エ (クラス2-1のもの) ① (アクセス回線タイプのもの) iii (トラフィックフリー非許容型のもの) と同額

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[オ クラス2-2のもの]

② プラットフォーム回線タイプのもの

(ア) (イ) 以外のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-2-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) イ (クラス1-2のもの) ② (プラットフォーム回線タイプのもの) と同額 (イ) 100Mb/s を超えて 10Gb/s までのもの 別途算定する額

[2-2 プラン2に係るもの]

[2-2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

(4) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

(商品名: ブロードバンドアクセス方式II)

ア クラス1のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額
タイプ 1	6,000 円
タイプ 2	7,000 円

[2-2 プラン 2 に係るもの]

[2-2-1 第 1 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 2 に係るもの]

[(4) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの]

イ クラス 2 のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額
タイプ 1	8,000 円
タイプ 2	9,000 円

[2-2 プラン 2 に係るもの]

[2-2-1 第 1 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 2 に係るもの]

(5) I P アクセスサービスを利用する方式のもの

(商品名 : ブロードバンドアクセス方式 II)

アクセス回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額
クラス 1	12,500 円
クラス 2	15,500 円
クラス 3	12,500 円
クラス 4	15,500 円

2-2-2 第 1 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 3 に係るもの

区 分	単 位	料金額
高速デジタル伝送方式のもの	アクセス回線 1 回線ごとに月額	2-2-1 (第 1 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 2 に係るもの) (1) (高速デジタル伝送方式のもの) と同額
A T M 方式のもの	アクセス回線 1 回線ごとに月額	2-2-1 (第 1 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 2 に係るもの) (2) (A T M 方式のもの) と同額
イーサネット方式のもの	アクセス回線 1 回線ごとに月額	2-2-1 (第 1 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 2 に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) と同額
総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの (商品名 : ブロードバンドアクセス方式 II)	アクセス回線 1 回線ごとに月額	2-2-1 (第 1 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 2 に係るもの) (4) (総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの) と同額
I P アクセスサービスを利用する方式のもの (商品名 : ブロードバンドアクセス方式 II)	アクセス回線 1 回線ごとに月額	2-2-1 (第 1 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 2 に係るもの) (5) (I P アクセスサービスを利用する方式のもの) と同額

[2-2 プラン 2 に係るもの]

2-2-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの

(1) IPアクセスサービスを利用する方式のもの

(商品名：ブロードバンドアクセス方式Ⅲ)

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
クラス1	2-2-1(第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの)(5)(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)クラス1と同額
クラス2	2-2-1(第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの)(5)(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)クラス2と同額
クラス3	2-2-1(第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの)(5)(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)クラス3と同額
クラス4	2-2-1(第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの)(5)(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)クラス4と同額

2-3 プラン3に係るもの

2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの

(1) 高速デジタル伝送方式のもの

ア 通常クラスのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
128kb/sのもの	82,000円
512kb/sのもの	118,000円
1.5Mb/sのもの	380,000円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) 高速デジタル伝送方式のもの]

イ エコノミークラスのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
128kb/sのもの	46,000円
1.5Mb/sのもの	208,000円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

(2) ATM方式のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
3Mb/sのもの	309,000円
4Mb/sのもの	390,000円
5Mb/sのもの	427,000円
6Mb/sのもの	443,000円

7Mb/s のもの	509,000 円
8Mb/s のもの	551,000 円
9Mb/s のもの	590,000 円
10Mb/s のもの	629,000 円
11Mb/s のもの	652,000 円
12Mb/s のもの	672,000 円
13Mb/s のもの	692,000 円
14Mb/s のもの	712,000 円
15Mb/s のもの	732,000 円
16Mb/s のもの	752,000 円
17Mb/s のもの	772,000 円
18Mb/s のもの	792,000 円
19Mb/s のもの	812,000 円
20Mb/s のもの	828,000 円
21Mb/s のもの	846,000 円
22Mb/s のもの	864,000 円
23Mb/s のもの	882,000 円
24Mb/s のもの	900,000 円
25Mb/s のもの	918,000 円
26Mb/s のもの	936,000 円
27Mb/s のもの	954,000 円
28Mb/s のもの	972,000 円
29Mb/s のもの	990,000 円
30Mb/s のもの	1,001,000 円
31Mb/s のもの	1,018,000 円
32Mb/s のもの	1,035,000 円
33Mb/s のもの	1,052,000 円
34Mb/s のもの	1,069,000 円
35Mb/s のもの	1,086,000 円
36Mb/s のもの	1,103,000 円
37Mb/s のもの	1,120,000 円
38Mb/s のもの	1,137,000 円
39Mb/s のもの	1,154,000 円
40Mb/s のもの	1,166,000 円
41Mb/s のもの	1,187,000 円
42Mb/s のもの	1,208,000 円
43Mb/s のもの	1,229,000 円
44Mb/s のもの	1,250,000 円
45Mb/s のもの	1,271,000 円
46Mb/s のもの	1,292,000 円
47Mb/s のもの	1,313,000 円
48Mb/s のもの	1,334,000 円
49Mb/s のもの	1,355,000 円
50Mb/s のもの	1,375,000 円
51Mb/s のもの	1,388,000 円
52Mb/s のもの	1,401,000 円
53Mb/s のもの	1,414,000 円

54Mb/s のもの	1,427,000 円
55Mb/s のもの	1,440,000 円
56Mb/s のもの	1,453,000 円
57Mb/s のもの	1,466,000 円
58Mb/s のもの	1,479,000 円
59Mb/s のもの	1,492,000 円
60Mb/s のもの	1,500,000 円
61Mb/s のもの	1,510,000 円
62Mb/s のもの	1,520,000 円
63Mb/s のもの	1,530,000 円
64Mb/s のもの	1,540,000 円
65Mb/s のもの	1,550,000 円
66Mb/s のもの	1,560,000 円
67Mb/s のもの	1,570,000 円
68Mb/s のもの	1,580,000 円
69Mb/s のもの	1,590,000 円
70Mb/s のもの	1,600,000 円
71Mb/s のもの	1,610,000 円
72Mb/s のもの	1,620,000 円
73Mb/s のもの	1,630,000 円
74Mb/s のもの	1,640,000 円
75Mb/s のもの	1,650,000 円
76Mb/s のもの	1,660,000 円
77Mb/s のもの	1,670,000 円
78Mb/s のもの	1,680,000 円
79Mb/s のもの	1,690,000 円
80Mb/s のもの	1,700,000 円
81Mb/s のもの	1,710,000 円
82Mb/s のもの	1,720,000 円
83Mb/s のもの	1,730,000 円
84Mb/s のもの	1,740,000 円
85Mb/s のもの	1,750,000 円
86Mb/s のもの	1,760,000 円
87Mb/s のもの	1,770,000 円
88Mb/s のもの	1,780,000 円
89Mb/s のもの	1,790,000 円
90Mb/s のもの	1,800,000 円
91Mb/s のもの	1,810,000 円
92Mb/s のもの	1,820,000 円
93Mb/s のもの	1,830,000 円
94Mb/s のもの	1,840,000 円
95Mb/s のもの	1,850,000 円
96Mb/s のもの	1,860,000 円
97Mb/s のもの	1,870,000 円
98Mb/s のもの	1,880,000 円
99Mb/s のもの	1,890,000 円
100Mb/s のもの	1,900,000 円

101Mb/s のもの	1,909,000 円
102Mb/s のもの	1,918,000 円
103Mb/s のもの	1,927,000 円
104Mb/s のもの	1,936,000 円
105Mb/s のもの	1,945,000 円
106Mb/s のもの	1,954,000 円
107Mb/s のもの	1,963,000 円
108Mb/s のもの	1,972,000 円
109Mb/s のもの	1,981,000 円
110Mb/s のもの	1,990,000 円
111Mb/s のもの	1,999,000 円
112Mb/s のもの	2,008,000 円
113Mb/s のもの	2,017,000 円
114Mb/s のもの	2,026,000 円
115Mb/s のもの	2,035,000 円
116Mb/s のもの	2,044,000 円
117Mb/s のもの	2,053,000 円
118Mb/s のもの	2,062,000 円
119Mb/s のもの	2,071,000 円
120Mb/s のもの	2,080,000 円

備考

1 (適用) (3)に定める通信の態様による細目が1芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額に 2,000 円を減額するものとします。

2 (適用) (3)に定める通信の態様による細目が2芯式の場合においては、3Mb/s から 44Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額に 64,000 円を加算するものとします。

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

(3) イーサネット方式のもの

ア クラス1-1のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
0.5Mb/s のもの	67,000 円
1Mb/s のもの	89,000 円
2Mb/s のもの	133,000 円
3Mb/s のもの	168,000 円
4Mb/s のもの	203,000 円
5Mb/s のもの	236,000 円
6Mb/s のもの	244,000 円
7Mb/s のもの	265,000 円
8Mb/s のもの	285,000 円
9Mb/s のもの	306,000 円
10Mb/s のもの	327,000 円
20Mb/s のもの	392,000 円

30Mb/s のもの	457,000 円
40Mb/s のもの	521,000 円
50Mb/s のもの	586,000 円
60Mb/s のもの	651,000 円
70Mb/s のもの	716,000 円
80Mb/s のもの	780,000 円
90Mb/s のもの	845,000 円
100Mb/s のもの	910,000 円
200Mb/s のもの	1,800,000 円
300Mb/s のもの	2,475,000 円
400Mb/s のもの	3,150,000 円
500Mb/s のもの	3,825,000 円
600Mb/s のもの	4,500,000 円
700Mb/s のもの	5,175,000 円
800Mb/s のもの	5,850,000 円
900Mb/s のもの	6,525,000 円
1Gb/s のもの	7,200,000 円
2Gb/s のもの	14,256,000 円
3Gb/s のもの	19,673,000 円
4Gb/s のもの	24,985,000 円
5Gb/s のもの	30,232,000 円
6Gb/s のもの	35,674,000 円
7Gb/s のもの	41,025,000 円
8Gb/s のもの	46,358,000 円
9Gb/s のもの	51,921,000 円
10Gb/s のもの	57,113,000 円

〔2-3 プラン3に係るもの〕

〔2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔ア クラス1-1のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額
0.5Mb/s のもの	67,000 円
1Mb/s のもの	89,000 円
2Mb/s のもの	133,000 円
3Mb/s のもの	168,000 円
4Mb/s のもの	203,000 円
5Mb/s のもの	236,000 円
6Mb/s のもの	244,000 円
7Mb/s のもの	265,000 円
8Mb/s のもの	285,000 円
9Mb/s のもの	306,000 円

10Mb/s のもの	360,000 円
20Mb/s のもの	392,000 円
30Mb/s のもの	457,000 円
40Mb/s のもの	521,000 円
50Mb/s のもの	586,000 円
60Mb/s のもの	651,000 円
70Mb/s のもの	716,000 円
80Mb/s のもの	780,000 円
90Mb/s のもの	845,000 円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[ア クラス1-1のもの]

[① アクセス回線タイプのもの]

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	360,000 円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

イ クラス1-2のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/s のもの	48,000 円
1Mb/s のもの	50,000 円
2Mb/s のもの	62,000 円
3Mb/s のもの	76,000 円
4Mb/s のもの	95,000 円
5Mb/s のもの	1140,00 円
6Mb/s のもの	170,000 円
7Mb/s のもの	184,000 円
8Mb/s のもの	198,000 円
9Mb/s のもの	212,000 円
10Mb/s のもの	227,000 円
20Mb/s のもの	277,000 円
30Mb/s のもの	328,000 円
40Mb/s のもの	378,000 円
50Mb/s のもの	429,000 円

60Mb/s のもの	480,000 円
70Mb/s のもの	531,000 円
80Mb/s のもの	581,000 円
90Mb/s のもの	632,000 円
100Mb/s のもの	682,000 円
200Mb/s のもの	770,000 円
300Mb/s のもの	1,200,000 円
400Mb/s のもの	1,700,000 円
500Mb/s のもの	2,200,000 円
600Mb/s のもの	2,700,000 円
700Mb/s のもの	3,200,000 円
800Mb/s のもの	3,700,000 円
900Mb/s のもの	4,200,000 円
1Gb/s のもの	4,600,000 円
2Gb/s のもの	5,198,000 円
3Gb/s のもの	8,109,000 円
4Gb/s のもの	11,515,000 円
5Gb/s のもの	14,854,000 円
6Gb/s のもの	18,270,000 円
7Gb/s のもの	21,741,000 円
8Gb/s のもの	25,220,000 円
9Gb/s のもの	28,751,000 円
10Gb/s のもの	31,626,000 円

〔2-3 プラン3に係るもの〕

〔2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔イ クラス1-2のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
0.5Mb/s のもの	48,000 円
1Mb/s のもの	50,000 円
2Mb/s のもの	62,000 円
3Mb/s のもの	76,000 円
4Mb/s のもの	95,000 円
5Mb/s のもの	1140,00 円
6Mb/s のもの	170,000 円
7Mb/s のもの	184,000 円
8Mb/s のもの	198,000 円
9Mb/s のもの	212,000 円
10Mb/s のもの	252,000 円
20Mb/s のもの	277,000 円
30Mb/s のもの	328,000 円

40Mb/s のもの	378,000 円
50Mb/s のもの	429,000 円
60Mb/s のもの	480,000 円
70Mb/s のもの	531,000 円
80Mb/s のもの	581,000 円
90Mb/s のもの	632,000 円

〔2-3 プラン3に係るもの〕

〔2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔イ クラス1-2のもの〕

〔① アクセス回線タイプのもの〕

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	360,000 円

〔2-3 プラン3に係るもの〕

〔2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔(3) イーサネット方式のもの〕

〔イ クラス1-2のもの〕

② プラットフォーム回線タイプのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
0.5Mb/s のもの	69,000 円
1Mb/s のもの	72,000 円
2Mb/s のもの	90,000 円
3Mb/s のもの	111,000 円
4Mb/s のもの	140,000 円
5Mb/s のもの	168,000 円
6Mb/s のもの	252,000 円
7Mb/s のもの	273,000 円
8Mb/s のもの	294,000 円
9Mb/s のもの	315,000 円
10Mb/s のもの	338,000 円
20Mb/s のもの	413,000 円
30Mb/s のもの	489,000 円
40Mb/s のもの	564,000 円
50Mb/s のもの	641,000 円
60Mb/s のもの	717,000 円
70Mb/s のもの	794,000 円
80Mb/s のもの	869,000 円
90Mb/s のもの	945,000 円

100Mb/s のもの	1,020,000 円
200Mb/s のもの	1,155,000 円
300Mb/s のもの	1,800,000 円
400Mb/s のもの	2,550,000 円
500Mb/s のもの	3,300,000 円
600Mb/s のもの	4,050,000 円
700Mb/s のもの	4,800,000 円
800Mb/s のもの	5,550,000 円
900Mb/s のもの	6,300,000 円
1Gb/s のもの	6,900,000 円
2Gb/s のもの	7,797,000 円
3Gb/s のもの	12,163,000 円
4Gb/s のもの	17,271,000 円
5Gb/s のもの	22,280,000 円
6Gb/s のもの	27,404,000 円
7Gb/s のもの	32,611,000 円
8Gb/s のもの	37,829,000 円
9Gb/s のもの	43,125,000 円
10Gb/s のもの	47,438,000 円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

ウ クラス1-3のもの(アクセス回線タイプ(トラフィックフリー非許容型のものに限ります。))のものに限ります。

(商品名:イーサネット方式(UNO BEW))

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
1Mb/s のもの	323,000 円
2Mb/s のもの	345,000 円
3Mb/s のもの	359,000 円
5Mb/s のもの	477,000 円
7Mb/s のもの	559,000 円
10Mb/s のもの	679,000 円
20Mb/s のもの	878,000 円
30Mb/s のもの	1,060,000 円
50Mb/s のもの	1,436,000 円
70Mb/s のもの	1,661,000 円
100Mb/s のもの	1,961,000 円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

エ クラス2-1のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
0.5Mb/sのもの	67,000円
1Mb/sのもの	89,000円
2Mb/sのもの	133,000円
3Mb/sのもの	168,000円
4Mb/sのもの	203,000円
5Mb/sのもの	236,000円
6Mb/sのもの	244,000円
7Mb/sのもの	265,000円
8Mb/sのもの	285,000円
9Mb/sのもの	306,000円
10Mb/sのもの	327,000円
20Mb/sのもの	392,000円
30Mb/sのもの	457,000円
40Mb/sのもの	521,000円
50Mb/sのもの	586,000円
60Mb/sのもの	651,000円
70Mb/sのもの	716,000円
80Mb/sのもの	780,000円
90Mb/sのもの	845,000円
100Mb/sのもの	910,000円
100Mb/sを超えて 1Gb/sまでのもの	別途算定する額
1Gb/sを超えて 10Gb/sまでのもの	別途算定する額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[エ クラス2-1のもの]

[(1) アクセス回線タイプのもの]

ii TF登録型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) ア (クラス1-1のもの) (1) (アクセス回線タイプのもの) ii (TF登録型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[エ クラス2-1のもの]

[(1) アクセス回線タイプのもの]

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	89,000 円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	360,000 円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

オ クラス2-2のもの

① アクセス回線タイプのもの

i TF非登録型のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

料金額
2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) エ (クラス2-1のもの) ① (アクセス回線タイプのもの) i (TF非登録型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[オ クラス2-2のもの]

[① アクセス回線タイプのもの]

ii TF登録型のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

料金額
2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) エ (クラス2-1のもの) ① (アクセス回線タイプのもの) ii (TF登録型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(3) イーサネット方式のもの]

[オ クラス2-2のもの]

[① アクセス回線タイプのもの]

iii トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

料金額
2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) エ (クラス2-1のもの) ① (アクセス回線タイプのもの) iii (トラフィックフリー非許容型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

- [(3) イーサネット方式のもの]
 - [オ クラス 2-2 のもの]
 - ② プラットフォーム回線タイプのもの
 - (ア) (イ) 以外のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

料金額
2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの) イ (クラス 1-2 のもの) ② (プラットフォーム回線タイプのもの) と同額 (イ) 100Mb/s を超えて 10Gb/s までのもの 別途算定する額

- [2-3 プラン 3 に係るもの]
 - [2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]
 - (4) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの
(商品名: ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)
ア クラス 1 のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額
タイプ 1	6,000 円
タイプ 2	7,000 円

- [2-3 プラン 3 に係るもの]
 - [2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]
 - [(4) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの]
 - イ クラス 2 のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額
タイプ 1	8,000 円
タイプ 2	9,000 円

- [2-3 プラン 3 に係るもの]
 - [2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]
 - (5) IPアクセスサービスを利用する方式のもの
(商品名: ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)

アクセス回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額
クラス 1	12,500 円
クラス 2	15,500 円
クラス 3	12,500 円
クラス 4	15,500 円

- [2-3 プラン 3 に係るもの]
 - [2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]
 - (6) インターネットを利用する方式のもの
(商品名: ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)

インターネット接続回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額
クラス1	9,500円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

(7) モバイル回線を利用する方式のもの

モバイル回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
ベストエフォート	8,100円

[2-3 プラン3に係るもの]

2-3-2 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの

区 分	単 位	料金額
高速デジタル伝送方式のもの	アクセス回線1回線ごとに月額	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (高速デジタル伝送方式のもの)と同額
ATM方式のもの	アクセス回線1回線ごとに月額	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (2) (ATM方式のもの)と同額
イーサネット方式のもの	アクセス回線1回線ごとに月額	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (3) (イーサネット方式のもの)と同額
総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの (商品名:ブロードバンドアクセス方式II)	アクセス回線1回線ごとに月額	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (4) (総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの)と同額
IPアクセスサービスを利用する方式のもの (商品名:ブロードバンドアクセス方式II)	アクセス回線1回線ごとに月額	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの)と同額
インターネットを利用する方式のもの(クラス1のものに限ります。) (商品名:ブロードバンドアクセス方式II)	インターネット接続回線1回線ごとに月額	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (6) (インターネットを利用する方式のもの)と同額
モバイル回線を利用する方式のもの	モバイル回線1回線ごとに月額	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (7) (モバイル回線を利用する方式のもの)と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの

(1) イーサネット方式のもの

ア 仮想チャネル選択方式のもの

① クラス1-1のもの

- i アクセス回線タイプのもの
 - (ア) トラフィックフリー許容型のもの
 - (商品名：イーサネット通信方式)

アクセス回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額	
	T F 非登録型のもの	T F 登録型のもの
0.5Mb/sのもの	67,000円	67,000円
1Mb/sのもの	89,000円	89,000円
2Mb/sのもの	133,000円	133,000円
3Mb/sのもの	168,000円	168,000円
4Mb/sのもの	203,000円	203,000円
5Mb/sのもの	236,000円	236,000円
6Mb/sのもの	244,000円	244,000円
7Mb/sのもの	265,000円	265,000円
8Mb/sのもの	285,000円	285,000円
9Mb/sのもの	306,000円	306,000円
10Mb/sのもの	327,000円	327,000円
20Mb/sのもの	392,000円	392,000円
30Mb/sのもの	457,000円	457,000円
40Mb/sのもの	521,000円	521,000円
50Mb/sのもの	586,000円	586,000円
60Mb/sのもの	651,000円	651,000円
70Mb/sのもの	716,000円	716,000円
80Mb/sのもの	780,000円	780,000円
90Mb/sのもの	845,000円	845,000円
100Mb/sのもの	910,000円	—
200Mb/sのもの	1,800,000円	—
300Mb/sのもの	2,475,000円	—
400Mb/sのもの	3,150,000円	—
500Mb/sのもの	3,825,000円	—
600Mb/sのもの	4,500,000円	—
700Mb/sのもの	5,175,000円	—
800Mb/sのもの	5,850,000円	—
900Mb/sのもの	6,525,000円	—
1Gb/sのもの	7,200,000円	—

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[ア 仮想チャネル選択方式のもの]

[① クラス1-1のもの]

[i アクセス回線タイプのもの]

(イ) トラフィックフリー非許容型のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額
-----	-----

1Mb/s (バーストタイプ) のもの	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	360,000円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[ア 仮想チャネル選択方式のもの]

② クラス1-2のもの

i アクセス回線タイプのもの

(ア) トラフィックフリー許容型のもの

(商品名: イーサネット通信方式)

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額	
	T F 非登録型のもの	T F 登録型のもの
0.5Mb/sのもの	48,000円	48,000円
1Mb/sのもの	50,000円	50,000円
2Mb/sのもの	62,000円	62,000円
3Mb/sのもの	76,000円	76,000円
4Mb/sのもの	95,000円	95,000円
5Mb/sのもの	114,000円	114,000円
6Mb/sのもの	170,000円	170,000円
7Mb/sのもの	184,000円	184,000円
8Mb/sのもの	198,000円	198,000円
9Mb/sのもの	212,000円	212,000円
10Mb/sのもの	227,000円	227,000円
20Mb/sのもの	277,000円	277,000円
30Mb/sのもの	328,000円	328,000円
40Mb/sのもの	378,000円	378,000円
50Mb/sのもの	429,000円	429,000円
60Mb/sのもの	480,000円	480,000円
70Mb/sのもの	531,000円	531,000円
80Mb/sのもの	581,000円	581,000円
90Mb/sのもの	632,000円	632,000円
100Mb/sのもの	682,000円	—
200Mb/sのもの	770,000円	—
300Mb/sのもの	1,200,000円	—
400Mb/sのもの	1,700,000円	—
500Mb/sのもの	2,200,000円	—
600Mb/sのもの	2,700,000円	—
700Mb/sのもの	3,200,000円	—
800Mb/sのもの	3,700,000円	—
900Mb/sのもの	4,200,000円	—
1Gb/sのもの	4,600,000円	—

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[ア 仮想チャンネル選択方式のもの]

[② クラス1-2のもの]

[i アクセス回線タイプのもの]

(イ) トラフィックフリー非許容型のもの

(商品名：イーサネット通信方式)

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	360,000円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[ア 仮想チャンネル選択方式のもの]

[② クラス1-2のもの]

ii プラットフォーム回線タイプのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
0.5Mb/sのもの	69,000円
1Mb/sのもの	72,000円
2Mb/sのもの	90,000円
3Mb/sのもの	111,000円
4Mb/sのもの	140,000円
5Mb/sのもの	168,000円
6Mb/sのもの	252,000円
7Mb/sのもの	273,000円
8Mb/sのもの	294,000円
9Mb/sのもの	315,000円
10Mb/sのもの	338,000円
20Mb/sのもの	413,000円
30Mb/sのもの	489,000円
40Mb/sのもの	564,000円
50Mb/sのもの	641,000円
60Mb/sのもの	717,000円
70Mb/sのもの	794,000円
80Mb/sのもの	869,000円
90Mb/sのもの	945,000円
100Mb/sのもの	1,020,000円
200Mb/sのもの	1,155,000円
300Mb/sのもの	1,800,000円
400Mb/sのもの	2,550,000円
500Mb/sのもの	3,300,000円
600Mb/sのもの	4,050,000円
700Mb/sのもの	4,800,000円

800Mb/sのもの	5,550,000円
900Mb/sのもの	6,300,000円
1Gb/sのもの	6,900,000円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[ア 仮想チャンネル選択方式のもの]

③ クラス2-1のもの

i アクセス回線タイプのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
トラフィックフリー許容型のもの (商品名: イーサネット通信方式)	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャンネル選択方式のもの) ① (クラス1-1のもの) i (アクセス回線タイプのもの) (ア) (トラフィックフリー許容型のもの) と同額
トラフィックフリー非許容型のもの	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャンネル選択方式のもの) ① (クラス1-1のもの) i (アクセス回線タイプのもの) (イ) (トラフィックフリー非許容型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[ア 仮想チャンネル選択方式のもの]

④ クラス2-2のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
アクセス回線タイプのもの	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャンネル選択方式のもの) ② (クラス1-2のもの) i (アクセス回線タイプのもの) と同額
プラットフォーム回線タイプのもの	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャンネル選択方式のもの) ② (クラス1-2のもの) ii (プラットフォーム回線タイプのもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

イ 仮想チャンネル専用方式のもの

① クラス1-1のもの

- i アクセス回線タイプのもの
 - (ア) トラフィックフリー非許容型のもの
 - (商品名：エクステンドイーサネット方式)

アクセス回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額
0.5Mb/sのもの	89,000円
1Mb/sのもの	97,000円
2Mb/sのもの	123,000円
5Mb/sのもの	149,000円
10Mb/sのもの	201,000円
20Mb/sのもの	253,000円
50Mb/sのもの	305,000円
100Mb/sのもの	357,000円
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	107,000円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	232,000円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[イ 仮想チャネル専用方式のもの]

② クラス2-1のもの

i アクセス回線タイプのもの

(ア) トラフィックフリー非許容型のもの

(商品名：エクステンドイーサネット方式)

アクセス回線 1 回線ごとに月額

料金額
2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) イ (仮想チャネル専用方式のもの) ① (クラス1-1のもの) i (アクセス回線タイプのもの) (ア) (トラフィックフリー非許容型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[イ 仮想チャネル専用方式のもの]

③ クラス2-2のもの

i アクセス回線タイプのもの

(ア) トラフィックフリー非許容型のもの

(商品名：エクステンドイーサネット方式)

アクセス回線 1 回線ごとに月額

料金額
2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) イ (仮想チャネル専用方式のもの) ① (クラス1-1のもの) i (アクセス回線タイプのもの) (ア) (トラフィックフリー非許容型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

(2) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

① クラス1のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (4) (総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの) ア(クラス1のもの) タイプ2と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

[(2) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの]

② クラス2のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (4) (総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの) イ(クラス2のもの) タイプ2と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

(3) IPアクセスサービスを利用する方式のもの

インターネット接続回線1回線ごとに月額

区分	料金額
クラス1のもの	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの) クラス1と同額
クラス2のもの	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの) クラス2と同額
クラス3のもの	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの) クラス3と同額
クラス4のもの	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの) クラス4と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

(4) インターネットを利用する方式のもの

モバイル回線1回線ごとに月額

区分	料金額
クラス1のもの	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (6) (インターネットを利用する方式のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

(5) モバイル回線を利用する方式のもの

モバイル回線1回線ごとに月額

区分	料金額
----	-----

ベストエフォートのもの	2-3-1 (第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (7) (モバイル回線を利用する方式のもの) と同額
-------------	--

[2-3 プラン3に係るもの]

2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの

(1) イーサネット方式のもの

ア 仮想チャネル選択方式のもの

① クラス1-1のもの

i アクセス回線タイプのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額	
2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャネル選択方式のもの) ① (クラス1-1のもの) i (アクセス回線タイプのもの) と同額	

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[ア 仮想チャネル選択方式のもの]

② クラス1-2のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額
アクセス回線タイプのもの	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャネル選択方式のもの) ② (クラス1-2のもの) i (アクセス回線タイプのもの) と同額
プラットフォーム回線タイプのもの	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャネル選択方式のもの) ② (クラス1-2のもの) ii (プラットフォーム回線タイプのもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[ア 仮想チャネル選択方式のもの]

③ クラス2-1のもの

i アクセス回線タイプのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額
トラフィックフリー許容型のもの(商品名:イーサネット通信方式)	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャネル選択方式のもの) ② (クラス1-2のもの) i (アクセス回線タイプのもの) と同額
トラフィックフリー非許容型のもの	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャネル選択方式のもの) ③ (クラス2-1のもの) i (アクセス回線タイプのもの) と同額

	プのもの) トラフィックフリー非許容型のものと同額
--	---------------------------

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[ア 仮想チャンネル選択方式のもの]

④ クラス2-2のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額
アクセス回線タイプのもの	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャンネル選択方式のもの) ④ (クラス2-2のもの) i (アクセス回線タイプのもの)と同額
プラットフォーム回線タイプのもの	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) ア (仮想チャンネル選択方式のもの) ④ (クラス2-2のもの) ii (プラットフォーム回線タイプのもの)と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

イ 仮想チャンネル専用方式のもの

① クラス1-1のもの

i アクセス回線タイプのもの

(ア) トラフィックフリー非許容型のもの

(商品名: エクステンドイーサネット方式)

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) イ (仮想チャンネル専用方式のもの) ① (クラス1-1のもの) i (アクセス回線タイプのもの) (ア) (トラフィックフリー非許容型のもの)と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[イ 仮想チャンネル専用方式のもの]

[① クラス1-1のもの]

[i アクセス回線タイプのもの]

(イ) トラフィックフリー許容型のもの

(商品名: イーサネット通信方式II)

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額	
	TF非登録型のもの	TF登録型のもの
0Mb/sのもの	67,000円	67,000円
0.5Mb/sのもの	67,000円	67,000円
1Mb/sのもの	89,000円	89,000円

2Mb/sのもの	133,000円	133,000円
3Mb/sのもの	168,000円	168,000円
4Mb/sのもの	203,000円	203,000円
5Mb/sのもの	236,000円	236,000円
6Mb/sのもの	244,000円	244,000円
7Mb/sのもの	265,000円	265,000円
8Mb/sのもの	285,000円	285,000円
9Mb/sのもの	306,000円	306,000円
10Mb/sのもの	327,000円	327,000円
20Mb/sのもの	392,000円	392,000円
30Mb/sのもの	457,000円	457,000円
40Mb/sのもの	521,000円	521,000円
50Mb/sのもの	586,000円	586,000円
60Mb/sのもの	651,000円	651,000円
70Mb/sのもの	716,000円	716,000円
80Mb/sのもの	780,000円	780,000円
90Mb/sのもの	845,000円	845,000円
100Mb/sのもの (100Mインターフェースのもの)	910,000円	—
100Mb/sのもの(1G インターフェースの もの)	1,125,000円	1,500,000円
200Mb/sのもの	1,800,000円	—
300Mb/sのもの	2,475,000円	—
400Mb/sのもの	3,150,000円	—
500Mb/sのもの	3,825,000円	—
600Mb/sのもの	4,500,000円	—
700Mb/sのもの	5,175,000円	—
800Mb/sのもの	5,850,000円	—
900Mb/sのもの	6,525,000円	—
1Gb/sのもの	7,200,000円	—

〔2-3 プラン3に係るもの〕

〔2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの〕

〔(1) イーサネット方式のもの〕

〔イ 仮想チャネル専用方式のもの〕

③ クラス2-1のもの

i アクセス回線タイプのもの

(ア) トラフィックフリー非許容型のもの

(商品名: エクステンディーサネット方式)

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) イ (仮想チャネル専用方式のもの) ③ (クラス2-1のもの) i (アクセス回線タイプのもの) (ア) (トラフィックフリー非許容型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[イ 仮想チャネル専用方式のもの]

[③ クラス2-1のもの]

[i アクセス回線タイプのもの]

(イ) トラフィックフリー許容型のもの

(商品名: イーサネット通信方式Ⅱ)

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-3-4 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) イ (仮想チャネル専用方式のもの) ① (クラス1-1のもの) i (アクセス回線タイプのもの) (イ) (トラフィックフリー許容型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[イ 仮想チャネル専用方式のもの]

④ クラス2-2のもの

i アクセス回線タイプのもの

(ア) トラフィックフリー非許容型のもの

(商品名: エクステンディーサネット方式)

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) イ (仮想チャネル専用方式のもの) ③ (クラス2-2のもの) i (アクセス回線タイプのもの) (ア) (トラフィックフリー非許容型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

[イ 仮想チャネル専用方式のもの]

[④ クラス2-2のもの]

[i アクセス回線タイプのもの]

(イ) トラフィックフリー許容型のもの

(商品名: イーサネット通信方式Ⅱ)

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-3-4 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの) (1) (イーサネット方式のもの) イ (仮想チャネル専用方式のもの) ① (クラス1-1のもの) i (アクセス回線タイプのもの) (イ) (トラフィックフリー許容型のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(1) イーサネット方式のもの]

〔イ 仮想チャネル専用方式のもの〕

〔④ クラス2-2のもの〕

ii プラットフォーム回線タイプのもの

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
0.5Mb/sのもの	69,000円
1Mb/sのもの	72,000円
2Mb/sのもの	90,000円
3Mb/sのもの	111,000円
4Mb/sのもの	140,000円
5Mb/sのもの	168,000円
6Mb/sのもの	252,000円
7Mb/sのもの	273,000円
8Mb/sのもの	294,000円
9Mb/sのもの	315,000円
10Mb/sのもの	338,000円
20Mb/sのもの	413,000円
30Mb/sのもの	489,000円
40Mb/sのもの	564,000円
50Mb/sのもの	641,000円
60Mb/sのもの	717,000円
70Mb/sのもの	794,000円
80Mb/sのもの	869,000円
90Mb/sのもの	945,000円
100Mb/sのもの	1,020,000円
200Mb/sのもの	1,155,000円
300Mb/sのもの	1,800,000円
400Mb/sのもの	2,550,000円
500Mb/sのもの	3,300,000円
600Mb/sのもの	4,050,000円
700Mb/sのもの	4,800,000円
800Mb/sのもの	5,550,000円
900Mb/sのもの	6,300,000円
1Gb/sのもの	6,900,000円

〔2-3 プラン3に係るもの〕

〔2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの〕

(2) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

ア 仮想チャネル選択方式のもの

(商品名：ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額
2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (2) (総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(2) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの]

イ 仮想チャンネル専用方式のもの

(商品名：ブロードバンドアクセス方式Ⅲ)

① クラス1のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額	
	7,000円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(2) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの]

[イ 仮想チャンネル専用方式のもの(ブロードバンドアクセス方式Ⅲ)]

② クラス2のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額	
	9,000円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

(3) IPアクセスサービスを利用する方式のもの

ア 仮想チャンネル選択方式のもの

(商品名：ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)

アクセス回線1回線ごとに月額

料金額	
2-3-3(第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの)(3)(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)と同額	

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(3) IPアクセスサービスを利用する方式のもの]

イ 仮想チャンネル専用方式のもの

(商品名：ブロードバンドアクセス方式Ⅲ)

アクセス回線1回線ごとに月額

区分	料金額
クラス1	2-3-1(第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの)(5)(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)クラス1と同額
クラス2	2-3-1(第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの)(5)(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)クラス2と同額
クラス3	2-3-1(第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの)(5)(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)クラス3と同額
クラス4	2-3-1(第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に

	係るもの) (5) (IPアクセスサービスを利用する方式のもの) クラス4と同額
--	--

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

(4) インターネットを利用する方式のもの

ア 仮想チャネル選択方式のもの

① クラス1のもの

(商品名: ブロードバンドアクセス方式II)

インターネット接続回線1回線ごとに月額

料金額	
2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (4) (インターネットを利用する方式のもの) と同額	

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(4) インターネットを利用する方式のもの]

[ア 仮想チャネル選択方式のもの]

② クラス2のもの

(商品名: IPsec方式)

i インターネット接続回線に係るもの

インターネット接続回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
タイプ1	10,000円
タイプ2	20,000円
タイプ3	30,000円
タイプ4	40,000円
タイプ5	50,000円
タイプ6	60,000円
タイプ7	70,000円
タイプ8	80,000円
タイプ9	90,000円
タイプ10	100,000円

ii IPsec通信路に係るもの

1のIPsec通信路ごとに月額

料金額	
	3,000円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(4) インターネットを利用する方式のもの]

[イ 仮想チャネル専用方式のもの]

(商品名: ブロードバンドアクセス方式III)

料金額	
	9,500円

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

(5) モバイル回線を利用する方式のもの

ア 仮想チャンネル選択方式のもの

(商品名：ワイヤレスアクセス方式)

モバイル回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
モバイル回線を利用する方式のもの	2-3-3 (第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの) (5) (モバイル回線を利用する方式のもの) と同額

[2-3 プラン3に係るもの]

[2-3-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[(5) モバイル回線を利用する方式のもの]

イ 仮想チャンネル専用方式のもの

(商品名：ワイヤレスアクセス方式Ⅱ)

モバイル回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
ベストエフォートのもの	8,100 円

3 加算額

月額

料金種別	区 分		単 位	料金額	
(1) 区域外線路使用料	メタル配線の場合		区域外線路 100m までごとに	230 円	
	光配線の場合			690 円	
(2) 異経路の線路	—		—	別に算定する実費	
(3) 特別電気通信設備使用料	—		—	別に算定する実費	
(4) 回線接続装置使用料	高速デジタル伝送方式	128kb/s 用のもの	1 台 ごとに	1,700 円	
		512kb/s 又は 1.5Mb/s(通常クラス)用のもの		19,000 円	
	A T M方式	端末側インタフェースが光ケーブルのもの		TTC 標準 JT0G957 準拠のもの	42,000 円
				ATM-Forum 準拠のもの	38,000 円
	イーサネット方式	100Mb/s までのもの		5,000 円	
	インターネットを利用する方式	クラス 1 のもの		1,700 円	
(5) 回線終端装置使用料	高速デジタル伝送方式	1.5Mb/s (エコノミークラス) 用のもの		9,500 円	
	A T M方式	端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの		11,000 円	
		端末側インタフェースが光ケーブルのもの	TTC 標準 JT0G957 準拠のもの	33,000 円	
	ATM-Forum 準拠のもの		29,000 円		
	イーサネット方式	100Mb/s までのもの		5,000 円	
		100Mb/s までのもの (クラス 1-3 のものに限りません。)		3,000 円	
		100Mb/s を超えて 1Gb/s までのもの		60,000 円	
		上記以外のもの		120,000 円	
	総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの	タイプ 1 のもの		2,700 円	
		タイプ 2 のもの		1,700 円	
	I P アクセスサービスを利用する方式のもの	クラス 1 又はクラス 2 のもの		2,400 円	
		クラス 3 又はクラス 4 のもの		1,700 円	
	モバイル回線を利用する方式のもの				1,700 円
(6) イーサ	高速 ディジ	128kb/s 用のもの	1 台 ごと	3,000 円	

ネット変換装置使用料	タル伝送方式	512kb/s 又は 1.5Mb/s 用のもの	に	5,000 円
	A T M方式	端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの		15,000 円
		端末側インタフェースが光ケーブルのもの		20,000 円
(7) 配線設備使用料	メタル配線の場合		1 配線ごとに	60 円
	光配線の場合			2,000 円

備考

ア 当社は、イーサネット方式の加入契約回線等（下表の品目等のものに限りませう。）について、イーサネット方式の回線接続装置を提供します。

品目	細目
0.5Mb/sから100Mb/sまでのもの	クラス1-1又はクラス2-1のもの
1Mb/s(バーストタイプ)又は10Mb/s(バーストタイプ)のもの	クラス1-1、クラス1-2、クラス2-1又はクラス2-2のもの

イ 当社は、イーサネット方式の加入契約回線等（下表の品目等のものに限りませう。）について、イーサネット方式の回線終端装置を提供します。

品目	細目
0.5Mb/sから100Mb/sまでのもの	クラス1-2又はクラス2-2のもの
100Mb/sを超えて10Gb/sまでのもの	クラス1-1、クラス1-2、クラス2-1又はクラス2-2のもの

ウ 当社は、契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線等がイーサネット方式（その細目がクラス2-1又はクラス2-2であるものに限りませう。）であって、イーサネット方式の回線接続装置の提供を受けている者に限りませう。）から請求があつた場合は、現に提供している回線接続装置の他、1の加入契約回線等につき1台を上限として予備の回線接続装置（イーサネット方式のものに限りませう。）を提供します。

エ 当社は、契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線が高速デジタル伝送方式であって、イーサネット変換装置の提供を受けている者に限りませう。）から請求があつた場合は、現に提供しているイーサネット変換装置の他、1の加入契約回線につき1台を上限として予備のイーサネット変換装置（高速デジタル伝送方式のものに限りませう。）を提供します。

オ 当社は、契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線がA T M方式であって、イーサネット変換装置の提供を受けている者に限りませう。）から請求があつた場合は、現に提供しているイーサネット変換装置の他、1の加入契約回線につき1台を上限として予備のイーサネット変換装置（A T M方式のものであって、端末側インタフェースがメタリックケーブルのものに限りませう。）を提供します。

カ 当社は、契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線等が総合オープン通信網サービスを利用する方式（タイプ2のものに限りませう。）、モバイル回線を利用する方式に係る者に限りませう。）から請求があつた場合は、1の加入契約回線等につき1台を上限として予備の回線終端装置を提供します。

4 付加機能利用料

4-1 加入契約回線等に係るもの

区 分		料金額	
(1) 優先制御機能 1	本機能の利用の請求をした契約者が、イーサネットフレーム又はIPパケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがってそれらのイーサネットフレーム又はIPパケットを転送する機能	加入契約回線等 1 回線ごとに月額	
		10Mb/sまでのもの	15,000円
		10Mb/sを超えて 19Mb/sまでのもの	15,000円に10Mを超える1Mb/sごとに500円を加算した額
		20Mb/sのもの	20,000円
		20Mb/sを超えて 24Mb/sまでのもの	20,000円に20Mを超える1Mb/sごとに1,000円を加算した額
		30Mb/sのもの	30,000円
		40Mb/sのもの	40,000円
		50Mb/sのもの	50,000円
		60Mb/sのもの	60,000円
		70Mb/sのもの	70,000円
		80Mb/sのもの	80,000円
		90Mb/sのもの	90,000円
		100Mb/sのもの	100,000円
		100Mb/s を超えて 1Gb/sまでのもの	100,000円
1Gb/sを超えて 10Gb/sまでのもの	200,000円		
備考	<p>ア 当社は、加入契約回線等（イーサネット方式のもの（仮想チャネル専用方式のものに限ります。）、総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、IPアクセスサービスを利用する方式のもの、インターネットを利用する方式のもの及びモバイル回線を利用する方式のもの）を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、その契約者がこの表の（2）欄に規定する優先制御機能 2 を利用しているときは、本機能を利用することができません。</p> <p>ウ ATM方式に係る加入契約回線については、その品目が24Mb/s以下のもの（その細目が1芯式のものに限ります。）に限り、この機能を提供しません。</p> <p>エ 加入契約回線等の品目が1Mb/s（バーストタイプ）のもの又は10Mb/s（バーストタイプ）のものに係る契約者は、第44条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の支払いを要しません。</p> <p>オ 本機能は、イーサネットフレーム又はIPパケットを転送する方向により、次の種類があります。</p> <p>（ア）イーサネットフレーム又はIPパケットを転送する方向によらず本機能を提供するもの</p> <p>（イ）イーサネットフレーム又はIPパケットを転送する方向が、収容局設備から加入契約回線等の終端方向である場合に限り本機能を提供するもの</p>		

	<p>カ ATM方式に係る加入契約回線のもの及び加入契約回線等の品目が100Mb/sを超え1Gb/sまでのものについては、オの（イ）に限り本機能を提供します。</p> <p>キ イーサネット方式に係る加入契約回線等（その品目が1Mb/s（バーストタイプ）のもの又は10Mb/s（バーストタイプ）のものに限り。）のものについては、オの（ア）に限り本機能を提供します。</p> <p>ク 本機能は、インターネットプロトコルバージョン4（以下「IPv4」といいます。）により行うものに限り、利用することができます。</p> <p>ケ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
（2）優先制御機能2	<p>本機能の利用の請求をした契約者が、IPパケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがってそのIPパケットを受信することができるものであって、それぞれの優先順位に対応した通信帯域を確保することができるもの</p>	優先制御機能1に係る品目に応じた付加機能利用料と同額
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3（ATM方式のもの又はイーサネット方式（仮想チャネル専用方式のもの又はTF登録型のものを除きます。）のものに限り。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、その契約者が優先制御機能1を利用しているときは、本機能を利用することができません。</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、当社は、ATM方式に係る品目が24Mb/sを超えるもの若しくはその細目が2芯式のもの又はイーサネット方式に係る品目が1Mb/s（バーストタイプ）のもの、10Mb/s（バーストタイプ）のもの若しくは200Mb/sを超えるものについては、本機能の提供を行いません。</p> <p>エ 優先順位及び通信帯域の指定方法等本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
（3）VLAN制御機能1	<p>加入契約回線等を通するイーサネットフレームに対して、その転送の方向により以下の動作を行う機能</p> <p>ア 収容局設備から加入契約回線の終端方向加入契約回線等へ送信されるイーサネットフレームについて、契約者があらかじめ指定したVLANID（通信の相手となる加入契約回線等を契約者回線群（L2契約者回線群に限り。）に所属する一部の加入契約回線等に限定するための番号をいいます。以下同じとします。）が付与されていないイーサネットフレームを破棄し、契約者があらかじめ指定したVLAN IDが付与されているイーサネットフレームについてはそのVLAN IDを除去した後に転送する機能</p> <p>イ 加入契約回線等の終端から収容局設備方向加入契約回線等から送信されたイーサネットフレームに対して、契約者があらかじめ指定したVLANIDを付与した後に転送する機能</p>	加入契約回線等1回線ごとに月額 3,000円
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2（イーサネット方式（エクステンディーサネット方式のものに限り。）以外のもの）であって、その品目が1Gb/s以下のものに限り。）に係る契約者から請</p>	

	<p>求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 契約者があらかじめ指定するVLAN IDは1のVLAN IDに限ります。</p> <p>ウ VLAN制御機能2の提供を受けている加入契約回線等について、本機能の請求をすることはできません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(4) VLAN制御機能2	<p>加入契約回線等を通過するイーサネットフレームのうち、契約者があらかじめ指定したVLAN IDが付与されていないイーサネットフレームを破棄する機能</p>	<p>1の加入契約回線等につき1のVLAN IDごとに月額3,000円</p>	
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2（イーサネット方式（エクステンドイーサネット方式のものに限ります。）以外のものであって、その品目が1Gb/s以下のものに限ります。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 契約者があらかじめ指定することのできるVLAN IDの数は5（加入契約回線等の品目が100Mb/sを超えて1Gb/sまでのものであるときは15）を上限とします。</p> <p>ウ VLAN制御機能1の提供を受けている加入契約回線等について、本機能の請求をすることはできません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(5) IPマルチキャスト送信機能	<p>本機能の提供を受けている加入契約回線等から送信されたIPパケットを複製し、その加入契約回線等が所属する契約者回線群の他の加入契約回線等であって、IPマルチキャスト受信機能の提供を受けている全ての加入契約回線等にそのIPパケットを送信する機能</p>	<p>加入契約回線等1回線ごとに月額</p>	
		<p>1Mb/sのもの</p>	<p>10,000円</p>
		<p>2Mb/sのもの</p>	<p>20,000円</p>
		<p>3Mb/sのもの</p>	<p>30,000円</p>
		<p>4Mb/sのもの</p>	<p>40,000円</p>
		<p>5Mb/sのもの</p>	<p>50,000円</p>
		<p>6Mb/sのもの</p>	<p>60,000円</p>
		<p>7Mb/sのもの</p>	<p>70,000円</p>
		<p>8Mb/sのもの</p>	<p>80,000円</p>
		<p>9Mb/sのもの</p>	<p>90,000円</p>
		<p>10Mb/sのもの</p>	<p>100,000円</p>
		<p>20Mb/sのもの</p>	<p>200,000円</p>
		<p>30Mb/sのもの</p>	<p>300,000円</p>
		<p>40Mb/sのもの</p>	<p>400,000円</p>
		<p>50Mb/sのもの</p>	<p>500,000円</p>
		<p>60Mb/sのもの</p>	<p>600,000円</p>
		<p>70Mb/sのもの</p>	<p>700,000円</p>
<p>80Mb/sのもの</p>	<p>800,000円</p>		
<p>90Mb/sのもの</p>	<p>900,000円</p>		
<p>100Mb/sのもの</p>	<p>1,000,000円</p>		
備考	<p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3（イーサネット方式（エクステンドイーサネット方式及びクラス1-3のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、L2-L3接続機能の提供を受けている契約者回線群の回線群代表者から請求があった場合に、その契約者回線群を、ワイドエリアバーチャ</p>		

	<p>ルスイッチサービスL3に係る加入契約回線等とみなして本機能を提供します。</p> <p>ウ 本機能で指定できる品目は、本機能の利用を行う加入契約回線等の品目を上限とします。</p> <p>エ 本機能は、IPマルチキャスト受信機能の提供を受けている加入契約回線等に限り提供します。</p> <p>オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(6) IPマルチキャスト受信機能	<p>本機能の提供を受けている加入契約回線等について、IPマルチキャスト送信機能により複製されたIPパケットを受信することを可能にする機能</p>	<p>加入契約回線等1回線ごとに月額 20,000円</p>
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3（イーサネット方式（エクステンドイーサネット方式及びクラス1-3のものに限りません。）を除きます。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、当社は、L2-L3接続機能の提供を受けているL2契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合、その契約者回線群をL3契約者回線群とみなして本機能を提供します。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(7) アクセス制御機能	<p>加入契約回線等を通過するIPパケット（IPv4に係るものに限りません。）のうち、送信元と送信先のIPアドレス等が契約者があらかじめ指定した組み合わせに合致しないものを破棄する機能</p>	<p>—</p>
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、当社は、当社が別に定める付加機能の提供を受けているL2契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合、その契約者回線群を、L3契約者回線群とみなして本機能を提供します。</p> <p>（注）当社が別に定める付加機能は、リモートアクセス着信機能1又はプラットフォームゲートウェイ機能とします。</p> <p>ウ 当社は、仮想チャネルを設定している加入契約回線等（仮想チャネル専用方式のもの（イーサネット方式のもの（エクステンドイーサネット方式のものに限りません。）を除きます。）に本機能を適用する場合、その仮想チャネルに係る通信帯域とその他の通信帯域とを一体として取り扱います。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(8) DHCPリレー機能	<p>端末にIPアドレス等を自動的に割り当てるためのブロードキャスト信号（送信宛先が「FF-FF-FF-FFFF-FF」のイーサネットフレームをいいます。以下この欄において同じとします。）をセグメント（ブロードキャスト信号が到達できる範囲をいいます。）を超えて、契約者があらかじめ指定した宛先へ中継する機能</p>	<p>—</p>
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3（イーサネット方式（エクステンドイーサネット方式のものに限りません。）を除きま</p>	

		す。)に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。 イ 本機能は、IPv4により行うものに限りに、利用することができます。 ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
(9) ダイナミックルーティング機能	インターネットプロトコルによる符号の伝送交換の経路を、その伝送交換を行う電気通信設備が自動的に決定する機能	—
	備考	ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。 イ 本機能（当社が別に定めるルーティングプロトコルにより行うものに限ります。）は、IPv4により行うものに限りに、利用することができます。 ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
(10) モバイルバックアップ機能	本サービスの利用の請求をした契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線等が総合オープン通信網サービスを利用する方式（タイプ2のものに限ります。）である者又はIPアクセスサービスを利用する方式である者に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る利用契約回線（アクセスポイントを介して、その利用契約回線と接続する当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、予備のモバイル回線に切替えてそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用できるようにするもの	加入契約回線等1回線ごとに月額4,100円
	備考	ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（仮想チャネル専用方式のもの（イーサネット方式のものに限ります。）及びインターネットを利用する方式のものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。 ただし、予備のWiMAX回線に切り替えてそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用できるようにする場合は、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る契約者から請求があった場合に限り、本機能を提供します。 イ 本機能に係る付加機能利用料は、第44条第2項第2号の表及び同条第3項第2号の表に規定する支払いを要しない料金には含みません。 ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。 ウ 予備のモバイル回線への切替方法等、本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
(11) 仮想チャネル提供機能	加入契約回線等又はその他回線（プラットフォームゲートウェイ機能IIに係るL3仮想チャネルを設定するものに限ります。以下この欄において同じとします。）において、その通信帯域を利用して	

	<p>仮想チャネルを利用できるようにする機能</p> <p>ア 加入契約回線等を利用する場合</p> <p>（ア）仮想チャネル選択方式のものの場合</p> <p>（イ）仮想チャネル専用方式のものの場合</p> <p>① ②以外の場合</p> <p>② その加入契約回線等がイーサネット方式のものの場合</p> <p>イ その他回線を利用する場合</p>	1の仮想チャネルごとに月額	
		品目	料金額
		1Mb/s（バーストタイプ）のもの	5,000円
		1の仮想チャネルごとに月額	
		品目	料金額
		ベストエフォートのもの	-
		1の仮想チャネルごとに月額	
		品目	料金額
		0.5Mb/sのもの	-
		1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの	-
		20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの	-
		200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの	-
		1Mb/s（バーストタイプ）のもの	-
		1の仮想チャネルごとに月額	
		品目	料金額
		0.5Mb/sのもの	-
		20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの	-
		1Mb/s（バーストタイプ）のもの	-
		備考	<p>ア 当社は、第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る契約者（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）1（適用）に定めるイーサネット方式のもの、総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、IPアクセスサービスを利用する方式のもの、インターネットを利用する方式のもの、モバイル回線を利用する方式のもの）の提供を受ける者に限ります。以下この欄において同じとします。）から請求があった場合に限り、本機能を提供します。この場合において、インターネットを利用する方式（クラス2のものに限ります。）のものにあって</p>

は、L3仮想チャンネルに限り設定することができます。

イ 設定することができる仮想チャンネルは、1の加入契約回線等につき3（エクステンドイーサネット方式のものにあつては、1の加入契約回線等につき5）を上限とします。

ウ 本機能の提供を受ける契約者は、仮想チャンネルごとに次の品目を指定していただきます。

区 分		利用可能な仮想チャンネルの品目	
(ア) 加入契約回線等を利用する場合の場合	① 仮想チャンネル選択方式のものの場合	仮想チャンネルバースト品目（料金表別表1の(3)に掲げる品目（1Mb/s（バーストタイプ）のものをいいます。以下同じとします。）	
	② 仮想チャンネル専用方式のものの場合	i ii 以外の場合	仮想チャンネルベストエフォート品目（料金表別表1の(3)に掲げる品目（ベストエフォート）のものをいいます。以下同じとします。）
		ii その加入契約回線等がイーサネット方式のものの場合	料金表別表1の(3)に掲げる品目
(イ) その他回線を利用する場合		料金表別表1の(3)に掲げる品目	

備考

ア エクステンドイーサネット方式のもの（次表左欄に定める品目のものに限ります。）にあつては、その加入契約回線等に設定される全ての仮想チャンネルに係る符号伝送速度の合計が、次表右欄に定める符号伝送速度を超えることはできません。

加入契約回線等の品目	符号伝送速度
1Mb/s（バーストタイプ）	1Mb/s
10Mb/s（バーストタイプ）	10Mb/s

イ エクステンドイーサネット方式のものについては、200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのものは提供しません。

ウ 通常イーサ方式IIのものについては、1Mb/s（バーストタイプ）のものは提供しません。

エ 上欄に定める（ア）の①の場合において、当社は、仮想チャンネルによる通信以外の通信を、仮想チャンネルによる通信に優先して取り扱います。

オ 上欄に定める（ア）の②のii（エクステンドイーサネット方式に係るものに限ります。）の場合又は（イ）の場合において、当社は仮想

チャンネルバースト品目以外のものによる通信を、仮想チャンネルバースト品目による通信に優先して取り扱います。

エ エクステンディーサネット方式を利用する者は、仮想チャンネルの品目の変更の請求をすることができます。

オ 仮想チャンネル群は、次の場合に新設することができます。

- ① ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをするとき。
- ② 現に利用している仮想チャンネル群を分割するとき。
- ③ 新たに仮想チャンネルを設定するとき。

カ オの場合において、その仮想チャンネル群に所属する仮想チャンネルに係る契約者のうち1人を仮想チャンネル群代表者（その仮想チャンネル群に所属する仮想チャンネルに係る契約者であって、仮想チャンネル群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表する者をいいます。以下同じとします。）と定めて、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に届け出ていただきます。

キ 仮想チャンネル群代表者となる者から仮想チャンネル群の新設の請求があったときは、当社は、第13条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）（第2項（12）を除きます。）の規定に準じて取り扱います。

ク 当社は、1の仮想チャンネル群ごとに、仮想チャンネル群識別番号（仮想チャンネル群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。

ケ オからクで定めるほか仮想チャンネル群の取扱いについて、この第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

コ 契約者（仮想チャンネル群代表者を除きます。）は、仮想チャンネルについて現に所属する仮想チャンネル群から他の仮想チャンネル群へ、所属する仮想チャンネル群の変更の請求を行うことができます。

サ 前項の請求があったときは、当社は、第13条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）（第2項（12）を除きます。）の規定に準じて取り扱います。この場合における仮想チャンネル群識別番号は、変更後の仮想チャンネル群に対応するものとします。

シ 契約者は、その仮想チャンネル群に所属する他の仮想チャンネルに係る契約者の承認が得られない場合を除いて、仮想チャンネル群代表者を変更することができます。

この場合、仮想チャンネル群代表者を変更しようとする契約者は、その仮想チャンネル群に所属する仮想チャンネルに係る契約者のうち1人をあらたな仮想チャンネル群代表者と定めてワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に届け出ていただきます。

ス 当社は、次の場合には、仮想チャンネル群を廃止します。

- ① 仮想チャンネル群代表者から、その仮想チャンネル群の廃止の請求があったとき。
- ② 仮想チャンネル群代表者に係る仮想チャンネルについて、本機能の廃止があった場合であって、シに規定する仮想チャンネル群代表者の変更の届出がないとき。
- ③ その仮想チャンネル群に所属する加入契約回線等がなくなったとき。

セ 本機能を利用する契約者は、カスタマコントロール提供サービスを利用することにより、仮想チャンネルを利用して行う通信について、当社が別に

	<p>定める設定等を行うことができます。</p> <p>ソ 本機能に係る付加機能利用料は、第44条第2項第2号の表及び同条第3項第2号の表に規定する支払いを要しない料金には含まれません。</p> <p>ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。</p> <p>タ 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約者（仮想チャネル専用方式に係る者に限ります。）から本機能の廃止に係る申し出があったときは、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除の申し出があったとみなして取り扱います。</p> <p>チ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

4-2 契約者回線群に係るもの

	区 分	品 目	料 金 額
(1) 第3種 IPVPNサービス 利用機能	<p>当社のデジタルデータサービス契約約款（以下「デジタルデータサービス契約約款」といいます。）に係る電気通信設備を介して、契約者によりあらかじめ指定された者が、その契約者の属する1の契約者回線群と通信を行う機能</p>	100Mb/sのもの	—
備考	<p>ア 当社は、L2契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の請求を行う回線群代表者がデジタルデータサービス契約約款に定める第3種IPVPNサービスに係るIPVPN契約を締結している（本機能の請求と同時にIPVPN契約の申込みを行う場合を含みます。）ことを条件として、本機能を提供します。</p> <p>ウ 当社は、本機能の請求を行った契約者がイの規定を満たさなくなったときは、本機能を廃止します。</p> <p>エ 当社は、本機能の提供を受けている契約者回線群が（2）欄に規定するL2-L3接続機能（そのL2-L3接続機能により所属することとなる契約者回線群が（5）欄に規定するエクストラネット機能の提供を受けているものに限ります。）の提供を受ける場合であって、次の条件を満たすときは、本機能を廃止します。</p> <p>① L2-L3接続機能により所属することとなる契約者回線群のエクストラネット接続先（エクストラネット機能により接続している契約者回線群又はデジタルデータサービス契約約款に定める閉域グループをいいます。以下この欄において同じとします。）と、本機能による接続先が同一であるとき</p> <p>② L2-L3接続機能により所属することとなる契約者回線群のエクストラネット接続先が、エクストラネット機能により本機能の接続先と通信可能であるとき</p> <p>オ 当社は、本機能について、料金表第1表の1の適用（9）欄から（11）欄の規定は適用しないものとします</p> <p>カ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

(2) L2-L3接続機能	L2 契約者回線群を構成する加入契約回線等をワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係る加入契約回線等とみなして、L3 契約者回線群を構成する加入契約回線等又は特定利用契約回線との通信を行う機能	—																																												
備考	<p>ア 当社は、L2 契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の提供を受けている回線群代表者からの請求があった場合に、本機能により転送を行うイーサネットフレームについて、契約者があらかじめ指定する1のVLAN IDを付与又は除去する取り扱いを行います。</p> <p>ウ 本機能の請求を行う回線群代表者は、本機能によって通信を行うことができるようにするL3 契約者回線群を指定していただきます。</p> <p>エ 当社は、ウで指定した契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合は、本機能の提供を行いません。</p> <p>オ 当社は、ウで指定した契約者回線群が、既に本機能により所属している他の契約者回線群のエクストラネット接続先であるときは、イにより異なるVLAN IDを付与する場合を除き、本機能の提供を行いません。</p> <p>カ 当社は、他の付加機能の提供にあたり、本機能の適用を受けるL2 契約者回線群を、L3 契約者回線群とみなして取り扱います。</p> <p>キ 本機能の請求を行う回線群代表者は、1の本機能の適用に係るL2 契約者回線群とL3 契約者回線群との物理的な接続点を当社が指定する方法により1箇所指定していただきます。</p> <p>ク 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>																																													
(3) リモートアクセス着信機能1	リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプII、タイプIV、タイプVII又はタイプVIIIのものに限ります。）との通信を行う機能	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1の特定利用契約回線ごとに月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.5Mb/sのもの</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>1Mb/sのもの</td><td>90,000円</td></tr> <tr><td>2Mb/sのもの</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>3Mb/sのもの</td><td>149,000円</td></tr> <tr><td>4Mb/sのもの</td><td>178,000円</td></tr> <tr><td>5Mb/sのもの</td><td>207,000円</td></tr> <tr><td>6Mb/sのもの</td><td>236,000円</td></tr> <tr><td>7Mb/sのもの</td><td>264,000円</td></tr> <tr><td>8Mb/sのもの</td><td>269,500円</td></tr> <tr><td>9Mb/sのもの</td><td>275,000円</td></tr> <tr><td>10Mb/sのもの</td><td>280,000円</td></tr> <tr><td>20Mb/sのもの</td><td>335,000円</td></tr> <tr><td>30Mb/sのもの</td><td>465,000円</td></tr> <tr><td>40Mb/sのもの</td><td>585,000円</td></tr> <tr><td>50Mb/sのもの</td><td>700,000円</td></tr> <tr><td>60Mb/sのもの</td><td>725,000円</td></tr> <tr><td>70Mb/sのもの</td><td>750,000円</td></tr> <tr><td>80Mb/sのもの</td><td>775,000円</td></tr> <tr><td>90Mb/sのもの</td><td>800,000円</td></tr> <tr><td>100Mb/sのもの</td><td>825,000円</td></tr> <tr><td>200Mb/sのもの</td><td>925,000円</td></tr> </tbody> </table>	1の特定利用契約回線ごとに月額		0.5Mb/sのもの	11,000円	1Mb/sのもの	90,000円	2Mb/sのもの	120,000円	3Mb/sのもの	149,000円	4Mb/sのもの	178,000円	5Mb/sのもの	207,000円	6Mb/sのもの	236,000円	7Mb/sのもの	264,000円	8Mb/sのもの	269,500円	9Mb/sのもの	275,000円	10Mb/sのもの	280,000円	20Mb/sのもの	335,000円	30Mb/sのもの	465,000円	40Mb/sのもの	585,000円	50Mb/sのもの	700,000円	60Mb/sのもの	725,000円	70Mb/sのもの	750,000円	80Mb/sのもの	775,000円	90Mb/sのもの	800,000円	100Mb/sのもの	825,000円	200Mb/sのもの	925,000円
1の特定利用契約回線ごとに月額																																														
0.5Mb/sのもの	11,000円																																													
1Mb/sのもの	90,000円																																													
2Mb/sのもの	120,000円																																													
3Mb/sのもの	149,000円																																													
4Mb/sのもの	178,000円																																													
5Mb/sのもの	207,000円																																													
6Mb/sのもの	236,000円																																													
7Mb/sのもの	264,000円																																													
8Mb/sのもの	269,500円																																													
9Mb/sのもの	275,000円																																													
10Mb/sのもの	280,000円																																													
20Mb/sのもの	335,000円																																													
30Mb/sのもの	465,000円																																													
40Mb/sのもの	585,000円																																													
50Mb/sのもの	700,000円																																													
60Mb/sのもの	725,000円																																													
70Mb/sのもの	750,000円																																													
80Mb/sのもの	775,000円																																													
90Mb/sのもの	800,000円																																													
100Mb/sのもの	825,000円																																													
200Mb/sのもの	925,000円																																													

		300Mb/s のもの	1,175,000円
		400Mb/s のもの	1,425,000円
		500Mb/s のもの	1,675,000円
		600Mb/s のもの	1,925,000円
		700Mb/s のもの	2,175,000円
		800Mb/s のもの	2,425,000円
		900Mb/s のもの	2,675,000円
		1Gb/sのもの	2,925,000円
		10Mb/s(ベストエフォート)のもの	—
		100Mb/s(ベストエフォート)のもの	—
備考	<p>ア 当社は、L3 契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合（リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅣのものに限ります。）との通信を行う本機能にあつては、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスのL3 契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合）に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の提供を受ける回線群代表者に対し、特定利用契約回線（アクセスポイントを介して当社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるリモートアクセスサービス（タイプⅡ、タイプⅣ又はタイプⅦであつて、LAN型のものに限ります。）又はタイプⅧに係る利用契約回線と收容局設備とを相互に接続するための電気通信設備であつて、イーサネット方式のものをいいます。以下同じとします。）を提供します。 この場合、特定利用契約回線の品目は、当社のリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線に係る品目と同じ品目とします。</p> <p>ウ 当社は、本機能の請求を行う回線群代表者が次のいずれかの契約を締結していることを条件として、本機能を提供します。 （ア）リモートアクセスサービス契約約款に定めるリモートアクセス契約（そのリモートアクセス契約に係る利用契約回線がLAN型に係るタイプⅡ、タイプⅣ、タイプⅦ又はタイプⅧのものに限ります。） （イ）当社が別に定める他の電気通信事業者が契約約款等に定める電気通信サービス（当該他の電気通信事業者が、当社のリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅧ（コースⅠのものに限ります。）のものであつて、アクセスポイントを介してその回線群代表者名義の特定利用契約回線と相互に接続するものに限ります。）を利用して提供するものをいいます。以下「リモートアクセス相当サービス」といいます。）に係る契約（以下「リモートアクセス相当契約」といいます。）</p> <p>エ 本機能は、IPv4により行うもの限り、利用することができます。ただし、当社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるタイプⅡ又はタイプⅦに係る利用契約回線との通信を行う場合であつて、同約款に定めるau回線（LTEサービス又はLTEモジュールに係るものに限ります。）により行われるものについては、この限りではありません。</p> <p>オ 当社は、本機能の請求を行った契約者がウの規定を満たさなくなったときは、本機能を廃止します。</p> <p>カ リモートアクセス相当契約を締結していることを条件として本機能の提</p>		

	<p>供を受け、又は提供を受けている回線群代表者は、当社が本機能の提供を行うために必要な範囲で、そのリモートアクセス相当契約に係る回線群代表者の情報について、ウに定める他の電気通信事業者から通知を受け、及び利用することを承諾していただきます。</p> <p>キ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(4) バックアップ機能 1	<p>リモートアクセス着信機能 1 に係る電気通信回線（リモートアクセス着信機能 1 と一体的に利用するリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線を含みます。以下この欄において同じとします。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、その回線群代表者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の電気通信回線を使用して、そのリモートアクセス着信機能 1 を利用することができるようにする機能</p>	1 の利用契約回線ごとに月額	
		0.5Mb/s のもの	11,000円
		1Mb/s のもの	90,000円
		2Mb/s のもの	120,000円
		3Mb/s のもの	149,000円
		4Mb/s のもの	178,000円
		5Mb/s のもの	207,000円
		6Mb/s のもの	236,000円
		7Mb/s のもの	264,000円
		8Mb/s のもの	269,500円
		9Mb/s のもの	275,000円
		10Mb/s のもの	280,000円
		20Mb/s のもの	335,000円
		30Mb/s のもの	465,000円
		40Mb/s のもの	585,000円
		50Mb/s のもの	700,000円
		60Mb/s のもの	725,000円
		70Mb/s のもの	750,000円
		80Mb/s のもの	775,000円
		90Mb/s のもの	800,000円
		100Mb/s のもの	825,000円
		200Mb/s のもの	925,000円
		300Mb/s のもの	1,175,000円
		400Mb/s のもの	1,425,000円
500Mb/s のもの	1,675,000円		
600Mb/s のもの	1,925,000円		
700Mb/s のもの	2,175,000円		
800Mb/s のもの	2,425,000円		
900Mb/s のもの	2,675,000円		
1Gb/s のもの	2,925,000円		
100Mb/s (ベストエフォート) のもの	—		
備考	<p>ア 当社は、L3 契約者回線群（リモートアクセス着信機能 1（10Mb/s（ベストエフォート）のものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。この場合において、100Mb/s（ベストエフォート）のものについては、リモートアクセス着信機能 1（100Mb/s（ベストエフォート）のものに限ります。）の適用に係る電気通信回線に適用するもの限り提供します。</p>		

	<p>イ 本機能（リモートアクセス着信機能1（100Mb/s（ベストエフォート）のものに限ります。）に係る電気通信回線に適用するものを除きます。）において、予備の電気通信回線の品目に係る符号伝送速度が、リモートアクセス着信機能1の電気通信回線の品目に係る符号伝送速度の2分の1未満となるものについては提供しません。</p> <p>ウ 本機能（リモートアクセス着信機能1（100Mb/s（ベストエフォート）のものに限ります。）に係る電気通信回線に適用するものに限ります。）における予備の電気通信回線に係る品目は、100Mb/s（ベストエフォート）に限り提供します。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>							
(5) エクストラネット機能 I	<p>加入契約回線等から、その加入契約回線等が所属する契約者回線群と異なる契約者回線群の契約者回線群所属回線若しくはL3仮想チャネル又はデジタルデータサービス契約約款に規定する閉域グループに所属するポートとの通信を行う機能</p>	1の契約者回線群識別番号ごとに1,000円						
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、L3契約者回線群に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能の請求を行う代表契約者は、本機能の提供を受ける契約者回線群の通信先となる契約者回線群（L3契約者回線群に限ります。）若しくはL3仮想チャネル群又はデジタルデータサービス契約約款に規定する閉域グループを指定していただきます。</p> <p>ウ 当社は、イで指定した契約者回線群の代表契約者若しくはL3仮想チャネル群の仮想チャネル群代表者又は閉域グループの代表者の承諾が得られない場合は、本機能の提供を行いません。</p> <p>エ 当社は、本機能の提供を受ける契約者回線群に所属する全ての加入契約回線等の回線使用料については、その終端の位置にかかわらず、プラン3の料金を適用します。</p> <p>オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>							
(6) プラットフォームゲートウェイ機能 I	<p>その他回線（特定設備に係るものに限ります。）を設置することによって、加入契約回線等から、その特定設備への通信（仮想チャネルを利用して行うものを除きます。）を行うことができるようにする機能</p>	—						
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、L3契約者回線群に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、IPv4により行うもの限り、利用することができます。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>							
(7) AWS設備接続機能 I	<p>加入契約回線等からAWS設備への通信を行うことができるようにするもの</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">1の契約者回線群ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <td>ア タイプ1 協定事業者の電気通信回線設備を経由して、ワイドエリアバーチャル</td> <td>—</td> </tr> </table>	1の契約者回線群ごとに月額		区分	料金額	ア タイプ1 協定事業者の電気通信回線設備を経由して、ワイドエリアバーチャル	—
1の契約者回線群ごとに月額								
区分	料金額							
ア タイプ1 協定事業者の電気通信回線設備を経由して、ワイドエリアバーチャル	—							

		スイッチ網とAWS設備接続装置とを接続するもの	
		イ タイプ2 ワイドエリアバーチャルスイッチ網とAWS設備接続装置とを直接接続するもの	60,000円
備考	<p>ア 当社は、L3契約者回線群（第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限ります。）に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>ただし、本機能の提供に係るAWS設備に余裕がない等の理由から、その請求に係るAWS設備への通信を提供することが困難と認めるときは、この限りではありません。</p> <p>イ 当社は、加入契約回線等とAWS設備との間の通信について、その接続、品質、速度等を保証しません。</p> <p>ウ 本機能は、IPv4により行うもの限り、利用することができます。</p> <p>エ 当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害について、その責任を負いません。</p> <p>オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>（注）オに定める当社が別に定めるところには、次の提供条件を含みます。</p> <p>本機能に係る付加機能利用料については、第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「24時間」と読み替えて適用するものであること。</p>		
(8) インターネット接続機能I (商品名：タイプ1)	インターネット接続機能用設備 (インターネットを介した通信を行うための機能を有する付加機能用の設備をいいます。以下同じとします。)を経由することによって、加入契約回線等(インターネット接続回線を除きます。)とインターネットとの間の通信(仮想チャネルを利用して行うものを除きます。)を(16)欄に定めるNATモードにより行うことができるようにするもの	1の契約者回線群ごとに月額	
		品目	料金額
		10Mb/sのもの	100,000円
		20Mb/sのもの	140,000円
		30Mb/sのもの	180,000円
		40Mb/sのもの	220,000円
		50Mb/sのもの	260,000円
		60Mb/sのもの	300,000円
		70Mb/sのもの	340,000円
		80Mb/sのもの	380,000円
		90Mb/sのもの	420,000円
		100Mb/sのもの	460,000円
		200Mb/sのもの	760,000円
		300Mb/sのもの	1,060,000円
		400Mb/sのもの	1,360,000円
500Mb/sのもの	1,660,000円		
600Mb/sのもの	1,760,000円		
700Mb/sのもの	1,860,000円		
800Mb/sのもの	1,960,000円		

		900Mb/sのもの	2,060,000円		
		1Gb/sのもの	2,160,000円		
		1Gb/s（ベストエフォート）のもの	0円		
備考	<p>ア 当社は、回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、その契約者回線群を構成する契約者回線等に係るいずれかの契約者が次のサービスの提供を受けていることを条件として提供します。 （ア）インターネットファイアウォール機能、IDS/IPS機能、メールアンチウィルス機能、Webアンチウィルス機能、URLフィルタリング機能又はUTM機能 （イ）総合オープン通信網サービス契約約款に定めるセキュリティサービス （ウ）その他当社が別に定めるもの</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの回線群代表者からアに定める請求がないときは、1Gb/s（ベストエフォート）の品目を選択する請求があったものとみなします。</p> <p>エ 本機能を利用する契約者は、本機能に係る加入契約回線等とインターネットとの間の通信に係る固定IPアドレス（（9）に定める「固定IPアドレス」をいいます。）を指定していただきます。</p> <p>オ 当社は、イに定める条件を満たさない状態であることを確認したときは、本機能の提供を終了することがあります。</p> <p>カ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>				
(9) 固定IPアドレス提供機能	インターネット接続機能に係る加入契約回線等とインターネットとの間の通信を可能とするためのグローバルIPアドレス（以下「固定IPアドレス」といいます。）を割り当てるもの	区 分	単 位	料金額	
		固定IPアドレスをDirectモード（インターネット接続機能用設備を介して行う通信において、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるNAT機能を利用しないものをいいます。以下同じとします。）で利用する場合	連続する8個の固定IPアドレスを割り当てるもの（/29）	その連続する8個の固定IPアドレスごとに	1,600円
			連続する16個の固定IPアドレスを割り当てるもの（/28）	その連続する16個の固定IPアドレスごとに	3,200円
			連続する32個の固定IPアドレスを割り当てるもの（/27）	その連続する32個の固定IPアドレスごとに	6,400円
		固定IPアドレスをNATモード（インターネット接続機能用	1の固定IP	200円	

		設備を介して行う通信において、NAT機能を利用するものをいいます。以下同じとします。)で利用する場合	アドレス数ごとに	
	備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている契約者からの請求に基づき、本機能を提供します。</p> <p>イ NATモードに係る固定IPアドレスの数の上限数は、32個とします。</p> <p>ウ 固定IPアドレスをNATモードで利用する場合、そのNATモードに係る1までの固定IPアドレスに係る料金額は、上欄の規定にかかわらず、税抜価格0円とします。</p> <p>エ 当社は、本機能において、IPv4のみを割り当てるものとします。</p> <p>オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(10) インターネットファイアウォール機能	<p>次の通信を遮断することができるもの</p> <p>ア 契約者があらかじめ設定したIPアドレス以外のIPアドレスとアプライアンス設備との間の通信（インターネットを介して行うものに限ります。）</p> <p>イ 契約者があらかじめ設定したTCP/UDPポート番号以外のポート番号を利用してアプライアンス設備から発信し、又はアプライアンス設備に着信する通信（インターネットを介して行うものに限ります。）</p>	1の契約者回線群ごとに月額		
		品 目	料金額	
		10Mb/sのもの	41,000円	
		20Mb/sのもの	42,000円	
		30Mb/sのもの	43,000円	
		40Mb/sのもの	44,000円	
		50Mb/sのもの	45,000円	
		60Mb/sのもの	46,000円	
		70Mb/sのもの	47,000円	
		80Mb/sのもの	48,000円	
		90Mb/sのもの	49,000円	
		100Mb/sのもの	50,000円	
		200Mb/sのもの	90,000円	
		300Mb/sのもの	130,000円	
		400Mb/sのもの	170,000円	
		500Mb/sのもの	210,000円	
		600Mb/sのもの	260,000円	
700Mb/sのもの	310,000円			
800Mb/sのもの	360,000円			
900Mb/sのもの	410,000円			
1Gb/sのもの	460,000円			
備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) イに定める本機能の内容及び本機能の利用により生じた結果には、伝送速度の一時的な制限及びその超過した符号の全部又は一部の破棄を含みます。</p>			
(11) IDS / IPS機	アプライアンス設備において当社が別に定める方式による不正侵入	1の契約者回線群ごとに月額		
		品 目	料金額	

能	又は攻撃と認める通信を検知した場合に、インターネットからワイドエリアバーチャルスイッチ網に着信する通信を制限することができるもの	10Mb/sのもの	46,000円
		20Mb/sのもの	47,000円
		30Mb/sのもの	48,000円
		40Mb/sのもの	49,000円
		50Mb/sのもの	50,000円
		60Mb/sのもの	51,000円
		70Mb/sのもの	52,000円
		80Mb/sのもの	53,000円
		90Mb/sのもの	54,000円
		100Mb/sのもの	55,000円
		200Mb/sのもの	100,000円
		300Mb/sのもの	145,000円
		400Mb/sのもの	190,000円
		500Mb/sのもの	235,000円
		600Mb/sのもの	300,000円
		700Mb/sのもの	365,000円
		800Mb/sのもの	430,000円
900Mb/sのもの	495,000円		
1Gb/sのもの	560,000円		
備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) イに定める本機能の内容及び本機能の利用により生じた結果には、伝送速度の一時的な制限及びその超過した符号の全部又は一部の破棄を含みます。</p>		
(12) メール アンチウィ ルス機能	インターネット接続機能に係るアプリケーション設備を介して行う通信を利用して送受信される電子メールに添付された電子ファイルにコンピュータウィルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与え、又は利用者の意図しない動作を行うコンピュータプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、アプリケーション設備においてそのコンピュータウィルスを除去し、又は契約者にその含まれている旨を通知するもの	1の契約者回線群ごとに月額	
		品目	料金額
		10Mb/sのもの	53,000円
		20Mb/sのもの	54,000円
		30Mb/sのもの	55,000円
		40Mb/sのもの	56,000円
		50Mb/sのもの	57,000円
		60Mb/sのもの	58,000円
		70Mb/sのもの	59,000円
		80Mb/sのもの	60,000円
		90Mb/sのもの	61,000円
		100Mb/sのもの	62,000円
		200Mb/sのもの	114,000円
		300Mb/sのもの	166,000円
400Mb/sのもの	218,000円		
500Mb/sのもの	270,000円		

		600Mb/sのもの	345,000円
		700Mb/sのもの	420,000円
		800Mb/sのもの	495,000円
		900Mb/sのもの	570,000円
		1Gb/sのもの	645,000円
備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能の利用により、その電子メール又はその電子メールに添付された電子ファイルの全部又は一部を破棄等することがあります。この場合において、その破棄等されたその電子メール又はその電子メールに添付された電子ファイルの全部又は一部は復元等することができません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(13) Web アンチウィ ルス機能	インターネット接続機能に係るアプリケーション設備を介して行う通信を利用して閲覧等するホームページ等の情報にコンピュータウィルスが含まれている場合に、アプリケーション設備に着信したそのホームページ等の情報からそのコンピュータウィルスを除去し、除去したホームページ等の情報をその加入契約回線等に充てて送信するもの	1の契約者回線群ごとに月額	
		品目	料金額
		10Mb/sのもの	71,000円
		20Mb/sのもの	72,000円
		30Mb/sのもの	73,000円
		40Mb/sのもの	74,000円
		50Mb/sのもの	75,000円
		60Mb/sのもの	76,000円
		70Mb/sのもの	77,000円
		80Mb/sのもの	78,000円
		90Mb/sのもの	79,000円
		100Mb/sのもの	80,000円
		200Mb/sのもの	135,000円
		300Mb/sのもの	190,000円
		400Mb/sのもの	245,000円
		500Mb/sのもの	300,000円
		600Mb/sのもの	400,000円
700Mb/sのもの	500,000円		
800Mb/sのもの	600,000円		
900Mb/sのもの	700,000円		
1Gb/sのもの	800,000円		
備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(14) URL フィルタリ	インターネット接続機能に係るアプリケーション設備を介して行う特	1の契約者回線群ごとに月額	
		品目	料金額

ング機能	定のホームページへの接続をURL（インターネット上に存在する文書、画像等の情報資源の場所を指定する文字列をいいます。）に係るカテゴリの情報を利用して、又は契約者があらかじめ指定したURLを利用して制限することができるもの	10Mb/sのもの	71,000円
		20Mb/sのもの	72,000円
		30Mb/sのもの	73,000円
		40Mb/sのもの	74,000円
		50Mb/sのもの	75,000円
		60Mb/sのもの	76,000円
		70Mb/sのもの	77,000円
		80Mb/sのもの	78,000円
		90Mb/sのもの	79,000円
		100Mb/sのもの	80,000円
		200Mb/sのもの	135,000円
		300Mb/sのもの	190,000円
		400Mb/sのもの	245,000円
		500Mb/sのもの	300,000円
		600Mb/sのもの	410,000円
		700Mb/sのもの	520,000円
		800Mb/sのもの	630,000円
900Mb/sのもの	740,000円		
1Gb/sのもの	850,000円		
備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(15) UTM機能	他の類似のアプライアンス機能（インターネットファイアウォール機能、IDS/I PS機能、メールアンチウィルス機能、Webアンチウィルス機能又はURLフィルタリング機能をいいます。以下この(15)において同じとします。）に相当する機能を合わせて提供するもの	1の契約者回線群ごとに月額	
		品目	料金額
		1Gb/s（ベストエフォート）のもの	120,000円
備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、他の類似のアプライアンス機能の提供の有無、設定の状況等による一切の影響を受けることなく提供します。</p> <p>ウ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(16) NAT機能	加入契約回線等とインターネットとの間の通信を可能とするため	1の契約者回線群ごとに月額	
		品目	料金額

	に、契約者があらかじめ指定したグローバルIPアドレスと契約者があらかじめ指定したプライベートIPアドレスとの間の変換を行うことができるもの	変換ルール数が10以下のもの	0円
		変換ルール数が10を超え、30までのもの	1,000円
		変換ルール数が30を超え、50までのもの	3,000円
		変換ルール数が50を超え、100までのもの	5,000円
	備考	<p>ア 当社は、回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの回線群代表者は固定IPアドレス提供機能の提供を受けている者に限ります。この場合において、アに定める請求において、本機能の利用に係る固定IPアドレス提供機能の請求がなかったときは、当社は、その回線群代表者からその固定IPアドレス提供機能の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ウ 契約者は1以上の変換ルール（グローバルIPアドレスとプライベートIPアドレスとの間の変換に係る組み合わせであって、当社が別に定める基準を満たすものをいいます。）を申告していただきます。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(17) セキュリティログ保存用ディスクの提供機能	インターネットファイアウォール機能、IDS/IPS機能、メールアンチウイルス機能、Webアンチウイルス機能、URLフィルタリング機能、UTM機能又はNAT機能（以下この(17)において「対象アプライアンス機能」といいます。）の適用履歴情報（対象アプライアンス機能の提供を受ける契約者の指定に従って規制した通信に係るものに限ります。以下「セキュリティログ」といいます。）を保存することができるストレージ（アプライアンス設備の磁気ディスク装置又は磁気ディスク装置に準じる物をいいます。以下「セキュリティログ保存用ディスク」といいます。）を提供するもの	1の契約者回線群ごとに月額	
		セキュリティログ保存用ディスクの記憶容量	料金額
		10GByte	-
		20GByte	7,000円
		30GByte	14,000円
		40GByte	21,000円
		50GByte	28,000円
		60GByte	35,000円
		70GByte	42,000円
		80GByte	49,000円
		90GByte	56,000円
100GByte	63,000円		
備考	<p>ア 当社は、対象アプライアンス機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ ア及び第27条の規定にかかわらず、10GByteのものにあつては、対象アプライアンス機能の提供期間中、本機能を提供します。</p> <p>ウ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところ</p>		

	によります。									
(18) allowログ提供機能	allowログ（インターネットファイアウォール機能又はUTM機能に係るセキュリティログ以外の通信履歴をいいます。以下同じとします。）を提供するもの	区 分	単 位	料金額						
		バッチタイプ（カスタマコントロール提供サービスを利用して指定した日以降のallowログを記録し、閲覧することができますようにするものをいいます。）	月額	10,000円						
		リアルタイムタイプ（カスタマコントロール提供サービスを利用して指定した時刻（そのカスタマコントロール提供サービスの操作を行った時刻以降のものに限ります。）以降のallowログを記録し、閲覧することができますようにするものをいいます。）	1 時間ごと	2,000円						
備考	<p>ア 当社は、4-2（契約者回線群に係るもの）（17）（セキュリティログ保存用ディスクの提供機能）に定める対象アプライアンス機能（インターネットファイアウォール機能又はUTM機能に限ります。）の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に限り、本機能を提供します。</p> <p>イ allowログは、その記録を開始した時刻以降、次表に定める単位期間を単位として、セキュリティログ保存用ディスクに保存されます。</p> <table border="1" data-bbox="518 1108 1484 1220"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単位期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バッチタイプ</td> <td>1 暦日</td> </tr> <tr> <td>リアルタイムタイプ</td> <td>1 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果（セキュリティログ保存用ディスクに保存されているデータの総容量がセキュリティログ保存用ディスクの記憶容量を超えたことにより生じた事象を含みます。）に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>				区 分	単位期間	バッチタイプ	1 暦日	リアルタイムタイプ	1 時間
区 分	単位期間									
バッチタイプ	1 暦日									
リアルタイムタイプ	1 時間									

4-3 L3仮想チャネル群に係るもの

	区 分	料金額
(1) エクストラネット機能II	L3仮想チャネルから、そのL3仮想チャネルが所属するL3仮想チャネル群と異なるL3仮想チャネル群に所属するL3仮想チャネル若しくは契約者回線群所属回線又はKDDI株式会社のデジタルデータサービス契約約款に規定する閉域グループに所属するポートとの通信を行う機能	-
	備考	<p>ア 当社は、L3仮想チャネル群に係る仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能の請求を行う仮想チャネル群代表者は、本機能の提供を受けるL3仮想チャネル群の通信先となるL3仮想チャネル群若しくは契約者回線</p>

	<p>群（L3 契約者回線群に限ります。）又はKDDI 株式会社のデジタルデータサービス契約約款に規定する閉域グループを指定していただきます。</p> <p>ウ 当社は、イで指定した通信先となるL3 仮想チャネル群の仮想チャネル群代表者若しくは契約者回線群の代表契約者又は閉域グループの代表者の承諾が得られない場合は、本機能の提供を行いません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(2) プラットフォームゲートウェイ機能Ⅱ	<p>その他回線（特定設備に係るものに限ります。）を設置することによって、そのL3 仮想チャネル群を構成するL3 仮想チャネルから、その特定設備への通信を行うことができるようにする機能</p>	—	
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、L3 仮想チャネル群に係る仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、IPv4により行うもの限り、利用することができます。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(3) インターネット接続機能Ⅲ （商品名：タイプ3）	<p>インターネット接続機能用設備を経由することによって、加入契約回線等とインターネットとの間の通信（L3 仮想チャネルを利用して行うものに限ります。）を4-2（契約者回線群に係るもの）（16）欄に定めるNATモードにより行うことができるようにするもの</p>	1の契約者回線群ごとに月額	
		品 目	料金額
		10Mb/sのもの	100,000円
		20Mb/sのもの	140,000円
		30Mb/sのもの	180,000円
		40Mb/sのもの	220,000円
		50Mb/sのもの	260,000円
		60Mb/sのもの	300,000円
		70Mb/sのもの	340,000円
		80Mb/sのもの	380,000円
		90Mb/sのもの	420,000円
		100Mb/sのもの	460,000円
		200Mb/sのもの	760,000円
		300Mb/sのもの	1,060,000円
		400Mb/sのもの	1,360,000円
		500Mb/sのもの	1,660,000円
		600Mb/sのもの	1,760,000円
		700Mb/sのもの	1,860,000円
		800Mb/sのもの	1,960,000円
		900Mb/sのもの	2,060,000円
		1Gb/sのもの	2,160,000円
		1Mb/s（エントリータイプ）のもの	60,000円
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、L3 仮想チャネル群に係る仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、そのL3 仮想チャネル群を構成するL3 仮想チャネルに係るいずれかの契約者が次のサービスの提供を受けていることを条件として提供します。</p> <p>（ア）インターネットファイアウォール機能、IDS/IPS機能、メールアンチウイルス機能、Webアンチウイルス機能、URLフィルタリン</p>		

	<p>グ機能又はU T M機能</p> <p>(イ) K D D I 株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定めるセキュリティサービス</p> <p>(ウ) その他当社が別に定めるもの</p> <p>ウ 本機能を利用する契約者は、料金表別表 1 の (4) に掲げる品目を指定していただきます。</p> <p>エ 本機能を利用する契約者は、本機能に係る L 3 仮想チャネルとインターネットとの間の通信に係る固定 I P アドレスを指定していただきます。</p> <p>オ 当社は、イに定める条件を満たさない状態であることを確認したときは、本機能の提供を終了することがあります。</p> <p>カ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	---

4-4 契約者回線群又はL3仮想チャネル群に係るもの

区 分		品 目	料金額
(1) クラウド設備接続機能	その契約者回線群（第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限ります。）若しくはL3仮想チャネル群を構成する加入契約回線等（特定利用契約回線を含みます。）又はL3仮想チャネルからクラウド設備への通信を行うことができるようにするもの	1の契約者回線群ごとに又はL3仮想チャネル群ごとに月額	
		品 目	料金額
		10Mb/sのもの	64,000円
		20Mb/sのもの	118,000円
		30Mb/sのもの	164,000円
		40Mb/sのもの	204,000円
		50Mb/sのもの	239,000円
		60Mb/sのもの	270,000円
		70Mb/sのもの	298,000円
		80Mb/sのもの	322,000円
		90Mb/sのもの	344,000円
		100Mb/sのもの	364,000円
		200Mb/sのもの	695,000円
		300Mb/sのもの	997,000円
		400Mb/sのもの	1,274,000円
		500Mb/sのもの	1,528,000円
		600Mb/sのもの	1,763,000円
700Mb/sのもの	1,981,000円		
800Mb/sのもの	2,183,000円		
900Mb/sのもの	2,371,000円		
	1Gb/sのもの	2,547,000円	
備考	<p>ア 当社は、回線群代表者（第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限ります。）又はL3仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>ただし、本機能の提供に係るクラウド設備に余裕がない等の理由から、その請求に係るクラウド設備への通信を提供することが困難と認めるときは、この限りではありません。</p> <p>イ 本機能の提供を受ける回線群代表者又はL3仮想チャネル群代表者は、当社が別に掲げるクラウド設備の中から、本機能を利用して通信する1のクラウド設備をあらかじめ指定していただきます。</p>		

	<p>ウ 当社は、イに基づき指定のあったクラウド設備（以下この欄において「本クラウド設備」といいます。）が当社が別途指定するものであるときは、本機能に係るその他回線について、予備の電気通信回線設備を設定しません。</p> <p>エ 当社は、契約者と第三者との間で締結される本クラウド設備の利用に関する契約の締結状態等にかかわらず、本サービスの提供を行います。</p> <p>オ 本機能は、IPv4により行うものに限りに利用することができます。</p> <p>カ 本機能に係る付加機能利用料は、第44条第2項第2号の表及び同条第3項第2号の表に規定する支払いを要しない料金には含みません。 ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。</p> <p>キ 当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、クラウド設備内の通信、本機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害について、その責任を負いません。</p> <p>ク 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	---

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

1-1 1-2 (東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係るもの) 以外のもの

区 分	内 容						
(1) 工事費の適用	<p>ア 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、次表に定める工事の区分に応じて、1の工事ごとに工事費の支払いを要します。</p> <p>この場合において、当社は、この料金表に特段の定めがある場合を除き、回線番号（加入契約者回線等ごとに当社が割り当てる数字、文字、記号等により構成された文字列をいいます。以下同じとします。）及び開通日（その工事に係るワイドエリアバーチャルスイッチサービス、付加機能、端末設備等の提供開始日をいいます。以下同じとします。）が同一である工事を1の工事として取り扱います。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">契約者宅内工事</td> <td> <p>契約者宅（契約者が指定した場所（当社契約者回線、他社接続回線若しくはモバイル回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るもの）に限ります。）又はその契約者回線群を構成する加入契約者回線等とアクセスポイントを介して通信することができるKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める第5種総合オープン通信網サービス（特定通信限定利用型のもの）に限ります。）に係る利用回線又は端末回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るもの）に限ります。）の場所をいいます。）と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内をいいます。以下同じとします。）において、当社の係員を派遣して行う工事</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取扱局内工事</td> <td> <p>ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局内において実施する工事（契約者宅に設置された端末設備の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	契約者宅内工事	<p>契約者宅（契約者が指定した場所（当社契約者回線、他社接続回線若しくはモバイル回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るもの）に限ります。）又はその契約者回線群を構成する加入契約者回線等とアクセスポイントを介して通信することができるKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める第5種総合オープン通信網サービス（特定通信限定利用型のもの）に限ります。）に係る利用回線又は端末回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るもの）に限ります。）の場所をいいます。）と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内をいいます。以下同じとします。）において、当社の係員を派遣して行う工事</p>	取扱局内工事	<p>ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局内において実施する工事（契約者宅に設置された端末設備の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。）</p>
	区 分	内 容					
	契約者宅内工事	<p>契約者宅（契約者が指定した場所（当社契約者回線、他社接続回線若しくはモバイル回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るもの）に限ります。）又はその契約者回線群を構成する加入契約者回線等とアクセスポイントを介して通信することができるKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める第5種総合オープン通信網サービス（特定通信限定利用型のもの）に限ります。）に係る利用回線又は端末回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るもの）に限ります。）の場所をいいます。）と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内をいいます。以下同じとします。）において、当社の係員を派遣して行う工事</p>					
取扱局内工事	<p>ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局内において実施する工事（契約者宅に設置された端末設備の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。）</p>						
<p>イ 契約者は、アプライアンス機能又は仮想チャネル提供機能の提供条件の変更に係る請求（カスタマコントロール提供サービスを利用して行うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときは、1の申込みごとに手数料の支払いを要します。</p> <p>注 イに定める場合において、当社は、その請求により、付加機能利用料（アプライアンス機能に係るもの）に限ります。）に係る料金の変動することとなるときはその請求を承諾しません。</p>							
<p>ウ 工事費には、次の区分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事費の区分</th> <th style="text-align: center;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア) 宅内入所工事料</td> <td style="text-align: center;">契約者宅内工事に適用する工事費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 網内工事料</td> <td style="text-align: center;">取扱局内工事であって、(ウ) から (カ) ま</td> </tr> </tbody> </table>	工事費の区分	適 用	(ア) 宅内入所工事料	契約者宅内工事に適用する工事費	(イ) 網内工事料	取扱局内工事であって、(ウ) から (カ) ま	
工事費の区分	適 用						
(ア) 宅内入所工事料	契約者宅内工事に適用する工事費						
(イ) 網内工事料	取扱局内工事であって、(ウ) から (カ) ま						

		でのもの以外のものに適用する工事費
	(ウ) トラフィックフリー通信対象の設定等に係る工事料	取扱局内工事（TF指定登録として行うものを除きます。）であって、トラフィックフリー通信対象の設定に用いるIPアドレス（以下「指定IPアドレス」といいます。）の新設、変更又は廃止に係るものに適用する工事費
	(エ) 付加機能に係る手数料	取扱局内工事であって、当社がアプライアンス機能又は仮想チャネル提供機能の設定を行うものに適用する工事費
	(オ) エクストラネット機能に係る工事料	取扱局内工事であって、エクストラネット機能に係る設定を要するものに適用する工事費（（エ）のものを除きます。）
	(カ) 特定当社契約者回線設定宅内工事加算料	特定当社契約者回線の設定又は変更（インターフェース種別の変更を伴わない特定当社契約者回線の品目の変更を除きます。）に係る契約者宅内工事に適用する宅内入所工事料の加算料
	(キ) 特定当社契約者回線網内工事加算料	特定当社契約者回線の品目の変更（インターフェース種別の変更を伴わないものに限ります。）に係る取扱局内工事に適用する網内工事料の加算料
	備考 トラフィックフリー通信対象の設定等に係る工事料及びエクストラネット機能に係る工事料については、アの規定にかかわらず、1の契約者回線群及び開通日が同一である工事を1の工事として取り扱います。	
(2) 特定当社契約者回線移転宅内工事加算料の適用	ア 特定当社契約者回線の設定又は変更（インターフェース種別の変更を伴わない特定当社契約者回線の品目の変更を除きます。）に係る契約者宅内工事を行う場合、契約者は、宅内入所工事料に加えて、特定当社契約者回線移転宅内工事加算料の支払いを要します。 この場合において、特定当社契約者回線の変更（特定当社契約者回線の終端（契約者宅内のものに限ります。）の場所の変更のみを行うものに限ります。）に係る宅内入所工事料は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、0円とします。	

<p>(3) 付加機能に係る工事費の特別取扱い</p>	<p>ア 契約者は、次の工事（以下「付加機能に係る工事費」といいます。）について、第45条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>（ア）優先制御機能1（加入契約回線等の品目が1Mb/s（バーストタイプ）のもの又は10Mb/s（バーストタイプ）のものに限ります。）に係る工事</p> <p>（イ）アクセス制御接続機能（プラットフォームゲートウェイ機能の提供を受けている契約者回線群に係るものに限ります。）に係る工事</p> <p>（ウ）プラットフォームゲートウェイ機能に係る工事</p> <p>（エ）AWS設備接続機能Iに係る工事</p> <p>（オ）クラウド設備接続機能に係る工事</p> <p>（カ）アプライアンス機能に係る工事（その月中に実施する2回目または3回目のものに限ります。）</p> <p>イ 契約者は、次表左欄の工事について、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表右欄の額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1の工事ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工 事</th> <th style="text-align: center;">工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アプライアンス機能に係る工事（その月中に実施する4回目以降のものに限ります。）</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工 事	工事費の額	アプライアンス機能に係る工事（その月中に実施する4回目以降のものに限ります。）	10,000円
工 事	工事費の額				
アプライアンス機能に係る工事（その月中に実施する4回目以降のものに限ります。）	10,000円				
<p>(4) 工事費の減額適用</p>	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>				
<p>(5) 複数工事の施工に係る特別取扱い</p>	<p>ア 1の工事において宅内入所工事料と網内工事料の両方が発生する場合、その網内工事料は支払いを要しません。</p> <p>イ 1の工事において複数の宅内入所工事が発生する場合、そのうちの1の宅内入所工事料について、支払いを要します。</p> <p>ウ 1の工事において複数の特定当社契約者回線設定宅内工事加算料が発生する場合、そのうちの1の特定当社契約者回線設定宅内工事加算料について、支払いを要します。</p> <p>エ 1の工事において複数の網内工事が発生する場合、そのうちの1の網内工事料について、支払いを要します。</p>				
<p>(6) 特別な工事を行う場合の工事費の適用</p>	<p>引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただくことがあります。</p>				

1-2 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係るもの

次に掲げる事項については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款等の規定を準用します。

- (1) 工事費（工事料に限ります。以下この1-2において同じとします。）の算定
- (2) 基本工事費の適用
- (3) 回線接続等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用
- (4) 移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用
- (5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用
- (6) 割増工事費の適用
- (7) 工事費の減額適用

2 工事費の額

2-1 2-2 (東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係るもの) 以外のもの

2-1-1 2-1-2 (付加機能に係る工事) 以外の工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 宅内入所工事料	1の工事ごとに	25,500円
(2) 網内工事料	1の工事ごとに	3,000円
(3) トラフィックフリー通信対象の設定等に係る工事料	1の工事ごとに	3,000円
(4) 特定当社契約者回線設定宅内工事加算料	1の工事ごとに	120,000円
(5) 特定当社契約者回線網内工事加算料	1の工事ごとに	20,000円

2-1-2 付加機能に係る工事

(1) 加入契約回線等に係るもの

区 分	単 位	工事費の額
(1) 宅内入所工事料	1の工事ごとに	25,500円
(2) 網内工事料	1の工事ごとに	3,000円

(2) 契約者回線群に係るもの

区 分	単 位		工事費の額
(1) 網内工事料	1の工事ごとに		3,000円
(2) エクストラネット機能に係る工事料	1の工事ごとに		3,000円
(3) 付加機能に係る手数料	アプライアンス機能に係るもの	1の工事ごとに	30,000円
	仮想チャネル提供機能に係るもの	1の工事ごとに	3,000円

2-2 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係るもの

東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款等に規定する料金額(税抜価格に限ります。)と同額

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路(異経路による設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。)について適用します。</p> <p>イ 移転後のアクセス回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにワイドエリアバーチャルスイッチ契約を締結して、その場所でワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるワイドエリアバーチャルスイッチサービスの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </td> </tr> </table> <p>イ ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるワイドエリアバーチャルスイッチサービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)	変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)
新たに提供を受けるワイドエリアバーチャルスイッチサービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							
変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							

2 線路設置費の額

1 アクセス回線につき区域外線路 100m までごとに

区 分	線路設置費の額	
	メタル配線の場合	光配線の場合
線路設置費	16,000 円	48,000 円

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	<p>設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>ア 異経路の線路の部分</p> <p>イ 特別な電気通信設備の部分</p>

2 設備費の額

設備費の額	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金等

1 適用

附帯サービスに関する料金の適用については、別記17(セキュリティ監視サービス)、別記18(カスタマコントロール提供サービス)及び別記19(宅内配線接続等工事の施工)の規定に

よります。

2 料金額又は工事に関する費用の額

(1) セキュリティ監視サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額
セキュリティ監視サービス 利用料	1の契約者回線群ごとに	80,000円

(2) 宅内配線接続等工事に係るもの

区 分	単 位	工事に関する費用の額
宅内配線接続等工事	1の工事ごとに	39,800円

料金表別表 1

(1) ATM方式の品目に係る伝送速度

区 分	伝送速度	区 分	伝送速度	区 分	伝送速度
3Mb/s	3.0Mbit/s	43Mb/s	43.0Mbit/s	83Mb/s	83.0Mbit/s
4Mb/s	4.0Mbit/s	44Mb/s	44.0Mbit/s	84Mb/s	84.0Mbit/s
5Mb/s	5.0Mbit/s	45Mb/s	45.0Mbit/s	85Mb/s	85.0Mbit/s
6Mb/s	6.0Mbit/s	46Mb/s	46.0Mbit/s	86Mb/s	86.0Mbit/s
7Mb/s	7.0Mbit/s	47Mb/s	47.0Mbit/s	87Mb/s	87.0Mbit/s
8Mb/s	8.0Mbit/s	48Mb/s	48.0Mbit/s	88Mb/s	88.0Mbit/s
9Mb/s	9.0Mbit/s	49Mb/s	49.0Mbit/s	89Mb/s	89.0Mbit/s
10Mb/s	10.0Mbit/s	50Mb/s	50.0Mbit/s	90Mb/s	90.0Mbit/s
11Mb/s	11.0Mbit/s	51Mb/s	51.0Mbit/s	91Mb/s	91.0Mbit/s
12Mb/s	12.0Mbit/s	52Mb/s	52.0Mbit/s	92Mb/s	92.0Mbit/s
13Mb/s	13.0Mbit/s	53Mb/s	53.0Mbit/s	93Mb/s	93.0Mbit/s
14Mb/s	14.0Mbit/s	54Mb/s	54.0Mbit/s	94Mb/s	94.0Mbit/s
15Mb/s	15.0Mbit/s	55Mb/s	55.0Mbit/s	95Mb/s	95.0Mbit/s
16Mb/s	16.0Mbit/s	56Mb/s	56.0Mbit/s	96Mb/s	96.0Mbit/s
17Mb/s	17.0Mbit/s	57Mb/s	57.0Mbit/s	97Mb/s	97.0Mbit/s
18Mb/s	18.0Mbit/s	58Mb/s	58.0Mbit/s	98Mb/s	98.0Mbit/s
19Mb/s	19.0Mbit/s	59Mb/s	59.0Mbit/s	99Mb/s	99.0Mbit/s
20Mb/s	20.0Mbit/s	60Mb/s	60.0Mbit/s	100Mb/s	100.0Mbit/s
21Mb/s	21.0Mbit/s	61Mb/s	61.0Mbit/s	101Mb/s	101.0Mbit/s
22Mb/s	22.0Mbit/s	62Mb/s	62.0Mbit/s	102Mb/s	102.0Mbit/s
23Mb/s	23.0Mbit/s	63Mb/s	63.0Mbit/s	103Mb/s	103.0Mbit/s
24Mb/s	24.0Mbit/s	64Mb/s	64.0Mbit/s	104Mb/s	104.0Mbit/s
25Mb/s	25.0Mbit/s	65Mb/s	65.0Mbit/s	105Mb/s	105.0Mbit/s
26Mb/s	26.0Mbit/s	66Mb/s	66.0Mbit/s	106Mb/s	106.0Mbit/s
27Mb/s	27.0Mbit/s	67Mb/s	67.0Mbit/s	107Mb/s	107.0Mbit/s
28Mb/s	28.0Mbit/s	68Mb/s	68.0Mbit/s	108Mb/s	108.0Mbit/s
29Mb/s	29.0Mbit/s	69Mb/s	69.0Mbit/s	109Mb/s	109.0Mbit/s
30Mb/s	30.0Mbit/s	70Mb/s	70.0Mbit/s	110Mb/s	110.0Mbit/s
31Mb/s	31.0Mbit/s	71Mb/s	71.0Mbit/s	111Mb/s	111.0Mbit/s
32Mb/s	32.0Mbit/s	72Mb/s	72.0Mbit/s	112Mb/s	112.0Mbit/s
33Mb/s	33.0Mbit/s	73Mb/s	73.0Mbit/s	113Mb/s	113.0Mbit/s
34Mb/s	34.0Mbit/s	74Mb/s	74.0Mbit/s	114Mb/s	114.0Mbit/s
35Mb/s	35.0Mbit/s	75Mb/s	75.0Mbit/s	115Mb/s	115.0Mbit/s
36Mb/s	36.0Mbit/s	76Mb/s	76.0Mbit/s	116Mb/s	116.0Mbit/s
37Mb/s	37.0Mbit/s	77Mb/s	77.0Mbit/s	117Mb/s	117.0Mbit/s
38Mb/s	38.0Mbit/s	78Mb/s	78.0Mbit/s	118Mb/s	118.0Mbit/s
39Mb/s	39.0Mbit/s	79Mb/s	79.0Mbit/s	119Mb/s	119.0Mbit/s
40Mb/s	40.0Mbit/s	80Mb/s	80.0Mbit/s	120Mb/s	120.0Mbit/s
41Mb/s	41.0Mbit/s	81Mb/s	81.0Mbit/s		
42Mb/s	42.0Mbit/s	82Mb/s	82.0Mbit/s		

(2) イーサネット方式の品目に係る伝送速度

区 分	伝 送 速 度
0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの
2Gb/s	2Gbit/s の符号伝送が可能なもの
3Gb/s	3Gbit/s の符号伝送が可能なもの
4Gb/s	4Gbit/s の符号伝送が可能なもの
5Gb/s	5Gbit/s の符号伝送が可能なもの
6Gb/s	6Gbit/s の符号伝送が可能なもの
7Gb/s	7Gbit/s の符号伝送が可能なもの
8Gb/s	8Gbit/s の符号伝送が可能なもの
9Gb/s	9Gbit/s の符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの

(3) 仮想チャネルの品目に係る伝送速度

区 分	伝 送 速 度
0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s (パーストタイプ)	1Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアパーチャルスイッチ網の状態により最大100Mbit/s(その仮想チャネルを設定する加入契約回線又は当社契約者回線の符号伝送速度が100Mbit/sに満たない場合はその符号伝送速度)までの符号伝送が可能なもの
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの

(4) インターネット接続機能Ⅲの品目に係る伝送速度

区 分	伝 送 速 度
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの
1Mb/s (エントリータイプ)	1Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアパーチャルスイッチ網の状態により最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

料金表別表2 同一都県内に終始する契約者回線群に所属するアクセス回線の回線使用料の割引の適用

1 当社は、契約に係る契約者回線群の終端が全て当社が別に定める地域内の同一の都県内で構成されるものについて、同一都県内に終始する契約者回線群に所属するアクセス回線の回線使用料の割引を適用します。その回線使用料については、第1表2(料金額)の2-1の回線使用料(プラン1のうちアクセス回線の終端が当社が別に定める地域にあるものとします。)に代えて、アクセス回線1回線ごとに次表の額を適用します。

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
0.5Mb/sのもの	44,000円
1Mb/sのもの	51,000円
2Mb/sのもの	70,000円
3Mb/sのもの	85,000円
4Mb/sのもの	102,000円
5Mb/sのもの	119,000円

(注)本欄に規定する当社が別に定める地域は、別記1に定める関東地域とします。

2 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスのうち、イーサネット方式のものに限りこの割引を適用します。

別 表

別表 基本的な技術的事項

1 高速デジタル伝送方式のもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
1.5Mb/s(エコノミー クラスのもの)	ISO 標準 IS10173 準拠	TTC 標準 JT-I431-a 準拠

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
128kb/s	ISO 標準 IS8877 準拠	TTC 標準 JT-I430-a 準拠
512kb/s、1.5Mb/s(通 常クラスのもの)	ISO 標準 IS10173 準拠	TTC 標準 JT-I431-a 準拠

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
128kb/s	2線式インタフェース	TTC 標準 JT-G961 準拠		
128kb/s、512kb/s、 1.5Mb/s(通常クラス のもの)	F04 形単芯光ファイバコ ネクタ(JIS 規格 C5973 準 拠)	6,312kbit/s	CM I 符号	光出力-7dBm 以下 使用中心波長 1.31 μm

2 ATM方式のもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電力等
3Mb/s~24Mb/s (1Mb/s 毎)	UTP-MIC(RJ45) (ISO/IEC603-7 準拠)	25.6 Mbit/s	NRZI 符号	3.4V 以下(P-P 値)
3Mb/s~44Mb/s (1Mb/s 毎)	F04 形単心光ファイバコ ネクタ(JIS 規格 C5973 準 拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	TTC 標準 JT-G957 準拠 光出力-8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μm ATM-Forum 準拠 光出力-14dBm 以下 (平均値) 使用波長 1.27 μm ~ 1.38 μm

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電力等

3Mb/s~120Mb/s (1Mb/s 毎)	F 04 形単心光ファイバコ ネクタ (JIS 規格 C5973 準 拠)	155. 520 Mbit/s	NRZ 符号	TTC 標準 JT-G957 準拠 光出力-8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1. 31 μ m ATM-Forum 準拠 光出力-14dBm 以下 (平均値) 使用波長 1. 27 μ m~1. 38 μ m
----------------------------	---	--------------------	--------	---

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件		相互接続回路		
	配線設備を 提供しない 場合	配線設備を 提供する場 合	伝送速度	符号形式	送出電力等
3Mb/s~120Mb/s (1Mb/s 毎)	コネクタ F 04 形単心光 ファイバコ ネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) ケーブル SM 型光ファイ バケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA- 10/125 準 拠)	コネクタ F 04 形単心光 ファイバコ ネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155. 520 Mbit/s	NRZ 符号	光出力+3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1. 31 μ m

3 イーサネット方式のもの

(1)(2) 以外のもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s～10Mb/s(1Mb/s 毎)	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
20Mb/s～100Mb/s (10Mb/s 毎)		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
200Mb/s～1Gb/s (100Mb/s 毎)	F04 形単心光ファイバコネクタ(JIS 規格 C5973 準拠) GI 形光ファイバケーブル(JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX 準拠
	F04 型単心光ファイバコネクタ(JIS C5973 準拠) SM 型光ファイバケーブル(JIS C6835 の SSM A-10/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠) 非シールドより対線(UTP)ケーブル エンハンスドカテゴリ 5 以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
2Gb/s～10Gb/s (1Gb/s 毎)	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC標準61754-20準拠) SM型光ファイバケーブル(JISC6835のSSM A-10/125準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-LR準拠

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s～10Mb/s(1Mb/s 毎)	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
20Mb/s～100Mb/s (10Mb/s 毎)		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路	
		符号形式等	光出力等
0.5Mb/s 1Mb/s～5Mb/s (1Mb/s 毎)、 10Mb/s、100Mb/s	F04 形単芯光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	IEEE802.3 準拠	光出力短距離用 -8dBm 以下(平均値) 中距離用 -3dBm 以下(平均値) 長距離用 0dBm 以下(平均値) 使用中心波長 1.31 μm

(2) 特定契約者回線を使用して行うもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s～ 10Mb/s(1Mb/s毎)	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
20Mb/s～ 100Mb/s(10Mb/s毎)	F04形単心光ファイバコネクタ(JIS規格C5973準拠) GI形光ファイバケーブル(JIS規格C6832のSGI-50/125及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX準拠
		IEEE802.3z 1000BASE-LX準拠
	F04型単心光ファイバコネクタ(JIS C5973準拠) SM型光ファイバケーブル(JIS C6835のSSM A-10/125準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠
2Gb/s～ 10Gb/s(1Gb/s毎)	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC標準61754-20準拠) SM型光ファイバケーブル(JISC6835のSSM A-10/125準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-LR準拠

4 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
タイプ1のもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
タイプ2のもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 非シールドより対線(UTP)ケーブル エンハンスドカテゴリ5以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠

5 IPアクセスサービスを利用する方式のもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
ベストエフォートのもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 非シールドより対線(UTP)ケーブル エン	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠

	ハンスドカテゴリ5以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B. 2準拠)	
--	---------------------------------------	--

6 インターネットを利用する方式のもの

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
ベストエフォートのもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 非シールドより対線(UTP)ケーブル エン ハンスドカテゴリ5以上 (ANSI/TIA/EIA- 568-B. 2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠

7 モバイル回線を利用する方式のもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
ベストエフォートのもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 非シールドより対線(UTP)ケーブル エン ハンスドカテゴリ5以上 (ANSI/TIA/EIA- 568-B. 2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠

附 則

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成22年1月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成29年12月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。